

**第4次箕面市障害者市民の長期計画
(みのお‘N’プラン)**

第7期箕面市障害福祉計画

第3期箕面市障害児福祉計画



令和6年（2024年）3月

 **箕面市**

■ 計画名称について ■

「箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」の‘N’は、障害の有無、年齢、性別等に関わりなく、すべての人が社会の構成員として尊重され、地域の中で共に等しく暮らしていくことのできる社会が当たり前の社会であるという、「ノーマライゼーション」の考え方を基本理念としています。計画名の‘N’は、「ノーマライゼーション」の頭文字をとっています。また、「障害者市民」という表記は、障害者は地域に暮らす市民の一員であるという理念に基づくものです。

目 次

第1部 総論	1
第1章 はじめに	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	4
第2章 障害者市民の状況	5
1 総人口の推移	5
2 障害者手帳所持者等の推移	6
3 障害福祉サービス受給者等の推移	10
4 障害児の就学・就園状況の推移	12
5 医療的ケア児の状況	14
第2部 第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)	15
第1章 これまでのふりかえり	15
1 生活環境の整備	15
2 雇用・就労の充実	17
3 保健・医療の充実	18
4 療育・教育の充実	19
5 権利擁護施策の推進	20
6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実	22
第2章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 第4次長期計画における重点取組	25
第3章 分野別施策の基本的方向性	27
施策の体系	27
1 生活環境の整備	28
2 雇用・就労の充実、日中活動の場の確保	37
3 保健・医療の充実	42
4 療育・教育の充実	46
5 人権施策の推進	53
6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実	59

第3部 第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画..... 60

第1章 計画の策定にあたって	60
1 計画策定に係る国の基本指針	60
2 障害福祉サービス等の実施状況	61
3 障害福祉サービス等の基本的方向性	64
第2章 障害福祉サービスの内容と見込量	67
1 障害福祉サービスの体系	67
2 成果目標と活動指標の関係	69
3 成果目標	71
4 活動指標	81
5 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項	126
6 提供体制の確保に係る関係機関等との連携	128
第3章 分野別施策の行動目標	129
1 生活環境の整備	129
2 雇用・就労の充実、日中活動の場の確保	147
3 保健・医療の充実	155
4 療育・教育の充実	163
5 人権施策の推進	175
6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実	182

第4部 計画の推進体制と進化管理..... 185

1 基本理念の周知と協働体制の推進	185
2 関係機関・団体との連携強化とネットワークの推進	185
3 庁内連携の推進	185
4 進化管理の手法・体制	186

資料編 188

1 関連する法律・市の条例等	188
2 箕面市保健医療福祉総合審議会 諮問書及び答申書	189
3 計画の策定経過	194
4 箕面市保健医療福祉総合審議会資料	196
5 箕面市障害者市民施策推進協議会資料	200
6 箕面市自立支援協議会資料	203
7 本市の障害福祉施策の経緯	205
8 用語説明	208

第1部 総論

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では、平成5年(1993年)に、「この街に住み、この街で暮らすすべての市民がだれひとりとして『人権』を踏みにじられ、涙をこぼすことがあってはならないと願う」とうたった「箕面市人権宣言」を採択し、以来、箕面市福祉のまち総合条例(平成8年)、箕面市まちづくり理念条例(平成9年)及び箕面市人権のまち条例(平成15年)を制定するなど、人権尊重のまちの実現に努めています。

障害者施策においても、平成6年度(1994年度)以来、「箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」(以下「長期計画」という。)及び「箕面市障害福祉計画」「箕面市障害児福祉計画」に基づき、障害の有無、年齢、性別等に関わらず、すべての人が尊厳を確保され、必要に応じた合理的な配慮を受けながら、地域社会の構成員として対等な立場で共に暮らせる社会が、当たり前の社会であるという「ノーマライゼーション^(注1)」の考え方を基本理念として、総合的かつ計画的に障害者施策を推進してきました。

国では、障害に基づくあらゆる形態の差別をなくすことを目指して、平成23年(2011年)に障害者基本法の改正により、いわゆる「社会的モデル」の考え方や「インクルーシブ社会^(注2)」の概念、「合理的配慮^(注3)」の規定などが盛り込まれ、平成25年(2013年)に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)の制定等を経て、平成26年(2014年)に国連の「障害者の権利に関する条約」(以下「障害者権利条約」という。)を締結しました。近年では、令和3年(2021年)に障害者差別解消法が改正され、令和6年(2024年)4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

その他、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

注1 障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。

注2 障害者が、他の者と平等な選択の自由と、地域社会で生活する平等な権利を持ち、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する、多様性を包摂(ほうせつ)した社会。

注3 障害は社会的障壁による生活上の制限であるとする、社会モデルの考え方に基づき、障害者を取り巻く社会的障壁を取り除くために行う環境整備等。

(以下「障害者虐待防止法」という。)、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)、成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)等の制定など、さまざまな国内法の整備が進められ、令和4年(2022年)には、すべての障害者が、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加するために必要な情報を十分に取得、利用し、円滑に意思疎通を図ることができるよう障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(以下「障害者情報アクセシビリティ^(注4)・コミュニケーション施策推進法」という。)が施行されました。

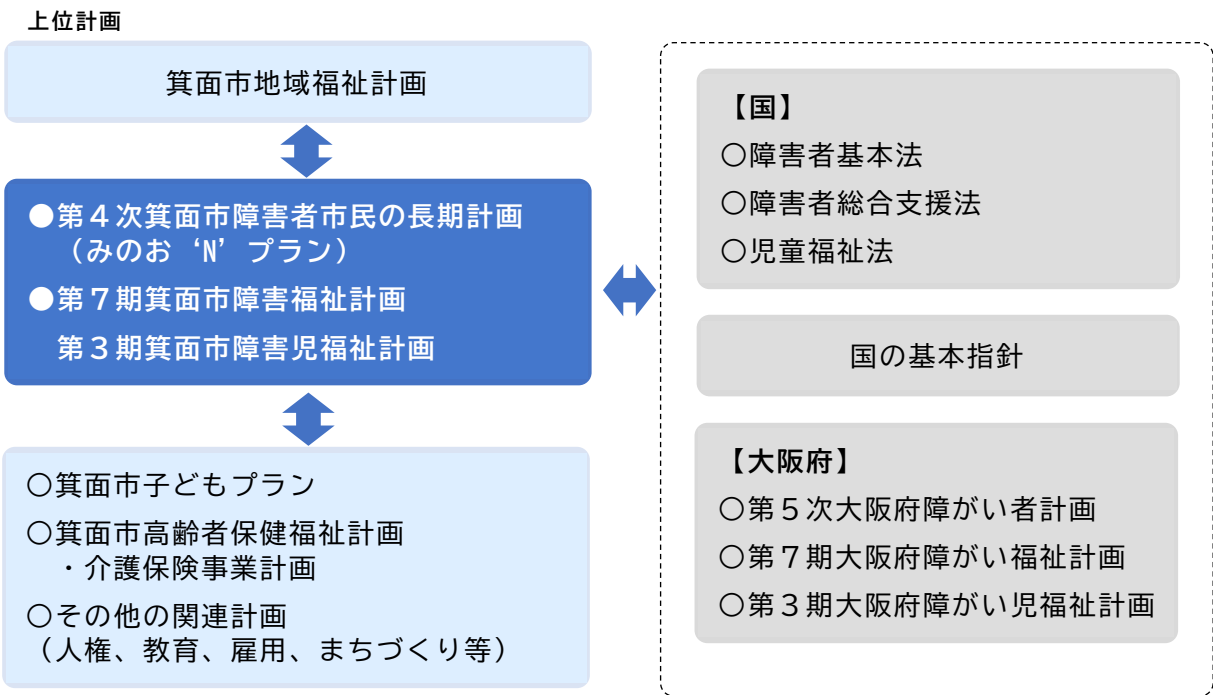
こうした国の動向に対応するとともに、ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無等によって分け隔てすることなく地域で共生する社会をめざすため、新たに「第4次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」(以下「第4次長期計画」という。」「第7期箕面市障害福祉計画」「第3期箕面市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の位置づけ

「第4次長期計画」は、障害者基本法第11条に基づく市町村障害者計画であり、市が今後進めていく障害者施策の基本方針や目標を総合的に定める計画です。また、「箕面市地域福祉計画」を上位計画とし、保健福祉分野における関連計画、教育・雇用・人権・まちづくりなど関連分野における施策との連携を図りながら、障害のある人に関わる施策全体の基本方針を分野ごとに明らかにして、取組を推進します。

「第7期箕面市障害福祉計画」及び「第3期箕面市障害児福祉計画」は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条及び児童福祉法第33条の20に基づく計画であり、今後3年間に達成すべき障害福祉サービスの実施内容とその事業量及び目標数値を明らかにする実施計画という位置づけです。

注4 アクセスのしやすさ。ウェブページにおけるアクセシビリティは、年齢や障害の有無に関わらず、また異なる情報端末やソフトウェアにおいても、情報を取得あるいは発信できる柔軟性に富んでいること(あるいはその度合い)を意味する。



3 計画の期間

「第4次長期計画」は、令和6年度（2024年度）から令和14年度（2032年度）までの9か年計画とします。障害のある人を取り巻く社会情勢の変化や法令・制度の変更が生じた場合は、適時に必要な見直しを行います。

「第7期箕面市障害福祉計画」「第3期箕面市障害児福祉計画」は令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3か年計画とします。

	令和 6 (2024)	令和 7 (2025)	令和 8 (2026)	令和 9 (2027)	令和 10 (2028)	令和 11 (2029)	令和 12 (2030)	令和 13 (2031)	令和 14 (2032)
長期計画	第4次障害者市民の長期計画								
障害福祉計画	第7期計画			第8期計画			第9期計画		
障害児福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画		

4 計画の策定体制

(1) 計画策定のための審議会等

「第4次長期計画」及び「第7期箕面市障害福祉計画」「第3期箕面市障害児福祉計画」の策定にあたっては、本市の附属機関である「箕面市保健医療福祉総合審議会」に諮問を行いました。

審議会の審議・答申にあたり、「箕面市障害者市民施策推進協議会」において、障害当事者を含む公募市民、市内障害者団体、関係機関等の構成員により、計画の内容に関する活発な議論をいただきました。

また、「箕面市自立支援協議会」において、相談支援事業所、就労支援事業所、関係機関及び市内障害者団体等の構成員から、また、「箕面市支援連携協議会」等の障害児支援に関わるネットワーク会議において、保護者会代表、教育、福祉、保健、医療、労働の関係機関の構成員等から、ご意見をいただきました。

さらに、庁内の体制として、健康福祉部のみならず、雇用、教育、人権、まちづくり、防災等の関係部局の意見聴取等を行いました。

これらの意見等をふまえ、審議会における審議の上、パブリックコメントを実施し、最終的にとりまとめられた答申をふまえ、「第4次長期計画」及び「第7期箕面市障害福祉計画」「第3期箕面市障害児福祉計画」を策定しました。

(2) 市民参加と広報

「第4次長期計画」及び「第7期箕面市障害福祉計画」「第3期箕面市障害児福祉計画」の策定にあたっては、箕面市市民参加条例(平成9年)等の趣旨をふまえ、「箕面市障害者市民施策推進協議会」等において、障害当事者を含む市民参画を得ることに加え、令和4年度(2022年度)に障害当事者及びそれ以外の市民を対象としたアンケート調査を実施して、地域の実情や障害者のニーズを的確に把握することに努めました。

また、「箕面市パブリックコメント手続きに関する指針」に基づくパブリックコメントの実施により、市民の意見・提言を反映することに努めました。

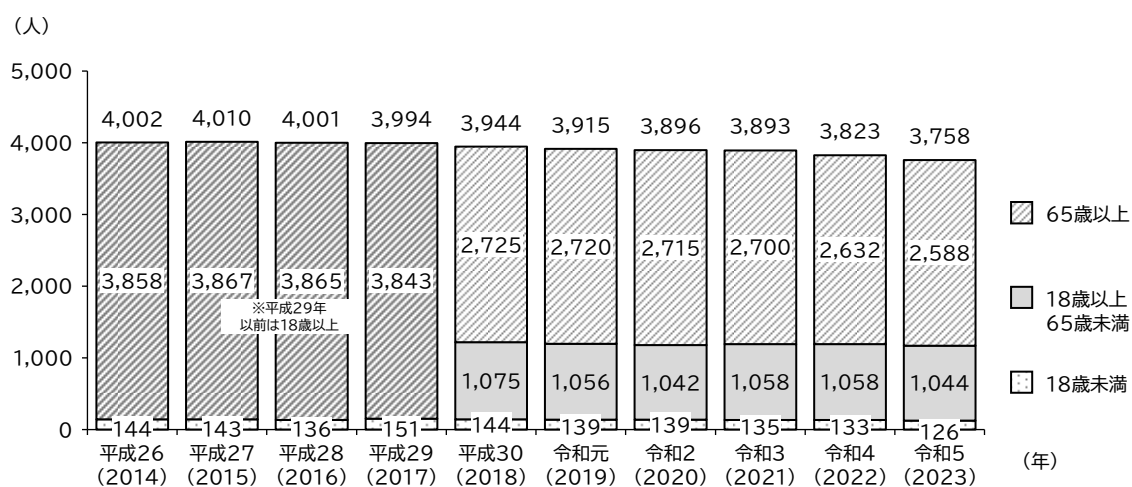
2 障害者手帳所持者等の推移

(1) 身体障害者手帳所持者数

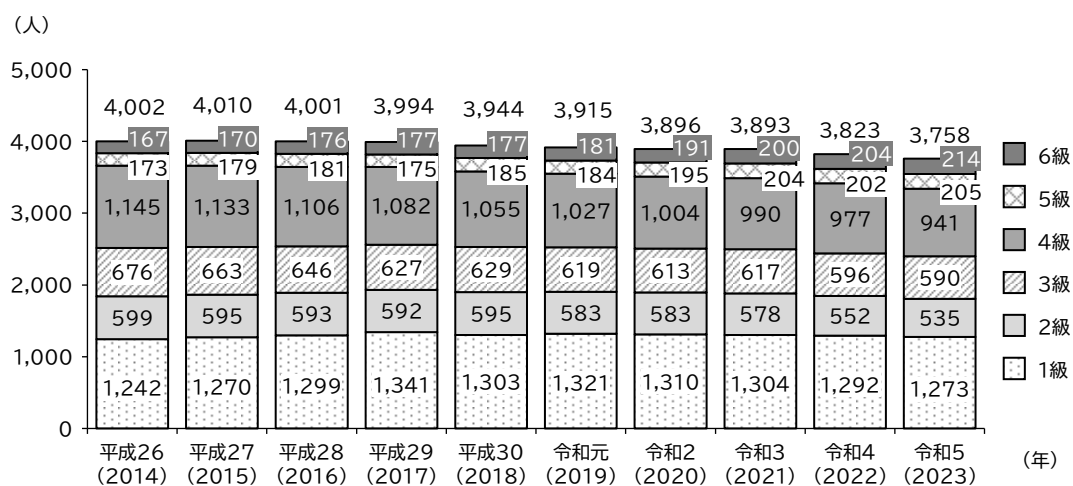
身体障害者手帳所持者数は減少傾向が続いており、年齢別では、65歳以上の人数が特に減少しています

等級別では、1級から4級までは減少していますが、5級、6級は増加しています。

【図 2: 年齢別 身体障害者手帳所持者数の推移】



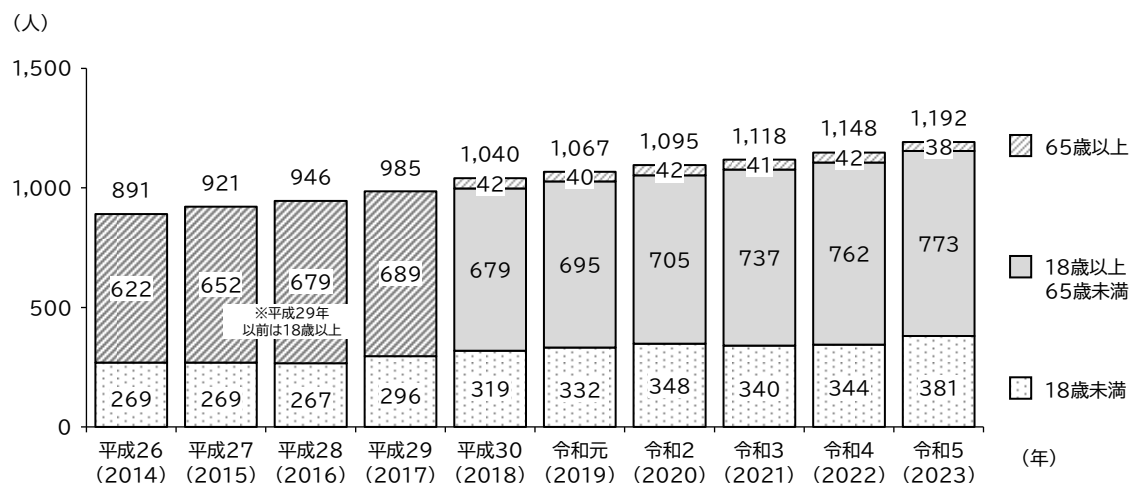
【図 3: 等級別 身体障害者手帳所持者数の推移】



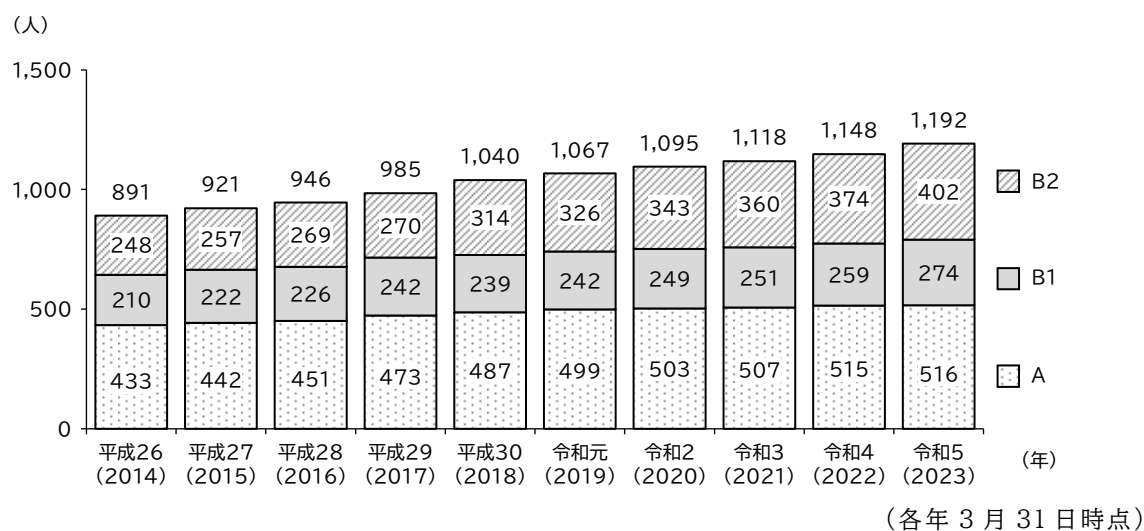
(2)療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、年々増加しており、この5年間で152人増加しています。
等級別では、B1・B2の増加率が大きくなっています。

【図 4:年齢別 療育手帳所持者数の推移】



【図 5:等級別 療育手帳所持者数の推移】

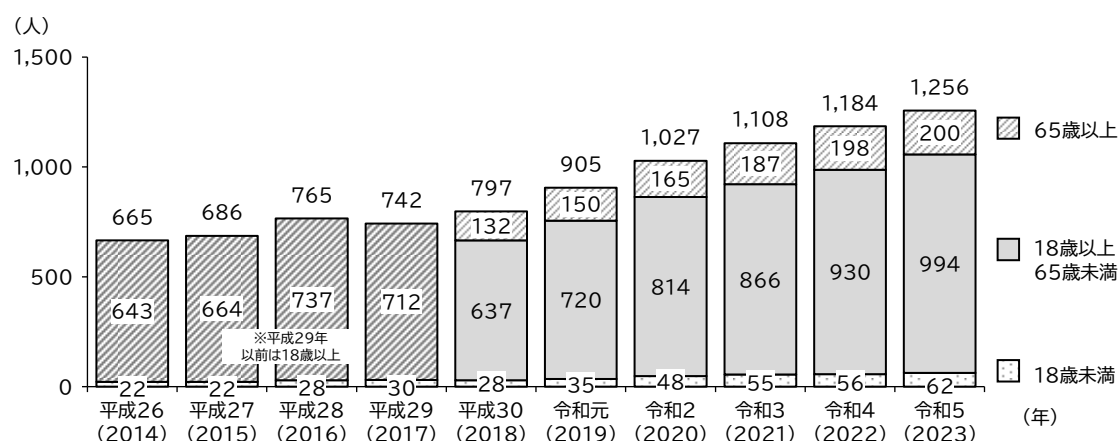


(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療(精神通院)受給者数

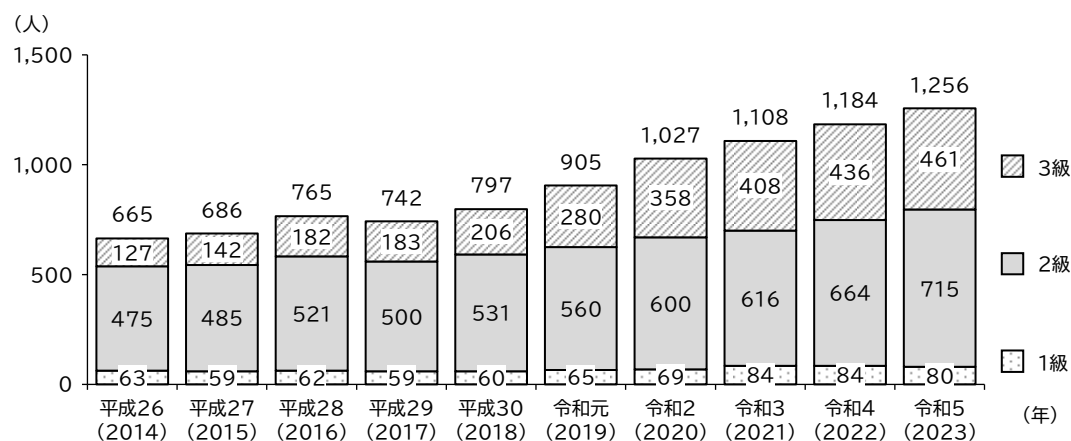
精神障害者保健福祉手帳所持者数は、この5年間で約1.5倍に増加しています。等級別では、3級は2.2倍となっています。

自立支援医療(精神通院)受給者数は、約1.2倍の増加となっています。

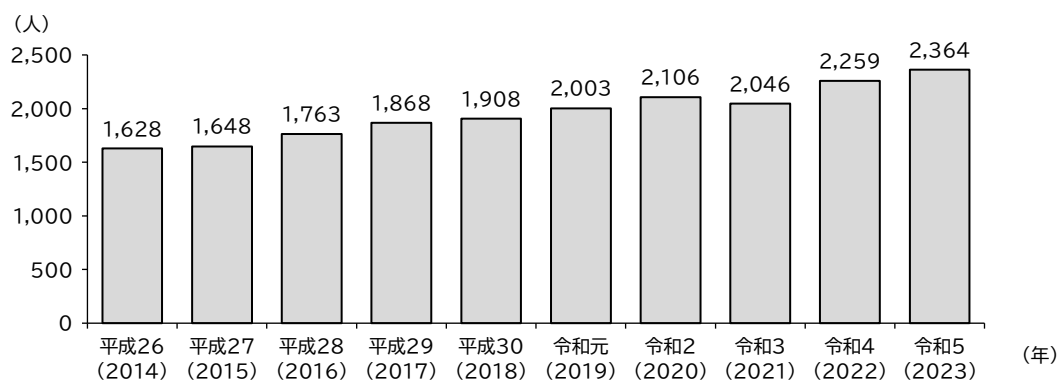
【図 6: 年齢別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【図 7: 等級別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



【図 8: 自立支援医療(精神通院)受給者数の推移】

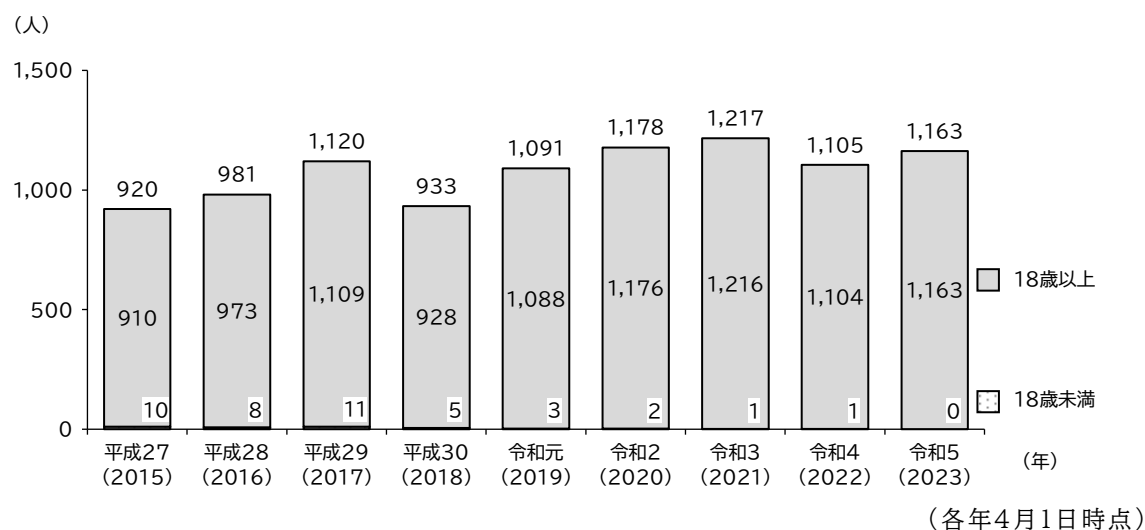


(各年 3 月 31 日時点)

(4) 特定疾患医療受給者数

特定医療費（指定難病）受給者数は、令和3年まで増加していましたが、一旦減少し、再び増加しています。

【図 9：特定医療費（指定難病）受給者数の推移】



※対象疾患数は、令和5年4月1日時点で338疾患です。

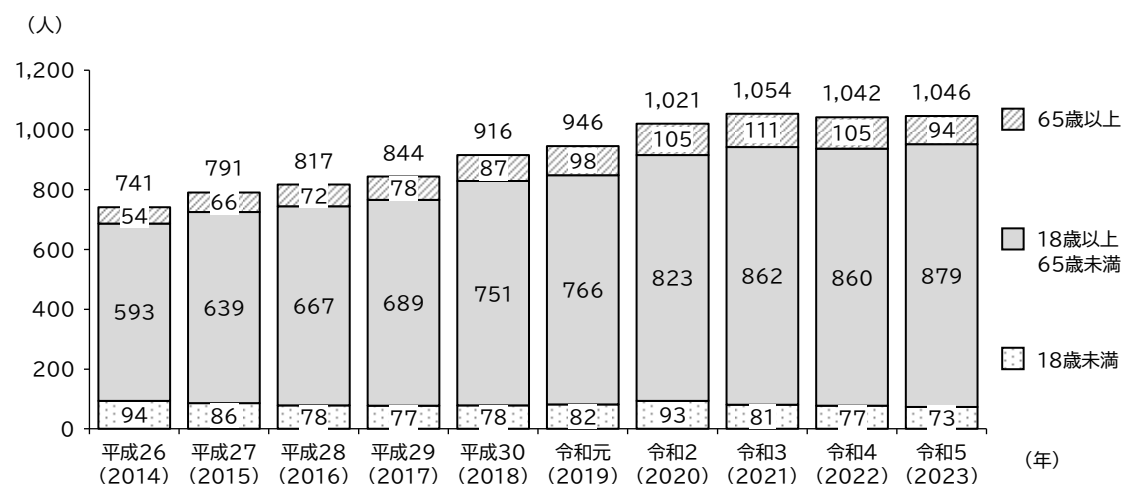
※なお、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となる疾病は、令和5年4月1日時点で366疾患です。

3 障害福祉サービス受給者等の推移

(1) 障害福祉サービス受給者数

障害福祉サービス受給者数は、令和3年まで増加が続き、直近3年間は1,050人前後で推移しています。

【図 10：障害福祉サービス受給者数の推移】

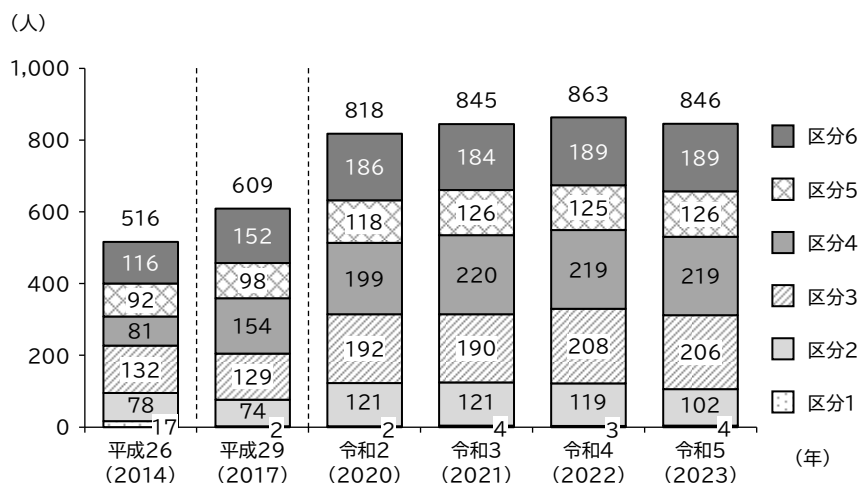


(各年 3 月 31 日時点)

(2) 障害支援区分認定者数

障害支援区分認定総数は846人で、平成26年(2014年)と比べて、約1.6倍となっています。直近3年間は850人前後で推移しています。

【図 11: 障害支援区分 認定総数の推移】



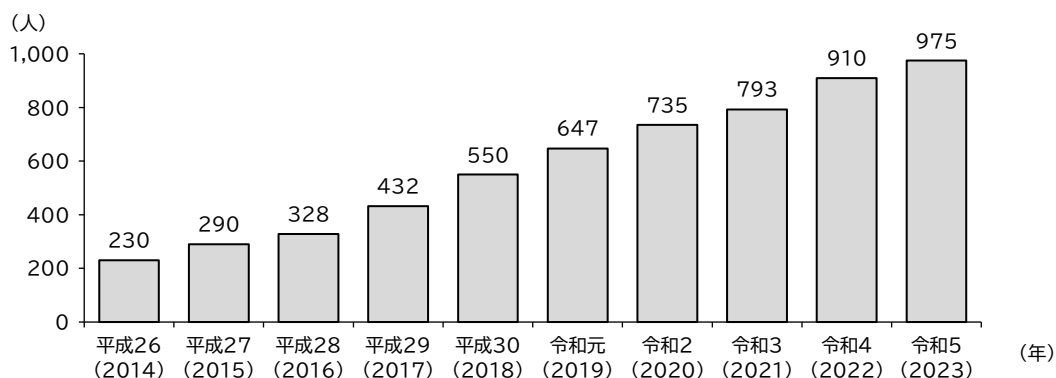
(各年4月1日時点)

※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので、数字が大きいほど必要な支援の度合いが増します。

(3) 障害児通所支援受給者数

障害児通所支援受給者数については増加が続き、令和5年現在975人となっています。

【図 12: 障害児通所支援受給者数の推移】

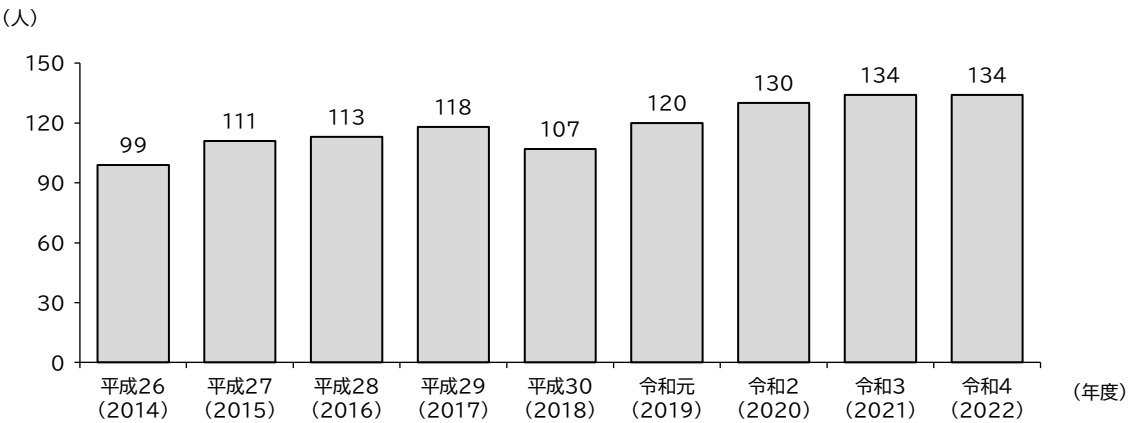


(各年3月31日時点)

4 障害児の就学・就園状況の推移

就学前保育・教育施設（公立・民間の保育所（保育園）、幼稚園、認定こども園。以下「就学前施設」という。）における障害児在籍数はゆるやかな増加傾向にあり、令和4年度（2022年度）末時点で134人となっています。

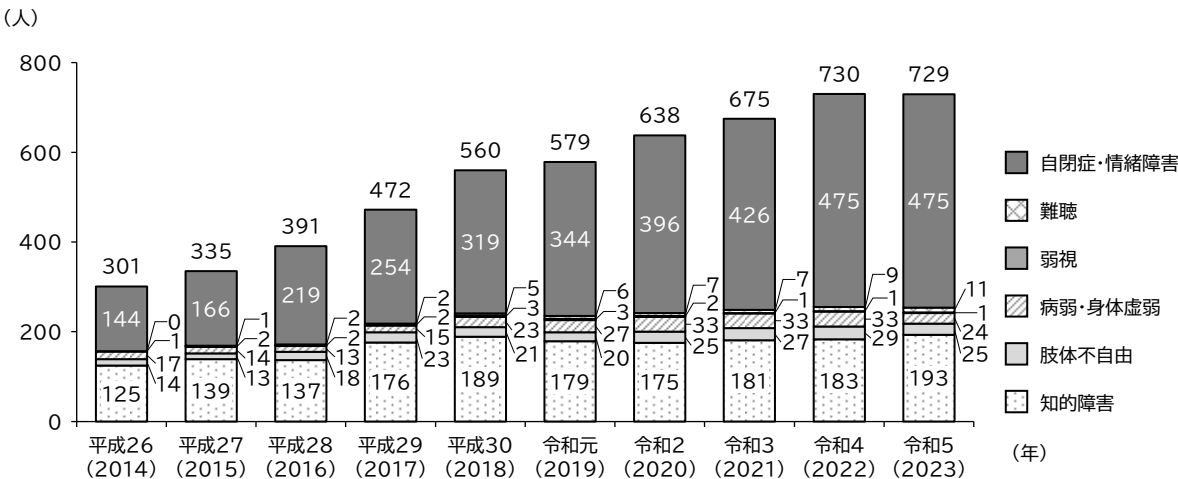
【図 13 就学前施設における障害児在籍数】



（毎年の各行動目標の実施状況調査より。令和2年度分から民間幼稚園における障害児在籍数を加算）

支援学級在籍児童生徒数は、年々増加しています。自閉症・情緒障害の人数が大幅に増加しています。

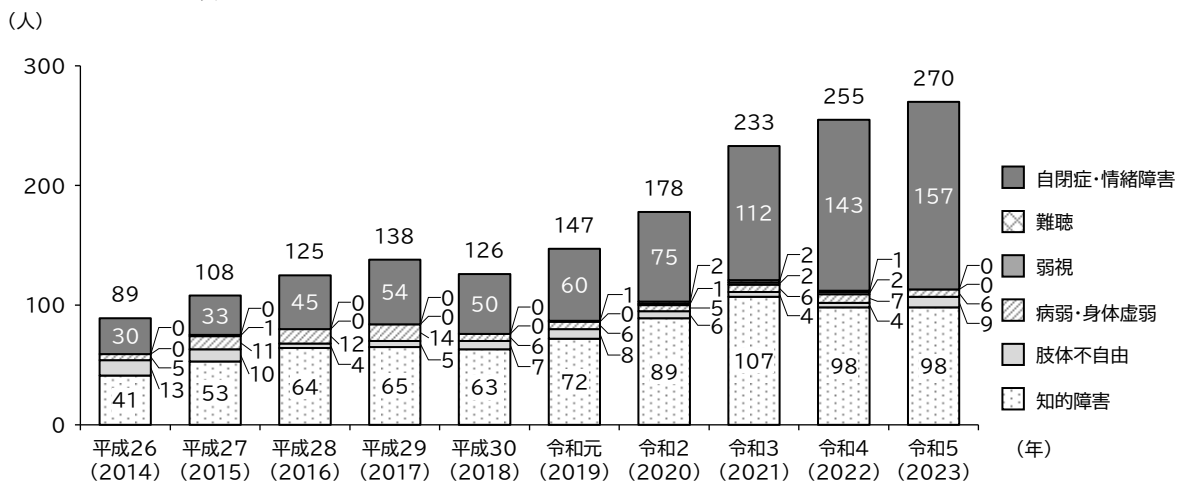
【図 14: 支援学級在籍児童数(小学校)】



資料：大阪府「大阪の学校統計（学校基本調査）」

（各年5月1日時点）

【図 15:支援学級在籍生徒数(中学校)】



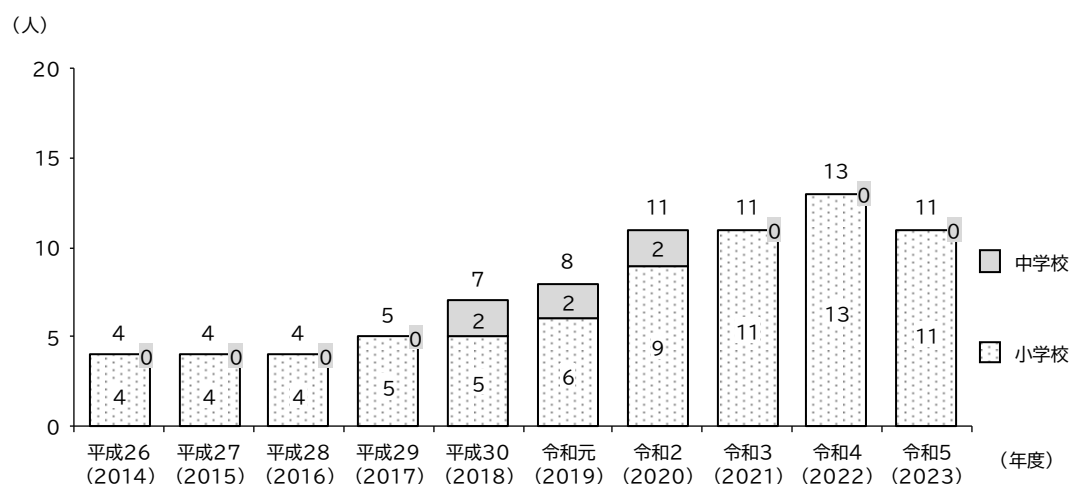
資料:大阪府「大阪の学校統計(学校基本調査)」

(各年5月1日時点)

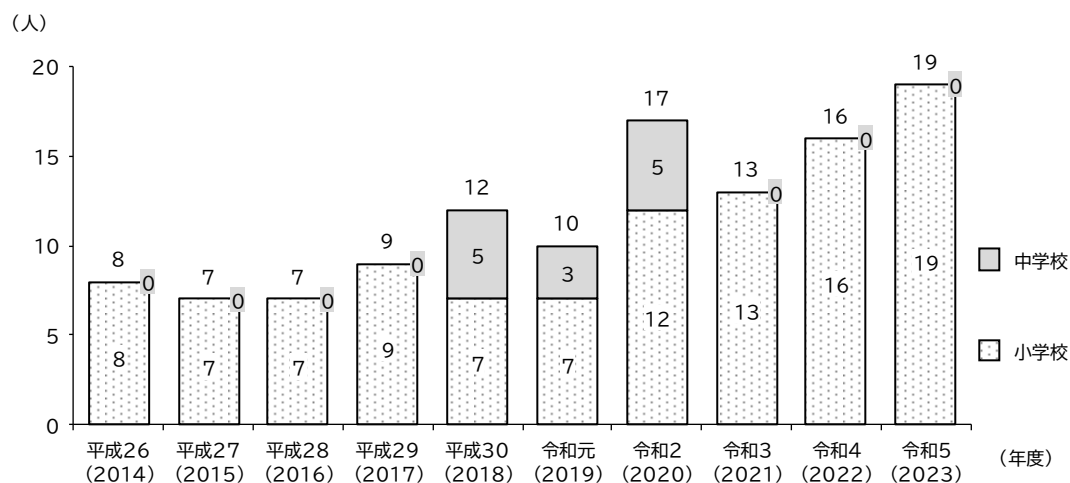
5 医療的ケア児の状況

医療的ケア児は平成26年度(2014年度)の4人から令和5年度(2023年度)は11人と増加しています。それに伴い看護支援員の配置も増加しています。

【図 16:市立小中学校医療的ケア児在籍数の推移】



【図 17:市立小中学校看護支援員数の推移】



看護支援員(令和4年度までは看護介助員)数は、対象年度末の延べ人数

(各年度末時点、令和5年度のみ令和6年3月15日時点)

第2部 第4次箕面市障害者市民の 長期計画(みのお‘N’プラン)

第1章 これまでのふりかえり

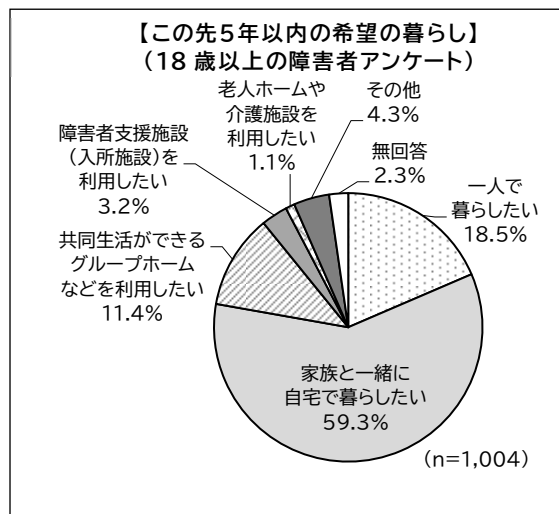
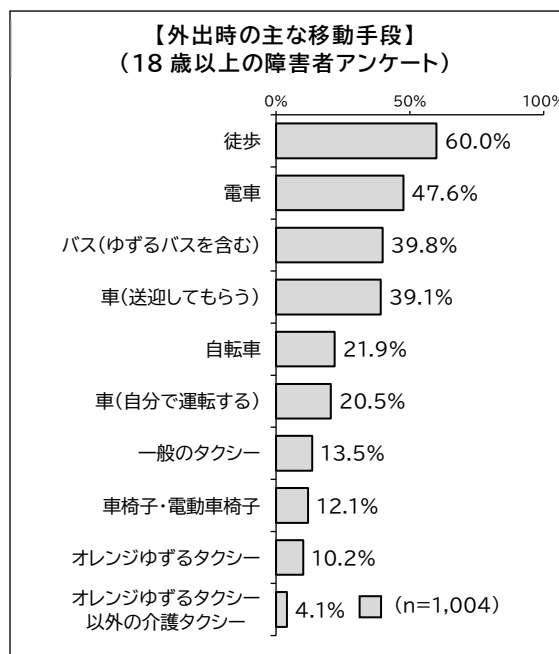
(※各アンケート調査結果は、「箕面市障害福祉に関するアンケート調査」(令和5年(2023年)2月実施)による)

1 生活環境の整備

○ 市施設の整備では、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下「バリアフリー法」という。)及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、市有建築物・公園等について、障害当事者の意見を聞きながら、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン^(注5)化を進めてきました。一方で対応できなかった改善要望もあったため、引き続き要望内容を共有し、計画的に対応していく必要があります。

○ 移動・外出支援では、オレンジゆずるバスや福祉有償運送であるオレンジゆずるタクシーの運行により、移動困難者への支援を進めました。

アンケート調査によると、障害者の外出時の移動手段では公共交通機関の利用が多くなっています。引き続き北大阪急行線延伸に伴う公共交通ネットワークの再構築に合わせた市内移動の充実や、移動困難者の支援の在り



注5 障害者や高齢者等を取り巻く、様々な障壁をなくしていくというバリアフリーの考え方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様を、あらかじめ取り入れておこうとする考え方。

方について検討が必要です。

- 住宅施策では、市営住宅においては、入居申込における倍率優遇やバリアフリー改修を実施し、民間住宅においては、不動産事業者への入居支援施策やバリアフリー化支援策の周知を進め、公的・民間住宅の活用の推進を図りました。

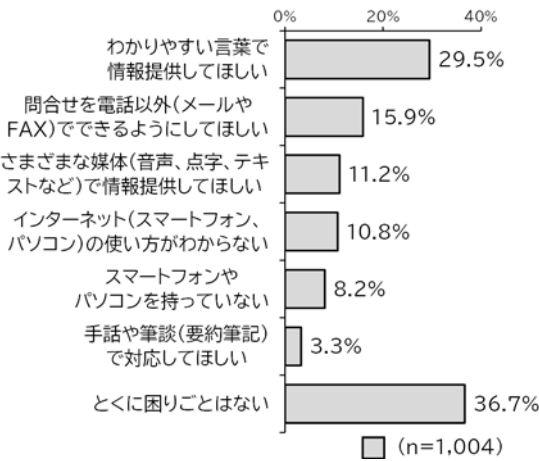
アンケート調査によると、希望する暮らし方として、家族と共に自宅で暮らしたい人、グループホーム等で暮らしたい人、一人暮らしをしたい人など様々な希望があります。今後も、地域で希望する暮らしを続けられるよう、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりと、継続的な相談支援体制づくりが必要です。

- 情報バリアフリーの取組では、行政情報の点字化や音声版の発行、行事における手話通訳者や要約筆記者（以下「手話通訳者等」）の配置、図書館における電子書籍やオーディオブック等の提供など、障害特性に応じた情報保障を進めました。また、コミュニケーション支援事業による手話通訳者等の派遣については、平成27年度（2015年度）において計100件だったところ、令和4年度（2022年度）においては計201件と増加しており、引き続き意思疎通支援の充実を図る必要があります。

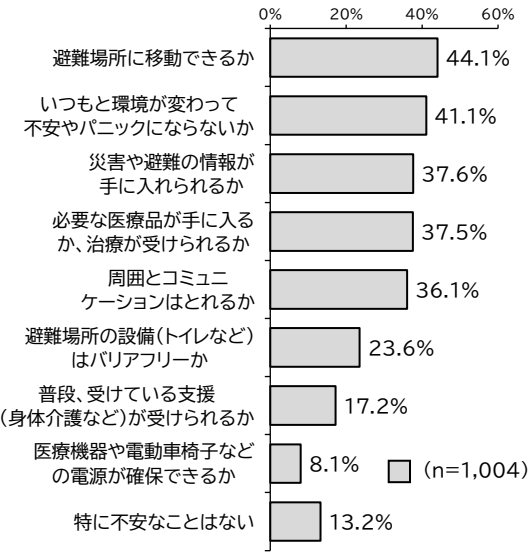
アンケート調査によると、情報収集をする際に求める対応として「わかりやすい言葉で情報提供してほしい」という回答が多くなっています。令和4年に施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨をふまえ、障害特性に応じたわかりやすい形での情報提供、多様な意思疎通手段への理解促進の取組、意思疎通に係る支援策の充実の検討が必要です。

- 防災・緊急時支援として、「要安否確

【情報収集をする際に求める対応】
（18歳以上の障害者アンケート）



【災害時の避難で不安なこと】
（18歳以上の障害者アンケート）

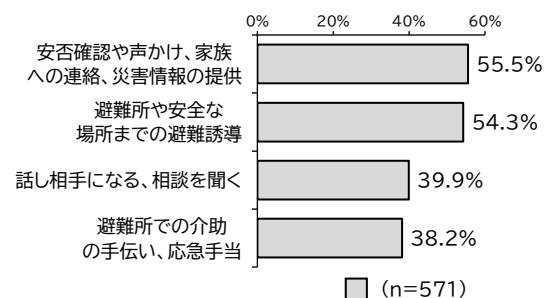


認者名簿^(注6)」「避難行動要支援者名簿^(注7)」「要継続支援者名簿^(注8)」の作成・更新、災害時要援護者を想定した防災訓練や避難所運営の検討などを実施しました。

アンケート調査によると、「災害時の避難で不安なこと」では、避難場所への移動と避難所生活に対する不安が挙げられ、今後も、災害時における障

害者の支援体制と福祉避難所の在り方の検討や、災害時情報の入手方法に関する周知が必要です。また、障害者でない市民に対するアンケート調査によると、災害時に障害のある人に対して何らかの支援ができると思う人が一定数いることから、地域コミュニティ等と連携した「個別避難計画」の作成や、障害当事者も参加した訓練の実施など、日頃からの地域コミュニティとの連携づくりが必要です。

【災害時に障害のある人に対してできると思う支援】
(障害者でない市民アンケート)



2 雇用・就労の充実

- (一財)箕面市障害者事業団が中心となって関係機関等との連携を図り、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援と、離職時の再就職に向けた取組を実施しました。

アンケート調査によると、継続して働くためには、職場で障害への理解や配慮が必要と考える人が多く、困ったときの相談先や通勤・通所の支援なども求められています。今後も、障害者雇用への理解促進及び支援の充実の促進が必要です。

- 市職員採用においては、令和3年度(2021年度)に障害者別枠採用における障害種別の要件を撤廃し、令和2年度(2020年度)からは障害者職業生

注6～8 それぞれ下記に該当するかたを対象とした名簿。(資料:箕面市地域防災計画)

要安否確認者

自力で避難できない状況になりやすい、またその可能性のある人 約14,000人

避難行動要支援者

要配慮者のうち、自力避難が困難で避難のために特に支援を要する人 約5,000人

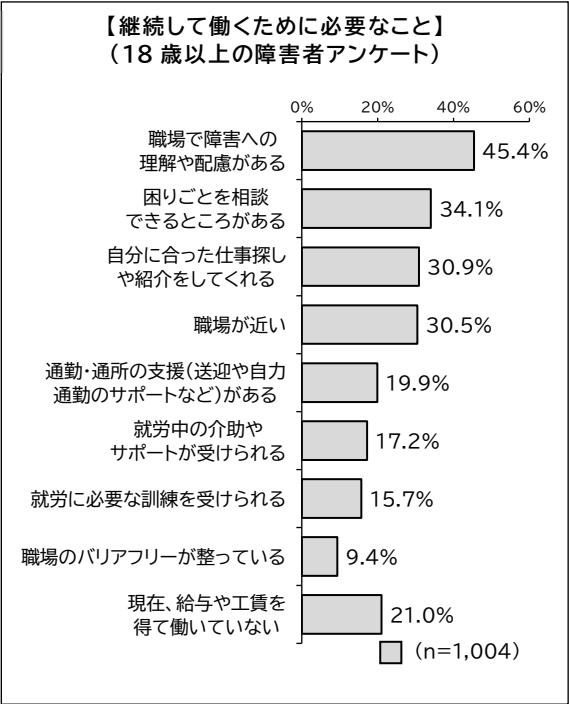
要継続支援者

継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたす人 約100人

活相談員による相談対応を行うなど、雇用促進や職場定着の支援を進めてきました。平成27年度(2015年度)以降、市における障害者雇用率は2.5%台から2.9%台で推移しており、今後も、障害特性に配慮した市職員の採用手法や業務の切り出し等の検討が必要です。

○ 障害者優先調達推進法に基づき、障害者事業所への発注を進めてきており、発注件数は、平成27年度(2015年度)の792件から令和4年度(2022年度)の969件へと増加しています。引き続き工賃向上に向けて、優先調達の拡大、ワークシェアなどの検討が必要です。

○ 重度障害者の日中活動の場である生活介護の今後の整備必要数について平成29年(2017年)に「重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)」を作成し、(仮称)箕面市立ワークセンター小野原(以下「(仮称)ワークセンター小野原」という。)の整備や、箕面市立あかつき園(以下「あかつき園」という。)の建て替えの着手をめざしましたが、未だ新施設の整備に至っていません。この間の状況を踏まえて、令和5年(2023年)に見直した「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計」に基づく早期整備が必要です。



3 保健・医療の充実

- 医療機関や相談支援事業所、保健所等の関係機関との連携により、健康管理において支援が必要なかたの相談・支援体制の充実を図りました。
- 市立病院では、急性期・回復期のリハビリテーション及び訪問リハビリテーションを実施し、退院時にはスムーズに在宅生活ができるように関係機関との調整を行いました。
- また、市立病院ホームページにおける地域医療機関のバリアフリー情報の掲載や、箕面市歯科医師会が運営する「在宅歯科ケアステーション」の周知を行い、医療の円滑な利用の支援を行いました。
- 医療的ケアに係るサービス提供が可能な事業所に対し、市内での事業実施

に向けた働きかけを行うとともに、市立障害者福祉センターささゆり園等において、医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場を確保してきました。引き続き、医療的ケアに関する支援基盤の充実促進を進める必要があります。

4 療育・教育の充実

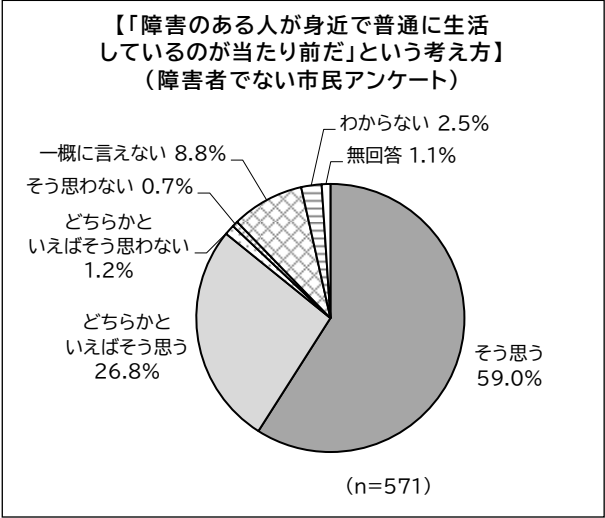
- 支援保育・教育については、公立の保育所・幼稚園に支援担当保育士や支援教育支援員、また必要に応じて看護師を配置し、支援の体制を整えました。民間の就学前施設においても、同様の支援加配により、支援保育・教育が進められています。また、子どもすこやか室総合保健福祉センター分室の心理士や療法士が、就学前施設を巡回し、個別や集団場面における支援指導を行いました。
- 市内就学前施設に対しては、支援保育・教育に関する研修会や研究会を実施しました。また、令和4年度(2022年度)に開設した「保育・幼児教育センター」において、様々な研修会・研究会の企画・実施や巡回訪問などの実施により、配慮を必要とする子どもへの支援の充実、小学校教育との円滑な接続などに取り組みました。引き続き、公立・民間や施設種別の垣根を越えて、支援保育・教育の質の向上に向けて取り組んでいく必要があります。
- 早期療育事業では、児童発達支援事業所あいあい園の運営を軸として、専門スタッフによる機能訓練・訓練相談・経過フォロー、巡回相談・訪問を実施しました。また、発達相談「ゆう」では、保護者への支援や、就学前施設を訪問し、適切な支援及び環境調整等を関係機関連携のもと行いました。平成27年度(2015年度)以降の児童発達支援事業所あいあい園の実利用人数は年間120人前後、発達相談「ゆう」の相談件数は年間2,200件前後と、発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者に対する支援のニーズは高く、引き続き相談・支援体制の充実を図ることが必要です。
- 医療的ケア児等については、令和元年度から早期療育事業推進会議、支援連携協議会、自立支援協議会を「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」としてそれぞれ位置づけ、関係機関との情報共有や連携体制づくりを進めています。
- 支援教育については、就学前施設から「支援が必要な子ども」の情報を共有し、市教育委員会が就学前施設を訪問するなど就学後の支援教育につないでいます。引き続き、関係機関との連携を促進し、就学前後における切れ目のない支援体制を構築していく必要があります。
- 小中学校、一貫校には支援教育支援員の配置を進めており、平成26年度

(2014年度)には87人だったところ、令和4年度(2022年度)には、145人となっています(いずれも年度末時点の実人数)。その他、通級指導教室を令和5年度(2023年度)から全校設置するなど、支援が必要な子どもへの環境整備を進めてきました。

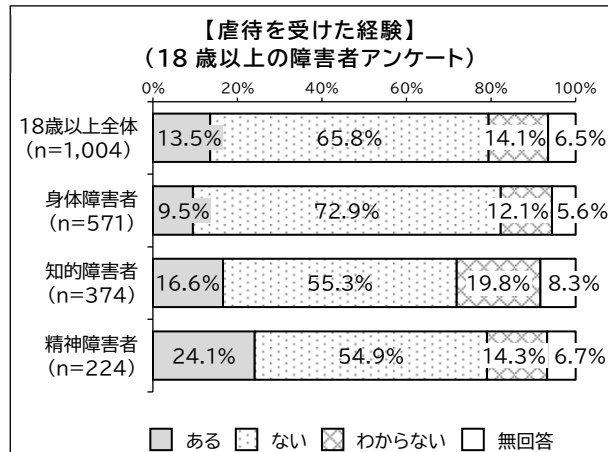
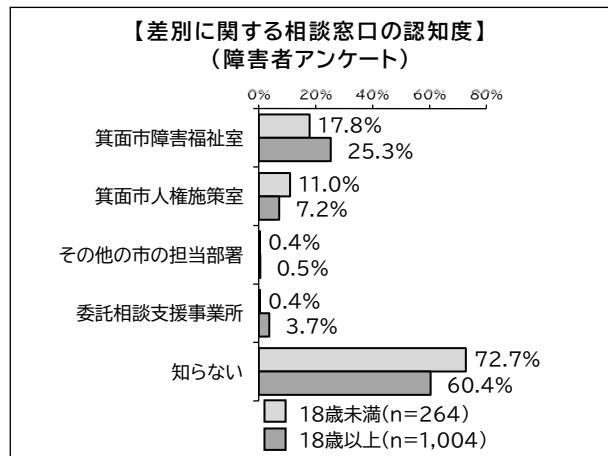
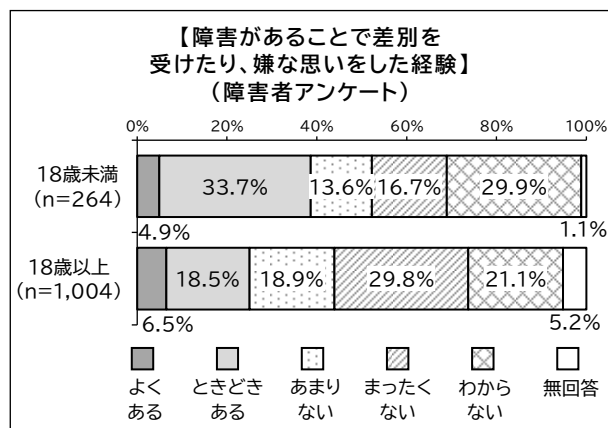
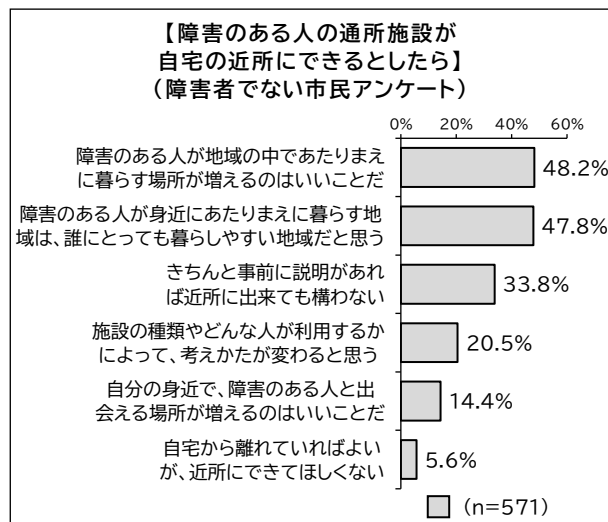
- 支援学級在籍児童生徒数については、平成26年度(2014年度)から令和4年度(2022年度)にかけて、小学校児童で2.4倍、中学校で2.8倍と増加しており、一人一人の教育的ニーズに的確に応え、個に応じた学びを保障することが難しくなっている状況があることから、令和3年度(2021年度)に「箕面市支援教育充実検討委員会ワーキンググループ」を、令和4年度(2022年度)に「箕面市支援教育充実検討委員会」を設置し、令和5年(2023年)2月に「箕面市支援教育方針」を策定しました。引き続き個別ニーズに応じた支援教育体制の整備・充実が必要です。
- 放課後等の児童の居場所については、障害児通所支援(放課後等デイサービス)の実施、学童保育事業や子どもたちの自由な遊び場開放事業における障害児の受け入れ体制づくりを進めました。引き続き、放課後等における活動の場の充実に努める必要があります。

5 権利擁護施策の推進

- 市広報紙における啓発記事の掲載、「みのお市民人権フォーラム」、障害者問題啓発講座等を通じて、障害者の人権啓発について、市民との協働による啓発の取組を進めてきました。一方で、令和元年度(2019年度)以降、民間の障害者グループホームなどの計画に対する不安の声や障害者への偏見と思われる声があがるなど、これまでの人権啓発の取組の成果はまだまだ十分ではありません。

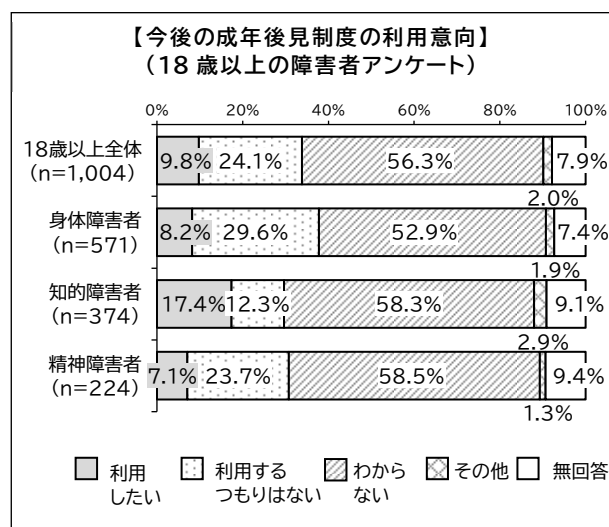
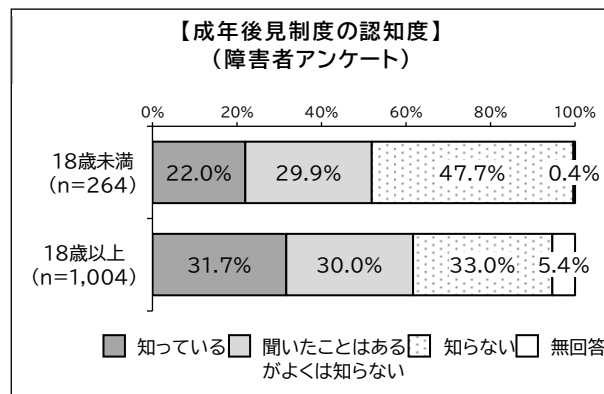


- 障害者でない市民に対するアンケート調査によると、「障害のある人が身近で普通に生活しているのが当たり前だ」という共生社会の考え方を肯定する人は約9割いる一方、通所施設やグループホームが自宅の近所にできることを「いいことだ」「誰にとっても暮らしやすい地域だと思う」と肯定的に捉えている人は5割程度にとどまり、自分の身近なことと考えたときの共生社会に対する理解は十分とは言えず、より一層の人権啓発の推進、差別解消に向けた取組が必要です。
- 障害者差別解消法の施行をふまえ、平成28年度(2016年度)に相談窓口を設置しましたが、相談件数は毎年3件程度にとどまっています。アンケート調査によると、差別に関する相談窓口を知らない人は、18歳未満で7割以上、18歳以上でも約6割と高くなっており、相談窓口の周知が不足しています。
- 障害者虐待に関する通報・相談の受付、対応方針の検証、養護者等への助言等を行いました。年度により5～23件と差はありますが、平均すると毎年8件程度の通報・相談を受け付けています。今後も「箕面市障害者虐待対応フロー図」に基づき必要な対応を行うとともに、養護者による虐待については、障害者・養護者双方への支援を多職種によるチームアプローチにより行うことが必要です。



- 平成28年の成年後見制度利用促進法の施行をふまえ、研修会の開催や制度の周知などを進めました。生活保護受給者等を対象とした成年後見制度報酬等の助成件数は、平成26年度(2014年度)の1件から、令和4年度(2022年度)は14件に増加し、制度利用の支援に繋がっています。

アンケート調査によると、成年後見制度を知っている人は18歳未満で約2割、18歳以上でも約3割にとどまり、将来的な利用意向では、知的障害者の2割近くが利用したいと回答しています。今後、障害者の「親亡き後」を考え、成年後見を必要とする人が増えていくことが見込まれるため、引き続き制度の必要性・重要性の周知や、箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業(まかせてねット)との連携が必要です。



6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

- 生涯学習センター、図書館、スポーツ施設等のバリアフリー化を順次行い、ハード面の環境整備を進めました。
- スポーツ活動では、バリアフリー子ども水泳教室、親子体操教室、親子ボッチャ教室などの実施により、障害者がスポーツに参加する機会の確保やバリアフリースポーツを推進しました。
- 文化活動では、市主催の行事等における手話通訳者・要約筆記者の配置や、市立障害者福祉センターささゆり園における障害者対象の茶道・華道教室の開催により、各種講座等への参加の機会の確保に努めました。
- 引き続き、施設バリアフリー化や各種教室等の実施により、社会参加の機会を充実させる必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

国連総会で、平成18年(2006年)に採択された「障害者権利条約」は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、尊厳の尊重と障害者の権利の実現を目的としており、誰もが生まれながらに持つ固有の尊厳に焦点を当てる「障害の人権モデル」を基礎としています。その上で、障害とは、障害者と障害者を取り巻く社会環境の相互関係によりもたらされているという「障害の社会モデル」の考え方を示しています。

我が国が、「障害者権利条約」批准国として行った「政府報告」に対する国連障害者権利委員会からの「総括所見」では、障害者の権利の促進のための立法措置について一定の評価が得られたものの、幅広い分野にわたり、多くの懸念と勧告が示されています。なかでも障害者が自立した地域生活へ移行することと、インクルーシブ教育の実現に向けた取組について強く要請されています。

このことは、障害者政策を一層力強く展開していく必要性を示しています。

本計画で掲げる「ノーマライゼーション」とは、「すべての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす社会こそが、当たり前の社会である」という考え方です。

このことは、「障害者権利条約」の趣旨をふまえて改正された障害者基本法が目的とする、誰もが障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会(共生社会・インクルーシブ社会)の実現によって具体化されます。

本市においても、障害当事者が、市が進める諸施策に参加・参画するための機会の確保と、自己選択と自己決定のもとに社会のあらゆる活動に参加、参画することへの支援を推進するとともに、「ノーマライゼーション」と「インクルージョン」の考え方を引き続き「第4次長期計画」の基本理念として、一層の取組の強化を図ります。

2 基本目標

(1) 誰もが個人としてその尊厳を尊重される共生社会の実現

障害者基本法において規定される、共生社会（インクルーシブ社会）とは、障害の有無にかかわらず、誰もが基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としています。

そのためには、「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を市民すべてが共有して、「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の理念も踏まえ、誰もが排除されず、相互に人格と個性を尊重し支え合う地域社会づくりに向けた機運の向上を目指します。

さらに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する機会の確保や、どこで誰と生活するかについて選択できること、情報の取得利用や意思疎通の手段を選択できることなどの「合理的な配慮」が必要であることの理解を広げます。

(2) 自己決定の尊重と当事者本位の分野横断的な支援

障害者は、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体であり、障害者施策の検討及び評価に当たっては、障害者が政策決定過程に参画し、その意見を施策に反映することが求められています。

また、「障害」とは個人の問題ではなく、社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の状態があいまって作りだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であり、社会全体の問題として捉える「社会モデル」の考え方に立つ必要があります。

そのために、障害者本人の自己決定を尊重する観点から、障害者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談等による意思決定支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会を提供します。

また、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえつつ、障害者が多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。複数の分野にまたがる課題については、関係する機関、制度等における必要な連携により横断的に対応していきます。

3 第4次長期計画における重点取組

(1) 地域生活の支援と地域共生社会の実現に向けた取組

障害者の高齢化・重度化、親の高齢化や「親亡き後」に関する不安の声は切実な課題です。これからも住み慣れた箕面市で安心して生活を継続できるよう、引き続き、基幹相談支援センターを核とした相談支援、地域生活支援拠点等の機能の充実、グループホーム等による居住の支援、サービスの担い手となる人材の確保、医療機関との連携など、子どもから大人までの切れ目ない支援を行うための環境整備を進めます。

「第2期箕面市地域福祉計画」では、地域における生活課題が多様化、複雑化する中での「支え合い活動の推進」や、福祉、介護、疾病、住まい、社会的孤立、経済的困窮など、「多様なニーズを受け止めて支援する相談機能の整備」を施策の一つにあげています。障害福祉施策を進める際も、これらの視点を意識しながら、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業との連携を図りつつ、障害者手帳所持者等に限らず、支援を必要とする人を支えていくことができるよう、地域での包括的な支援体制の構築をめざします。

(2) 情報アクセシビリティの向上

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障害者による情報の取得及び利用、意思疎通に係る施策に取り組み、情報アクセシビリティの向上及び円滑な意思表示やコミュニケーションの支援を進めるとともに、その必要性について、市民や事業者の理解の促進を図ります。

(3) 権利擁護施策の推進

障害者差別解消法に基づき、「障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止」「障害者に対する必要かつ合理的な配慮の提供」を進めるため、あらゆる部署で適切な対応ができるよう徹底していくとともに、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組めます。

平成14年度(2002 年度)の施設コンフリクトの発生、令和元年度(2019 年度)以降の民間の障害者グループホームなどの計画に対する不安の声や障害者への偏見と思われる声など、障害者に対する差別や偏見は根強く存在しているのが実情です。「施設と地域との間の摩擦は起こりうる」との認識をもちつつ、誤解や偏見と思われる声には対話による丁寧な対応を行い、障害の有無に関わら

また、障害者虐待防止法に基づき、市民や事業者に対する周知・啓発に取り組み、障害者に対する虐待の予防、早期発見及び支援に取り組みます。

働きたい思いをもった障害者が自分らしく働き、生活することを支援するため、障害者事業所等からの物品等の優先調達の推進、業務委託の拡大に向けた検討を進め、障害者が地域で自立した生活が営めるよう、引き続き賃金・工賃の向上をめざします。

住み慣れた地域における重度障害者や在宅生活者の就労・日中活動の場を確保するため、民間事業所の動向や障害者のニーズの変化を把握しながら、令和5年(2023 年)に見直した「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計」に基づき、市内の西部地域・中部地域・東部地域に重度障害者のための生活介護事業所の整備をめざします。

第3章 分野別施策の基本的方向性

施策の体系

分野	施策
1 生活環境の整備	(1) 施設バリアフリー化の促進 (2) 移動支援の充実 (3) 住まいの確保と住環境の整備 (4) 情報バリアフリーの推進 (5) 安全・安心な防災対策の推進
2 雇用・就労の充実、 日中活動の場の確保	(1) 雇用促進と就労支援の充実 (2) 多様な日中活動や就労の場の確保と支援
3 保健・医療の充実	(1) 保健体制の充実 (2) 地域医療体制の充実 (3) 医療的ケアに関する対応 (4) 在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実
4 療育・教育の充実	(1) 療育・支援保育及び教育・相談体制の充実 (2) 学校におけるインクルーシブ教育等の充実
5 人権施策の推進	(1) 人権啓発の推進 (2) 権利擁護の推進
6 スポーツ・文化活動 等の社会参加の機会 の充実	(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の 機会の充実

1 生活環境の整備

(1)施設バリアフリー化の促進

【基本方針】

建築物、道路、公園等の都市施設における物理的障壁を取り除くことは、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するための、基本的な条件です。

引き続き、バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例、箕面市福祉のまち総合条例等により、福祉のまちづくりの推進を図ります。

【本市や社会の動き】

平成8年度(1996年度)

「箕面市福祉のまち総合条例」制定

「箕面市都市計画マスタープラン」策定

- ・「福祉のまちの方針」として、豊かな福祉が享受できるまちづくりの「基本方針」、「整備方針」を明記

平成9年度(1997年度)

「箕面市まちづくり推進条例」制定

- ・「福祉のまち整備に関する事項」を含む都市施設整備の基準を規定

平成18年度(2006年度)

バリアフリー法制定

- ・障害者や高齢者の、円滑な移動と施設利用を総合的に推進することをめざすもの

平成21年度(2009年度)

「大阪府福祉のまちづくり条例」改正

- ・バリアフリー法との関係を整理し、同法に基づく条例として改正
- ・基準適合義務の対象建築物を拡充
- ・府独自基準を拡充

平成27年度(2015年度)

「箕面市立地適正化計画」を策定

- ・住民が公共交通により生活利便施設にアクセスできるよう、「コンパクトなまちづくり」と「公共交通によるネットワークの連携」を図るもの(「箕面市都市計画マスタープラン」の一部)

平成26年度(2014年度)改正「大阪府福祉のまちづくり条例」施行

- ・共同住宅の基準適合義務対象規模や、共同住宅及び寄宿舍等における共用トイレの介護ベッド等の設置規模の見直しなど

令和2年度(2020年度)

令和元年度(2019年度)改正「大阪府福祉のまちづくり条例」施行

- ・ ホテル又は旅館のバリアフリー基準の見直し

令和3年度(2021年度)

令和2年度(2020年度)改正「大阪府福祉のまちづくり条例」施行

- ・ 500平方メートル未満の建築物におけるバリアフリー基準の見直し(エレベーター設置の義務化など)

【今後の方向性】**①都市施設のバリアフリー化の促進**

次の視点により、すべての市民が安全に生活できる都市施設の整備に努めます。

- ・ 箕面市福祉のまち総合条例を基本理念とします。
- ・ 箕面市まちづくり推進条例における「福祉のまち整備に関する事項」、大阪府福祉のまちづくり条例における「建築物等の整備方針」や「大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン」に基づきます。
- ・ バリアフリー法や同法に基づく基本方針をふまえます。

公共施設の整備については、誰もが使いやすいものとなるよう、障害当事者の意見を聞きながらバリアフリー化を促進し、ユニバーサルデザインの視点を重視したまちづくりの推進を図ります。

小規模店舗等も含めた民間建築物については、箕面市まちづくり推進条例や大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、誰もが使いやすいものとなるようバリアフリー化を誘導するとともに、バリアフリー化を推進するための啓発方法について、検討を進めます。

(2)移動支援の充実**【基本方針】**

障害者が、行動の制約を受けることなく、必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要です。

移動しやすい環境の整備等を進め、障害者の社会参加の支援を図ります。

【本市や社会の動き】

平成16年度(2004年度)

「箕面市交通バリアフリー基本構想」策定

平成18年度(2006年度)

バリアフリー法制定

- ・ 障害者や高齢者の、円滑な移動と施設利用を総合的に推進することをめざすもの

平成22年度(2010年度)

箕面コミュニティバス「オレンジゆずるバス」の実証運行開始(～平成24年度(2012年度)末)

- ・ 公共施設巡回福祉バス(Mバス)に代わり、運行

平成23年度(2011年度)

「箕面市総合都市交通戦略」策定

- ・ 交通環境の変化や、交通弱者の増加などの社会状況の変化をふまえ、公共交通を軸とした交通まちづくり施策を、長期的に展開するための基本指針

平成25年度(2013年度)

オレンジゆずるバスの本格運行開始(月曜～土曜)

平成28年度(2016年度)

オレンジゆずるバスの本格運行開始(日曜・祝日)

令和4年度(2022年度)

「箕面市地域公共交通計画」策定

- ・ 北大阪急行延伸線開業後のまちづくりと連携した公共交通ネットワークを再構築するための計画として策定
- ・ ノンステップバスの導入などの公共交通のバリアフリー化の推進などを位置づけ

令和5年度(2023年度)

「箕面市オレンジゆずるバス再編計画」策定

- ・ 北大阪急行延伸線開業に伴う阪急バスの再編に合わせたオレンジゆずるバスの運行ルート等の再編内容を定めた計画

【今後の方向性】

①円滑な移動と施設利用の総合的推進

障害者の公共交通機関等を利用した移動の円滑化について引き続き「箕面市交通バリアフリー基本構想」の実現に向けた取組を進めます。

- ・ 障害当事者の意見を聞きながら、市内の鉄道駅を中心とした地区のまちづくり整備におけるバリアフリー化を促進します。
- ・ 民間路線バスにおけるノンステップバス等の導入に向けた支援を引き

続き行います。

バリアフリー法に基づき、円滑な移動と施設利用を総合的に推進するため、全市域を対象として、建築物や社会基盤施設について必要に応じた計画的な改修等を行います。

②移動困難者支援策の検討

障害者が安全に安心して移動するためには、道路の段差解消などの設備（ハード面）の整備だけでは充分ではありません。コミュニケーションがとりづらい・パニックへの不安があるかたも公共交通機関を利用しやすいよう、障害のある人に対する無関心や誤解などをなくす「心のバリアフリー」の啓発などソフト面からの取組も必要です。

障害者の移動支援については、さまざまな移動支援サービスを組み合わせ、障害当事者の意見も聞きながら、全体として移動困難者を支えるという、総合的な視点による充実に努めます。

オレンジゆずるタクシーについて、これまでの運行をふまえ、持続可能でより利用しやすい効率的な運行に向けて、制度の在り方の検討を進めます。

福祉有償運送、介護タクシー、UDタクシーの普及など、その他のさまざまな移動支援サービスについて、障害当事者にとって利用しやすく、安全に安心して移動するために、交通施策と福祉施策の連携を進めます。

(3)住まいの確保と住環境の整備

【基本方針】

障害者の地域における自立した生活に不可欠な、障害者に適した住宅の確保や、既存住宅のバリアフリー化のための支援等、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備を進めます。

【本市や社会の動き】

平成15年度(2003年度)

「箕面市営住宅ストック総合活用計画」策定

平成19年度(2007年度)

「市営住宅等供給・管理の在り方について」策定

平成22年度(2010年度)

「箕面市住宅マスタープラン(2010)」策定

・箕面市における住宅政策の基本方針

- ・ 高齢者・障害者等あらゆる人々が安心して住み続けられる住まい・まちの実現をめざす

平成25年度(2013年度)

「箕面市営住宅長寿命化計画」策定

【今後の方向性】

①公的住宅・民間住宅の活用の推進

障害者を含めた住宅確保要配慮者が安全に安心して生活するために、「箕面市住宅マスタープラン」や「箕面市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、引き続き障害者が住みやすい住宅の確保に努めます。

- ・ 既存の市営住宅を有効活用するため、引き続き、低層階のバリアフリー化を進めるとともに、障害者等を対象とした倍率優遇を行い、市営住宅を優先的に供給します。
- ・ 民間住宅の活用を進めるため、住宅施策と福祉施策の連携により、住宅改造助成制度、相談支援事業者による住宅探しの支援や家賃債務保証制度等について、障害者・不動産業者・賃貸住宅所有者等に対する周知を進めるとともに、居住支援法人との連携により、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりを図ります。

(4)情報バリアフリーの推進

重点(2)

【基本方針】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念をふまえ、すべての市民にとって、より一層わかりやすい形での行政情報の提供を進め、新しいデジタル技術の活用を含めた、障害特性に応じた情報アクセス支援やコミュニケーション支援により、ユニバーサルデザインの考え方の浸透とともに情報バリアフリーのための環境整備の充実を図ります。

【本市や社会の動き】

令和元年度(2019年度)

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(以下「読書バリアフリー法」という。)成立

令和2年度(2020年度)

市立図書館において、電子書籍及びオーディオブックの貸出開始

令和3年度(2021年度)

「電話リレーサービス」開始

- ・聴覚障害者等とそれ以外の者との会話をオペレーターの通訳により電話で双方向につなぐサービス

令和4年度(2022年度)

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法制定

令和5年度(2023年度)

箕面市手話言語条例及び箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例制定

【今後の方向性】**①行政情報の提供の充実**

情報バリアフリーの推進を図るため、障害特性に応じたわかりやすい形での行政情報の提供の充実に努めます。

- ・ 情報提供の手法としては、点字・音声・手話・要約筆記・ファクス・コミュニティFM放送・市ホームページ・市民安全メール、市公式SNS等に加え、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例に定めるさまざまな意思疎通手段による新たな提供の手法やニーズも含めた検討を継続します。
- ・ 全戸配布物や市主催行事などの情報保障をさらに充実するための方策を検討します。
- ・ 音声ブラウザでの読み上げや色覚特性に配慮した「ホームページアクセシビリティガイドライン」に基づき、障害者が情報を入手しやすい市ホームページを作成します。
- ・ 色覚特性への対応については、市の発行物等、行政情報提供時においても配慮を進めます。

②情報利用の支援

読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、市立図書館においては、視覚障害者や来館が困難なかたに対し、知る権利を保障する方策を実施し、障害特性に応じた、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできることをめざします。

障害者にとって、情報へのアクセスと発信において、新しいデジタル技術の活用は非常に有効な手段です。それぞれの障害に応じた手段で、同じ内容の情報を同時に取得し、また円滑に発信できるよう、新たなデジタル技術の活用なども含めて必要な環境整備の検討を進めます。

【本市や社会の動き】

平成23年度(2011年度)

「箕面市防災改革の基本方針」を策定

- ・ 3.11東日本大震災の教訓を、市の防災体制に活かすためのもの

平成24年度(2012年度)

「箕面市地域防災計画」を改定

- ・ 要安否確認者名簿を作成し、避難所に備付け

平成25年度(2013年度)

災害対策基本法の改正

- ・ 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針を作成

令和3年度(2021年度)

災害対策基本法の改正

- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画作成が市町村の努力義務となる

令和5年度(2023年度)

「箕面市地域防災計画」を改定

- ・ 避難行動要支援者の個別避難計画について反映

【今後の方向性】

「箕面市地域防災計画」における障害者や高齢者等、災害時に配慮が必要なかたに対する支援体制の整備の推進にあたっての3つの視点(「発災直後の網羅的な安否確認」、「避難行動の支援」及び「継続的な支援」)をふまえ、障害者が安心して地域生活を送るための防災対策、支援体制を再構築していきます。

①網羅的な安否確認体制の構築

重い障害のあるかた、独居高齢者や介護度の高いかたなどについて、箕面市災害時における特別対応に関する条例に基づき市が対象者を把握するとともに、発災時に地区防災委員会を核とする自治会等の地域コミュニティと連携して、迅速かつ網羅的な安否確認、避難支援を実施します。

災害時における「要安否確認者名簿」、「避難行動要支援者名簿」、「要継続支援者名簿」を定期的に更新するとともに、それぞれの機能と役割に沿った活用や、民生委員・児童委員や箕面市社会福祉協議会など地域の多様なコミュニティによる日頃からの情報収集や見守り体制づくりを進め、防災訓練等に活用します。

また、これらの名簿の今後の在り方についても必要に応じて見直しを進めます。

2 雇用・就労の充実、日中活動の場の確保

(1) 雇用促進と就労支援の充実

【基本方針】

雇用・就労の充実は、障害者が社会に参加し、地域で自立した生活をおくる上で、非常に重要です。

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）における法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化などによる、障害者の雇用政策の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、引き続き積極的な取組を進めます。

【本市や社会の動き】

平成8年度(1996年度)

「箕面市障害者雇用支援センター」(以下、雇用支援センター)開設
・ 財団法人(現 一般財団法人)箕面市障害者事業団が設置・運営

平成21年度(2009年度)

雇用支援センターが、障害者自立支援法に基づく「就労移行支援」事業所に移行
・ 障害者雇用促進法に基づく「豊能北障害者就業・生活支援センター」を併設し、一体的に運営することにより、定員・機能を拡大

平成23年度(2011年度)

改正障害者基本法が施行
・ 国・地方公共団体の責務として、国・地方公共団体・事業者における障害者雇用を促進するための施策を規定。

平成24年度(2012年度)

「総合評価競争入札制度」を本格導入
・ 民間事業者等における障害者雇用の促進策の一環として、委託事業者等の選定にあたって、雇用状況等を評価の基準に追加

平成25年度(2013年度)

障害者優先調達推進法施行
障害者法定雇用率引き上げ(各0.2%の引き上げ)
改正障害者雇用促進法が成立
・ 平成30年度(2018年度)から、精神障害者の雇用の義務付け(法定雇用率に算入)を規定

平成30年度(2018年度)

障害者法定雇用率引き上げ(各0.2%の引き上げ)

令和元年度(2019年度)

改正障害者雇用促進法が成立

- ・ 令和2年度(2020年度)から、国・地方自治体における障害者活躍推進計画の策定、障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任の義務付けを規定

令和3年度(2021年度)

- ・ 障害者法定雇用率引き上げ(各0.1%の引き上げ)

令和4年度(2022年度)

改正障害者雇用促進法が成立

- ・ 令和6年度(2024年度)から、特に短い時間で働く重度の身体・知的障害者、精神障害者の雇用の義務付け(法定雇用率に算入)を規定
- 令和6年度(2024年度)から、障害者法定雇用率引き上げ
(民間企業は2.5%、国・地方公共団体は2.8%など、各0.2%の引き上げ)

【今後の方向性】

①関係機関の連携による一貫した支援

民間事業者における障害者の雇用促進・就労支援については、今後も(一財)箕面市障害者事業団を核として、

- ・ 公共職業安定所(ハローワーク)
- ・ 市の地域就労支援センター(市立萱野中央人権文化センター等)における就労相談
- ・ その他障害者総合支援法に基づく「就労移行支援」事業所

等の各関係機関の様々なサービス、生活全般のサポート等との連携を強化し、なお一層の充実に努めます。また、箕面市自立支援協議会における情報交換・連携等を進めます。

こうした連携のもと、障害者に対する、就職に向けた準備段階から、就職後の日常生活の支援を含んだ職場定着までの、一貫した支援(職業リハビリテーション)を引き続き進めます。

②事業主の理解促進と職場実習の機会拡大

また、雇用促進に不可欠となる、民間事業者における事業主の協力・理解を得るための働きかけや、豊能北障害者就業・生活支援センターの職場実習における、受入れ事業所への協力金や実習生への奨励金の支給など、研修や職場実習の場の不足を解消するための取組を進めます。

在宅就業障害者に対する支援についても、引き続き課題とします。

③障害者雇用の促進

また、公契約においても、総合評価入札制度における、障害者雇用状況の評価を引き続き実施し、民間事業者等における障害者雇用の促進します。

障害者の市職員への直接雇用については、障害者基本法の改正及び障害者雇用促進法の改正等をふまえ、身体障害者だけでなく、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者も対象とした職員採用試験を引き続き実施します。これにより、法定雇用率を遵守するとともに、障害者雇用の実践を重ね、その在り方について研究を進めます。

あわせて、本市が出資・補助等を行っている法人に対し、障害者の雇用を進めるよう働きかけます。

④社会的雇用の推進

本市では、民間事業者等での一般就労（一般雇用）と、障害福祉サービス事業所での福祉的就労の間の谷間を埋める中間的な制度として、職業的重度障害者の新たな就労の場（社会的雇用）を制度化し、本市独自の労働施策として、（一財）箕面市障害者事業団を設立し、障害者事業所制度を創設・運営してきました。

平成21年度（2009年度）からは、本市独自の障害者事業所制度の特長を取り入れて、障害者雇用に対する賃金補填を行う社会的雇用を、国制度化するための働きかけを行っています。

引き続き、障害者総合支援法・障害者雇用促進法に基づくさまざまな取組との連携を行いながら、総合的な視点から持続可能な制度の構築に努め、障害者の雇用促進と就労支援を進めます。

（2）多様な日中活動や就労の場の確保と支援

重点(4)

【基本方針】

一人ひとりに合わせて働くことができる「就労継続支援」事業所や、日中活動を豊かにするための「生活介護」事業所、職業的重度障害者の働く場としての社会的雇用事業所など、多様な日中活動の場や就労の場において、それぞれの仕事や活動を通して、自分らしく働き、生活することの支援を行っています。

こうした事業所の運営が安定し、障害者が地域において自立・充実した生活を送ることができるよう、障害者優先調達推進法に基づく発注の強化などの支援や、重度重複障害者の日中活動の場の充実に取り組みます。

【本市や社会の動き】

平成19年度(2007年度)

市立障害者自立支援センター(ワークセンターささゆり)が、身体障害者通所授産施設から、障害者自立支援法に基づく通所事業所へ移行

平成22年度(2010年度)

市立障害者自立支援センター(あかつき園)が、知的障害者通所授産施設から、障害者自立支援法に基づく通所事業所へ移行

平成22年度(2010年度)～平成23年度(2011年度)

障害者福祉作業所と小規模通所授産施設が、障害者自立支援法に基づく事業所へ制度移行

平成29年度(2017年度)

「重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)」策定

令和5年度(2023年度)

「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計」作成

【今後の方向性】

①福祉的就労の場の自立・安定の支援

市内の通所事業所の定員は年々拡大し、障害者の働く場・日中活動の場が広がっていますが、こうした福祉的就労の場では、自立した生活に必要な収入を十分に得ることができないという課題が、依然として残っています。

引き続きこれらの事業所が、より充実した仕事・活動を行い、その内容を広く地域に周知し、地域に根ざした事業所として発展させていくことで、障害者の生活の充実と賃金の向上につなげていくことが必要です。

このため、障害者優先調達推進法の趣旨をふまえ、公契約において、障害者が働く事業所への発注の強化を進めるとともに、市内企業や事業所への周知に努めます。

②市立施設の役割・機能の検討

市立あかつき園と市立ワークセンターささゆりは、支援学校の卒業生など重度重複障害者の日中活動の場として、本人ニーズに基づく様々な取組を行っています。

平成29年(2017年)6月に「重度障害者のための生活介護整備事業所整備構想(たたき台)」を策定し、(仮称)ワークセンター小野原の整備や市立あかつき園の建て替えによる重度重複障害者の日中活動の場の確保(整備)に向けて取組を進めてきましたが、未だ新施設の整備に至っていま

せん。令和5年(2023年)に見直した「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計」に基づき、市内の西部地域(市立あかつき園再整備)・中部地域(新施設)・東部地域((仮称)ワークセンター小野原)に重度重複障害者の日中活動の場の確保(整備)を進めるとともに、地域生活支援拠点機能など市立施設が果たすべき役割や機能について再検討を行い、今後必要に応じて、適宜見直しを行います。

※「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計」に基づく整備目標

施設名	開園時期(目標)	整備定員数(予定)
中部地域(新施設)	令和7年7月	新規60人
西部地域(あかつき園再整備)	令和8年12月	新規30人
東部地域 ((仮称)ワークセンター小野原)	令和10年 ※令和8年度にニーズ数を再検証する。	最大40人 (20人～40人)
合計		110～130人

※東部施設に求められるニーズ数は20人～40人であるため、整備定員数は最大40人を想定。ただし、令和8年度に再検証し、整備定員数を決定する。

3 保健・医療の充実

(1) 保健体制の充実

【基本方針】

障害の有無に関わらず全ての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

障害者が健康の保持・増進のために必要な支援を受けられるよう、保健サービスを推進します。

【今後の方向性】

① 関係機関の連携による健康管理の推進

障害者の^{しっぺい}疾病の予防と早期発見のため、各種保健事業の周知を図り、健康診査等による健康管理を推進します。

乳幼児から高齢者まで、さまざまな検診や健康診査を実施し、生涯を通じた健康管理の推進を継続します。

また、生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のため、健康教育や健康相談の充実に努めます。

支援を必要とする子どもや家族が、専門的な相談を早い時期から受けることができるよう、医療機関や健康診査実施機関、その他の関係機関と連携を図りながら、障害のある子どもに関する相談・支援体制の充実を図ります。

障害特性やニーズに応じた保健サービスを提供するため、保健所等の関係機関との連携を進めます。

(2) 地域医療体制の充実

【基本方針】

障害者が安心して暮らすためには、身近な地域で医療を受けられる体制の整備が不可欠です。

特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意し、必要に応じて、一般医療や救急医療、歯科診療を受けられるよう、障害者が利用しやすい施設の整備、在宅診療の推進、障害者理解への啓発等を行うため、市内医療機関との連携を進めます。

【今後の方向性】

①医療の円滑な利用の支援

地域の医療機関におけるかかりつけ医の促進、充実ができるよう、市内の医療機関に対し、障害者が利用しやすい施設の整備を行うよう働きかけます。あわせて、障害者理解への啓発等を行い、ハード・ソフト両面における整備を促します。また、施設のバリアフリー情報についても引き続き提供します。

また、在宅療養をする障害者や難病患者が、より安定した生活を送ることができるよう、地域の医療機関との連携に取り組めます。特に、口腔ケア等の疾病予防を進めるとともに、在宅歯科診療等を受けられるよう、地域の歯科医療機関との連携に取り組めます。

さらに、障害者総合支援法に基づく自立支援医療の他、重度障害者医療費助成や障害児(者)個室入院料助成により、必要な医療が利用できるよう支援を行います。

②精神科医療を中心とした精神障害者への支援

近年、精神疾患を有する患者の数は増加傾向にあり、平成29年(2017年)には全国で約420万人となっており、傷病別の患者数をみると脳血管疾患や糖尿病を上回るなど、国民にとって身近な疾患となっています。

本市においても、令和5年(2023年)の自立支援医療(精神通院)の受給者数は、平成27年(2015年)と比較して約1.4倍となっています。

全国的には、うつ病等の気分障害や認知症、薬物やアルコールなどの依存症や発達障害への対応等、精神科医療に対する需要が高まり、かつ多様化しています。また、コロナ禍により、感染に対する不安や行動変容によるストレスなど精神面への影響や社会経済状況の変化などもあり、本市においても自殺者数は徐々に増加傾向にあります。

国資料によると、若年でのうつ症状をはじめ、早期からの精神保健・精神科医療による支援や、患者の状態像に応じた適切な急性期医療の提供が重要となっています。他方で、治療薬の発達や救急医療体制の整備により、精神病床での新規入院患者の入院期間は短縮傾向にあり、約9割が1年以内に退院しています。

しかし、依然として新規入院患者の中には一定数の長期入院患者(1年以上入院患者)がおり、令和2年(2020年)現在で約17万人を超える長期入院患者が存在しています。

こうした中、国では、平成29年（2017年）に精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう地域共生社会の実現に向けた取組として、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築をめざすことを新たな理念として明確に示しました。

こうした流れをふまえ、今後も、保健所や医療機関等による医療面での支援を重要視するとともに、医療と福祉との連携を深め、精神障害者及びその家族を対象とした相談支援体制の充実と、精神科病院からの地域移行の推進を図ります。

（3）医療的ケアに関する対応

【基本方針】

医療的ケアを必要とする障害者が、地域において、医療機関以外の生活の場で安心して生活できるよう、支援の充実について検討を進めます。

【本市や社会の動き】

平成24年度（2012年度）

社会福祉士及び介護福祉士法改正

- ・ 所定の研修を経た介護職員による、痰の吸引及び経管栄養の注入が制度化
- ・ その他の医療的ケア（一部の痰吸引、導尿、気管切開部位の管理、酸素吸入等）は、主治医の指示を受けて看護師等が行うべき「医療行為」とされている。
- ・ 実態としては、家族が医療行為を担っている事例が大多数とされる。

【今後の方向性】

①医療的ケアに関する支援基盤の充実促進

医療的ケアを必要とする障害者が、地域での在宅生活を継続するための基盤である、ケアの担い手となる障害福祉サービス事業所や人材を充実させるための働きかけを行います。

市立障害者福祉センターささゆり園等を活用した医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場の確保等の他、病院や重症心身障がい者（児）入所施設（療養介護及び指定医療型障害児入所施設）における医療型短期入所など広域的な対応も含めて、その支援策の充実について、引き続き検討を行います。

(4)在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実

【基本方針】

障害者が、住み慣れた地域で生活を送るにあたり、必要に応じて適切なリハビリテーションを受けられるよう、支援の充実を図ります。

【今後の方向性】

①リハビリテーション等の提供の推進

障害者の円滑な在宅生活と、二次障害防止のため、住宅改造や生活支援機器の導入などによる生活環境の調整や、日常生活動作の訓練等のリハビリテーションを受けられるよう、支援の充実を図ります。

- ・ 先天的な障害や疾病・^{しっぺい}事故による障害に付随した二次障害の発生を予防・抑制するための、日常生活に根ざしたリハビリテーション
- ・ 事故や疾病を^{しっぺい}原因とする中途障害者に対する、急性期・回復期・維持期のそれぞれの時期における適切なリハビリテーション

地域の急性期・回復期リハビリテーションを担う医療機関、訪問看護事業所（医療保険による訪問リハビリを実施する訪問看護事業所等）や障害福祉サービス事業所（機能訓練事業所等）との連携を密にし、在宅生活の支援に取り組みます。

4 療育・教育の充実

(1)療育・支援保育及び教育・相談体制の充実

【基本方針】

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者の状況やニーズに応じた切れ目のない支援のため、令和7年(2025年)4月に箕面市立児童発達支援センターを設置します。また、相談体制の充実及び早期療育事業推進会議等における関係機関の連携を促進し、障害児通所支援サービスの充実や支援の質の向上、就学前施設における場の確保や支援保育・教育の質の向上を図り、地域の障害児支援体制の質の向上に努めます。

【本市や社会の動き】

平成8年度(1996年度)

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもの発達や療育に関する相談窓口を設置

平成15年度(2003年度)

あいあい園を支援費制度に基づく児童デイサービス事業所として運営

平成18年度(2006年度)

あいあい園を障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所として運営

平成24年度(2012年度)

平成22年(2010年)改正児童福祉法施行

- ・ 障害児のサービスが利用形態により一元化され、児童福祉法に基づく障害児通所支援のサービス(児童発達支援、放課後等デイサービス等)として規定され、市町村が支給決定することとなった
- ・ 障害者自立支援法に基づく「児童デイサービス」を実施していたあいあい園を児童福祉法に基づく「児童発達支援事業所」として運営

平成30年度(2018年度)

平成28年(2016年)改正児童福祉法施行

障害児福祉計画の策定が義務化

令和元年度(2019年度)

医療的ケア児支援のための協議の場として、早期療育事業推進会議、支援連携協議会、自立支援協議会を位置付け

令和3年度(2021年度)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(以下「医療的ケア児支援法」という。)の公布、施行

- ・ 国・地方公共団体による相談体制の整備等措置の義務化

令和4年度(2022年度)

保育・幼児教育全体の質の向上及び市内すべての就学前施設をつなぎ、ともに高め合うためのコーディネーターとしての役割を担う「保育・幼児教育センター」を開設

児童福祉法改正(令和6年度(2024年度)施行)

- ・ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化、福祉型・医療型の種別一元化
- ・ 令和7年(2025年)4月にあいあい園を児童発達支援センターとして設置する方針の決定

【今後の方向性】**①支援保育・教育の充実**

公立保育所・幼稚園については、「新箕面市アウトソーシング計画(令和3年8月策定)」に基づき、再編統合による認定こども園への移行等を順次進めています(令和6年4月にかやのこども園開園、令和9年4月にせいなんこども園・とよかわこども園開園予定)。

保育・幼児教育センターにおいて、様々な研修会・研究会の企画・実施や巡回訪問などを実施し、配慮を必要とする子どもへの支援の充実、小学校教育との円滑な接続などに取り組み、引き続き公立・民間や施設種別の垣根を越えて支援保育・教育の更なる質の向上をめざします。

②療育・相談体制の充実

児童発達支援事業所あいあい園は、令和7年(2025年)4月に市役所第二別館へ移転し、市立病院と連携して実施している外来リハビリテーションを実施するため、新たに診療所を併設し、「箕面市立児童発達支援センター」として開設します。地域における障害児支援の中核的役割を担い、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上を図ります。

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその家族への支援のため、発達相談「ゆう」を核として、関係機関や就学前施設等との連携を促進し、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。

また、市内すべての就学前施設から就学先への引き継ぎが充分になされるよう、就学引き継ぎシート等を活用し、連続性のある支援体制を構築します。また、人権施策室と連携し、就学後の支援や相談先について、子どもや

保護者への積極的な情報提供に努めます。

強度行動障害や高次脳機能障害等を有する障害のある子どもの支援ニーズ把握に努め、有効な支援方法について検討します。

医療的ケア児支援法の施行を受けて、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組みます。

(2)学校におけるインクルーシブ教育等の充実

【基本方針】

「新箕面市人権教育基本方針」及び「箕面市支援教育方針」に基づき、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つ中で、障害に対する理解と認識を深めるための教育を通じて、すべての子どもが、お互いの個性を尊重し合い、社会の一員として支え合うことに繋がる教育を推進します。

【本市や社会の動き】

平成28年度(2016年度)

- ・平成26年(2014年)に成立していた障害者差別解消法が施行される(平成28年4月1日施行)
- ・改正発達障害者支援法の成立、施行
- ・学校教育法施行規則の一部改正
高等学校における通級指導教室の制度化
障害による学習上又は生活上の困難を改善、克服(指導内容の主旨の明確化)

平成29年度(2017年度)

児童福祉法が改正・障害児福祉計画の策定が義務づけられる

- ・「幼稚園教育要領」「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」公示(特別支援教育に関する主な改善事項)
特別支援学級、通級指導教室による指導における個別の指導計画等を全員作成すること
通常学級における個別の指導計画等作成、活用に努めること
学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと
- ・発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業)の受託
市内小学校にて文部科学省事業を受託。支援学級や通常学級に在籍するすべての支援の必要な児童を、早期かつ継続的に支援する校内支援委員会等の体制づくりを推進のための研究
- ・文部科学省より「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～」の発出
- ・通級指導教室の算定基準の新設(利用する児童生徒13人につき1人の教員を配置)

平成30年度(2018年度)

- ・ 学校教育法施行規則の一部改正
支援学校に在学する幼児児童生徒、支援学級に在籍児童生徒及び通級指導教室による指導を受けている児童生徒について「個別的教育支援計画」(学校と関係機関との連携の下に行う当該幼児児童生徒に対する長期的な支援に関する計画)を作成することとなった。

令和元年度(2019年度)

- ・ 文部科学省初等中等教育局長通知「学校における医療的ケアの今後の対応について」の発出
全ての学校における医療的ケアの基本的な考え方や医療的ケアを実施する際の留意すべき点等を整理
※平成23年(2011年)12月20日付「文科初第1344号初等中等教育局長通知」は廃止

令和3年度(2021年度)

- 中央教育審議会「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学び、協働的な学びの実現～(答申)の発出
「新時代の特別支援教育の在り方について」示される
- ・ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について」の施行

令和4年度(2022年度)

- ・ 文部科学省初等中等教育局長通知「特別支援学級及び通級指導教室による指導の適切な運用について」の発出
- ・ 箕面市支援教育充実検討委員会(全10回)の開催
検討委員会からの答申をもとに箕面市支援教育方針を策定

【今後の方向性】**①学校教育における基礎的環境整備及び合理的配慮の実施**

支援学校と地域の学校における施設面や支援体制を考慮し、障害者差別解消法に基づいて、学びの場として地域の学校を選択できるような基礎的環境整備を充実させ、各種機会の平等を確保するために、合理的配慮の調整を進めます。個々の状況に適した学びの場(通常学級、通級指導教室の利用、支援学級)が選択できるようにします。(通級指導教室は令和5年度(2023年度)から全校に設置しています。)

情報通信技術(ICT)を最大限活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実や「授業のユニバーサルデザイン化」などは、支援が必要な子どもたちだけでなく、すべての子どもたちが安心して学びに向かい、個々の力を最大に発揮できることにつなが

- 50 -

- (1) 医療的ケア児の「教育の場」
- (2) 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方
- (3) 教育委員会における管理体制の在り方
- (4) 学校における実施体制の在り方
- (5) 認定特定行為業務従事者による特定行為の実施に関する留意事項
- (6) 特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項
- (7) 医療的ケア児に対する生活援助行為の「医行為」該当性の判断
- (8) 研修機会の提供
- (9) 校外における医療的ケア

教育委員会では、看護師資格を持つ支援教育看護支援員を引き続き配置します。また医療的ケアの必要な児童生徒が安心して学校生活を送ることができるように、医療的ケア児が在籍する学校だけでなく市内全校の管理職、教職員向けに医療的ケアに関する研修を実施します。また、教育、保健、医療及び福祉の連携を強化しながら、必要に応じて在籍する医療的ケア児本人及びその保護者の声をしっかり聞き、安心して学校生活を送れるように体制を整えていきます。

④相談体制の充実

教育に関するニーズは、ますます多様化しており、一人ひとりのニーズに対応した教育相談体制の充実が必要となっています。児童生徒指導室(教育相談)を中心として、関係機関等との連携を促進し相談体制の整備・充実に努めます。

「いじめ」に関する相談については、各学校、教育委員会事務局での対応に加え、いじめ・体罰ホットラインを開設し、更なるいじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組めます。また、各校においては、いじめ未然防止システムとして「こころの日記」が令和4年度(2022年度)から導入され、児童生徒の心の変容をキャッチし、更なる未然防止・早期発見・早期対応に活かしています。

箕面市いじめ防止基本方針に掲げる「箕面市いじめ等調整委員会」を設置し、いじめ問題等の教育に関わる諸問題や、いじめ重大事態の学校調査の結果についての意見を伺い、指導助言にあたります。

⑤放課後等の居場所の充実

平成24年度(2012年度)の児童福祉法の改正に伴い、本市においても放課後等デイサービス事業所が数多く開設されました。これらの事業所では、障害特性に合った支援を受けられるため、利用者が増えています。

他方で、学童保育についても、放課後・長期休業中の子どもの居場所として、引き続き高いニーズがあります。そのほか、「すたさぽ」や「自由な遊び場開放事業」の実施により、すべての子どもたちに「学び」や「遊び」の場を提供し、より豊かな放課後の居場所づくりに引き続き取り組んでいきます。今後も、学童保育を含む学校での放課後の居場所において、発達障害を含む障害特性への配慮が受けられるよう、関係機関等との連携を進めます。

5 人権施策の推進

(1) 人権啓発の推進

重点(3)

【基本方針】

障害や疾病^{しっぺい}の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。

その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象（施設コンフリクト）が発生しています。また、障害者が地域で生活するための住居探しが時には困難な状況もあります。

このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。

「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組を進めます。

【本市や社会の動き】

平成5年度(1993年度)

市議会で「箕面市人権宣言」を採択

- ・ 宣言の趣旨をふまえ、人権に関する施策を総合的に推進
- ・ 各種啓発活動を推進

平成9年度(1997年度)

箕面市まちづくり理念条例を制定

「まちづくりは、すべての人の基本的人権の尊重のもとに進める」と規定

平成14年度(2002年度)

パオみのお(市精神障害者地域生活支援センター)移転反対問題が発生

平成15年度(2003年度)

箕面市人権のまち条例を制定

- ・ 市の役割として「人権尊重の視点で施策を推進すること」、市民の役割として「家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、互いに人権を認め合い、人権を尊重するまちの実現に努めること」と規定

平成22年度(2010年度)

「箕面市人権のまち推進基本方針」を策定

- ・ 人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政が取り組むべき方向性を規定
- ・ 箕面市人権施策審議会の答申をふまえたもの

- ・新たな法令や制度、この間の市の取組などを踏まえた時点修正や増補

務であるという理念について、広く理解を求めます。

令和3年(2021年)の同法改正により、事業者による障害者への合理的配慮の提供が令和6年(2024年)4月から義務化されます。障害者に対する偏見・差別意識の解消は、今後ますます重要になるという認識に立ち、地域での障害者への理解を深め、ノーマライゼーションの視点を伝える等の人権啓発のための取組を、より一層推進します。

- ・ 障害者差別に関する相談窓口の周知を進め、行政機関・事業者と障害者双方の建設的対話による相互理解を進めるよう引き続き努めます。
- ・ 差別事象が発生した場合には、人権行政推進本部会議等を活用し、庁内の関係部署と連携して対応していく体制を継続します。
- ・ 箕面市障害者市民施策推進協議会の障害者差別解消法部会を、法における障害者差別解消支援地域協議会に位置づけ、事例の検討や啓発方法の検討を行います。

平成14年度(2002年度)から平成15年度(2003年度)にかけて、精神障害者地域生活支援センター(パオみのお)に対する移転反対運動が起きました。これは人権に関わる重大な問題であるとして、平成16年(2004年)6月、箕面市人権施策審議会から箕面市長に対して次の提言がなされました。

- ・ 「施設地域間摩擦は起きる」ことを出発点に、「市民と地域社会を信頼する」ことを根底に据えて「精神障害者地域生活支援の事業を進めること」を表明する。
- ・ 精神障害者に関する教育、啓発を地道に展開するとともに、施設地域間摩擦における誤解や偏見には適切に毅然とした対応をとる。
- ・ 以上のことを進めていける力を培う。

これを受けて、市内では、精神障害者市民地域交流事業や、障害者福祉啓発講座、みのお市民人権フォーラム、広報紙での啓発、小中学校の福祉体験学習や障害者等を講師とした授業の実施など、市、障害者、障害者関係団体などによるさまざまな人権啓発の取組が、一層強化されて行われてきました。しかし、その後も民間事業者による障害者グループホームなどの計画を受けて、漠然とした不安や障害者への偏見と思われる声が寄せられるなど、地域における偏見・差別意識は、今もなお根強く残っています。

障害の有無に関わらず、誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるよう、今後も、市、市民及び関係団体がともに、粘り強い取組を積み重ねていくことが必要です。

地域の課題として、広く市民と共に考える機会となる啓発事業等の実施や、身近な地域での障害者の暮らしについての積極的な情報発信、障害者や障害者関係団体、地域住民が地域で交流する機会の創出などに取り組み、事案が生じた場合には、市は関係機関と連携し、住民・事業者等の関係者による対話の支援を行い、地域住民の漠然とした不安などに対しては、適切な情報提供等に努めます。

(2) 権利擁護の推進

重点(3)

【基本方針】

障害者虐待の防止や成年後見制度の利用促進、福祉サービス利用に係る相談・苦情の検証等により、障害者の権利擁護を推進します。

【本市や社会の動き】

平成15年度(2003年度)

- ・ 市に「保健福祉サービスにおける苦情解決制度」を構築

平成24年度(2012年度)

障害者虐待防止法が施行

- ・ 市町村の責務として、障害者虐待の予防・早期発見、被害者の保護・自立支援、成年後見の利用促進等を規定

平成25年度(2013年度)

市障害者虐待防止センター業務を、市基幹相談支援センター業務とあわせて、箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンターに委託

- ・ 日常的なケースワークと連動した、虐待の予防・早期発見を図るもの

平成28年度(2016年度)

成年後見制度利用促進法施行

平成29年度(2017年度)

障害者虐待防止センター業務と基幹相談支援センター業務を、市直営化

令和4年度(2022年度)

成年後見制度利用促進法に基づく「成年後見利用促進計画」を第2期地域福祉計画への包含により策定

【今後の方向性】

① 保健福祉サービスにおける苦情解決制度の活用

保健福祉サービスにおける苦情解決制度による保健福祉サービス利用

者の権利擁護に努めます。

- ・大阪府や、社会福祉法に基づく運営適正化委員会等の関係機関と連携します。
- ・保健福祉サービス利用者等の相談・苦情に迅速かつ適切に対応します。
- ・サービス提供時に発生した事故に対して、必要な指導・助言を行います。

②虐待防止の取組

障害者虐待防止法に基づき、障害者に対する虐待の予防・早期発見、被害者の保護・自立支援、養護者の支援を進めます。

- ・虐待の未然防止と早期発見、直ちに対応が必要となる事案の迅速かつ適切な対応を行うための相談・通報体制の充実に努めます。
- ・保健福祉苦情調整専門員の助言を受けながら、虐待事例の検証を行います。
- ・市障害者虐待防止センター業務を、市基幹相談支援センター業務と一体化することにより、日常的なケースワーク・相談支援と連動した、虐待の予防・早期発見、養護者の支援等を進めます。
- ・「箕面市自立支援協議会」において、相談支援事業者やサービス事業者等の関係機関との連携によりネットワークの構築を推進します。

③成年後見制度等の推進

成年後見制度利用促進法に基づく「成年後見利用促進計画」を第2期地域福祉計画への包含により策定しており、同計画期間（令和4年度（2022年度）～令和13年度（2031年度））内に権利擁護の地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核機関の設置に向けた検討を行い、継続的な支援が可能な法人後見^{注9}の担い手の確保に取り組むなど、適切な支援ができる体制づくりに努めます。

- ・特に、成年後見制度については、関係者による課題共有とネットワークづくりの場を設け、制度の理解と連携を深めます。
- ・あわせて、制度の周知を進め、利用を支援する体制を整えます。
- ・障害者総合支援法に基づく市町村必須事業である「成年後見制度利用支援事業」を活用し、生活保護受給者等を対象とした、成年後見に

注9 個人ではなく、社会福祉法人やNPO法人など、例えば福祉の事務に関して専門的な知識・能力・体制などを備えた法人を成年後見人として家庭裁判所が選任すること。

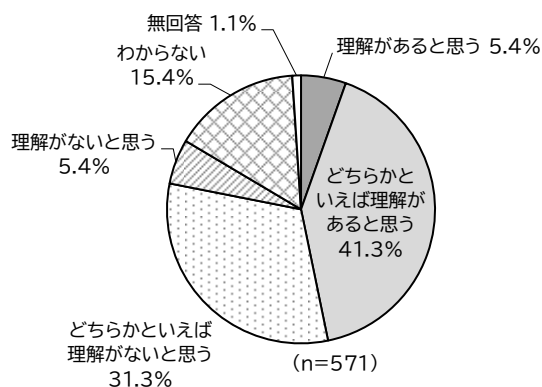
かかる費用（後見人等報酬、申立費用）の助成を継続します。

- ・ 箕面市社会福祉協議会による「日常生活自立支援事業（まかせてねット）」等と連携し、判断に支援が必要な障害者が日常的な金銭管理や円滑な福祉サービスの利用ができるように支援します。

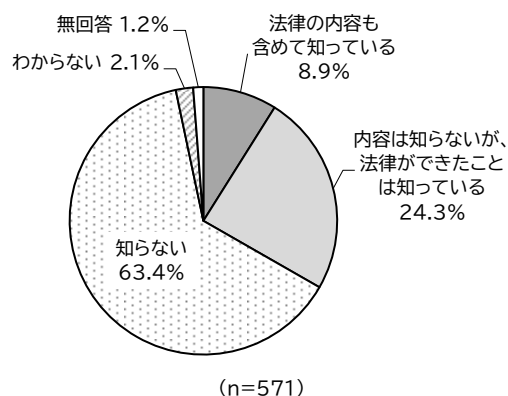
■コラム

障害者でない市民へのアンケート結果によると、「障害のある人が地域で暮らすことについての社会の理解があると思う」と回答した人の割合は5割弱にとどまる一方で、障害者差別解消法を知らない人は6割を超えており、より一層の人権啓発の推進、差別解消に向けた取組が必要です。

【障害者が地域で暮らすことについての社会の理解】
（障害者でない市民アンケート）

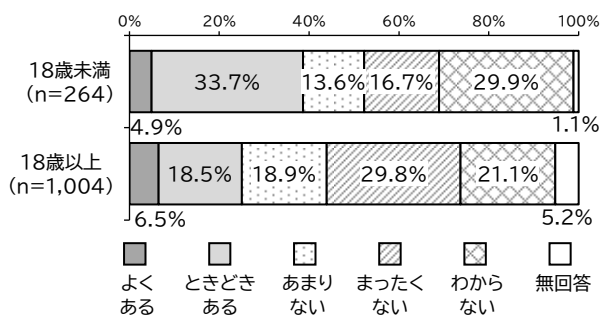


【「障害者差別解消法」の認知度】
（障害者でない市民アンケート）

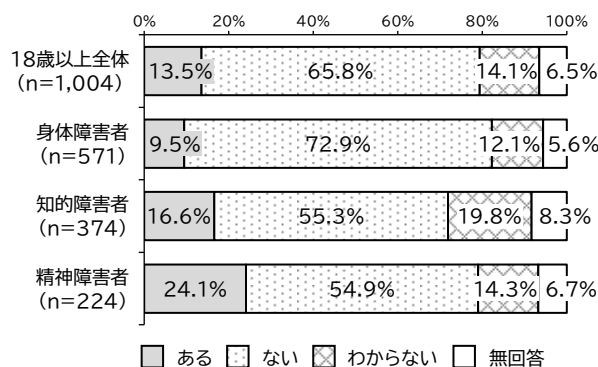


障害者差別を受けた経験がある人、障害者虐待を受けた経験がある人、相談通報窓口の周知と体制の充実が必要です。

【障害があることで差別を受けたり、嫌な思いをした経験】
（障害者アンケート）



【虐待を受けた経験】
（障害者アンケート）



6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

【基本方針】

スポーツ・文化・生涯学習活動等は、健康の維持・増進や、ゆとりと潤いのある生活、さらには社会参加のための大切な機会です。障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性】

① 機会提供の推進

地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進します。

障害のある子ども等を対象としたスポーツ教室を、引き続き実施します。

② 情報保障の充実

障害者が、講座・イベント等に気軽に参加できるよう、市が主催する講座・イベント等において、手話通訳・要約筆記、資料の点訳などを進めるとともに、市の主催以外の事業についても、こうした配慮への理解を求めます。

③ 人的支援の推進

障害者が、地域でのスポーツ・文化・生涯学習活動等に、気軽に継続して参加できる環境を整備するため、施設職員・民間事業者・地域住民等の理解と協力を得られるよう働きかけます。また、指導員・ボランティアの育成等による人的支援の充実に努めます。

第3部 第7期箕面市障害福祉計画・ 第3期箕面市障害児福祉計画

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定に係る国の基本指針

国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という。)は、障害者総合支援法第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として作成されたものであり、障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が策定するものです。令和5年(2023年)5月に国が示した基本指針の主な内容は、次のとおりとなります。

基本的理念

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保・定着
- 7 障害者の社会参加を支える取組定着

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 相談支援体制の充実・強化
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障害者等に対する支援
 - (一) 発達障害者等への支援体制等の充実
 - (二) 発達障害者等及び家族等への支援体制の確保
- 4 協議会の活性化

障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
 - (一) 重症心身障害児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実
 - (二) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害児に対する支援体制の充実
 - (三) 虐待を受けた障害児に対する支援体制の整備
- 5 障害児相談支援の提供体制の確保

2 障害福祉サービス等の実施状況

- 相談支援体制では、平成27年（2015年）4月から「サービス等利用計画」についてすべてのサービス利用者が対象となり、その作成を担う特定相談支援事業所数は、令和5年（2023年）11月時点で12か所となりました。この間、市基幹相談支援センターを核とした、総合的な相談支援体制の充実・整備を進めてきました。
- 自立支援協議会の開催により、障害者等の支援体制に関する課題整理と社会資源の情報共有、地域の関係機関のネットワーク構築に向けた協議を行いました。

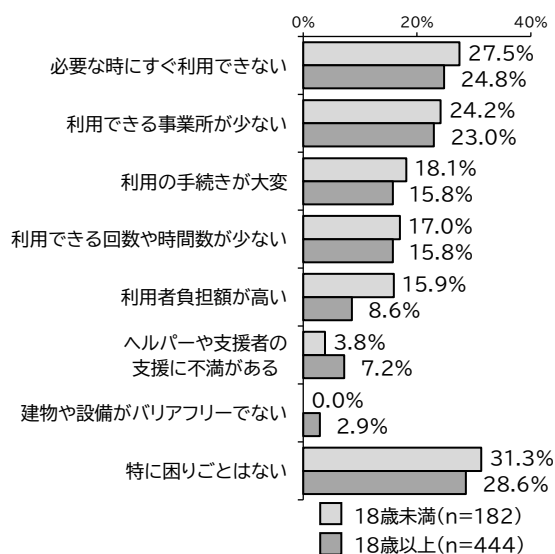
- 障害児に対するアンケート調査によると、「放課後等デイサービス」の利用率は高く、今後の利用希望も高くなっています。「短期入所(ショートステイ)」「移動支援(ガイドヘルプ)」は現在の利用は1割程度ですが、3～4割の人が将来的に利用を希望しています。

障害者に対するアンケート調査によると、利用希望の高いサービスは、「移動支援(ガイドヘルプ)」、「共同生活援助(グループホーム)」、「計画相談支援」、「短期入所(ショートステイ)」、「就労継続支援B型」などとなっています。

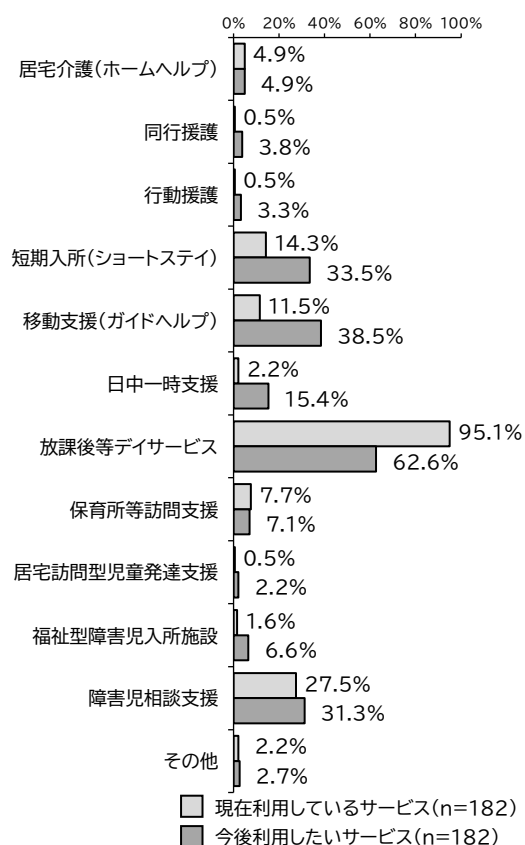
障害福祉サービスでの困りごとでは、障害児者ともに「必要な時にすぐ利用できない」、「利用できる事業所が少ない」を挙げる割合が高くなっています。

今後も、障害児者一人ひとりの個別ニーズに対応できるサービス提供体制の整備が必要です。

【現在利用している障害福祉サービスでの困りごと】



【現在利用している障害福祉サービス、また、今後利用したい障害福祉サービス(18歳未満)】



3 障害福祉サービス等の基本的方向性

【基本方針】

すべての障害者が、家族の介護や支援の有無にかかわらず、地域の中で安定した自立生活を送るためには、地域生活を支える福祉サービス基盤の整備・充実が大変重要です。

サービスの担い手となる事業所・人材の充実に向けて、支援策の検討と国及び大阪府への働きかけを行います。

障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、緊急時の受入れ等を担う地域生活支援拠点等の整備を進め、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関等の連携等により、効果的な支援体制の構築と機能の充実を図ります。

【本市や社会の動き】

平成25年度(2013年度)

障害者総合支援法の施行

- ・ 制度の谷間におかれてきた、難病患者等を障害者の範囲に追加
- ・ 重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などを実施

平成30年度(2018年度)

障害者総合支援法の改正

- ・ 地域生活を支援するサービス「自立生活援助」の創設
- ・ 就労定着に向けた支援を行うサービス「就労定着支援」の創設
- ・ 共同生活援助(グループホーム)の新類型として「日中サービス支援型共同生活援助」の新設
- ・ 同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供しやすくすることなどを目的とした指定手続きの特例制度「共生型サービス」の創設

令和4年度(2022年度)

障害者総合支援法の改正

- ・ 共同生活援助(グループホーム)の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化。(令和6年(2024年)4月1日施行)
- ・ 就労アセスメント(就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理)の手法を活用した「就労選択支援」を創設(令和7年(2025年)10月1日施行予定)

【今後の方向性】

① 自立支援給付

各サービスの方向性については、「第2章 障害福祉サービスの内容と見込量」において策定します。

⇒関連： 第3部 第2章 4 活動指標(1)障害福祉サービスの実績と見込量

② 地域生活支援事業

各サービスの方向性については、「第2章 障害福祉サービスの内容と見込量」において策定します。

⇒関連： 第3部 第2章 4 活動指標 (4)地域生活支援事業

③ その他の市独自の福祉サービス

障害者緊急通報システム等の市独自の福祉サービスについては、法制度の動向や障害者のニーズ等をふまえ、必要に応じて実施します。

④ 介護保険対象者に関する対応

介護保険サービスの対象となる障害者については、原則、介護保険サービスを優先的に利用することが、障害者総合支援法により定められています。

ただし、例外として、介護保険にない訓練等給付などのサービスは、その必要性が認められれば、障害福祉サービスを利用することができます。

また、介護保険の支給限度基準の制約から、介護保険サービスだけでは、必要と認められる量の支援が受けられない場合についても、市が必要と認める場合には障害福祉サービスを利用することができます。

高齢化に伴い、介護保険に移行する障害者の増加が見込まれるため、制度間移行が円滑に行われるよう、国への働きかけを行います。また、両制度についての支援を行う関係者が、お互いの制度理解を深め、十分な連携を行うよう、働きかけます。

⑤ 自立支援協議会

本市では、障害者等の地域生活支援体制を整備するため、障害者総合支援法第89条の3に基づく協議会として「箕面市自立支援協議会」を設置しています。

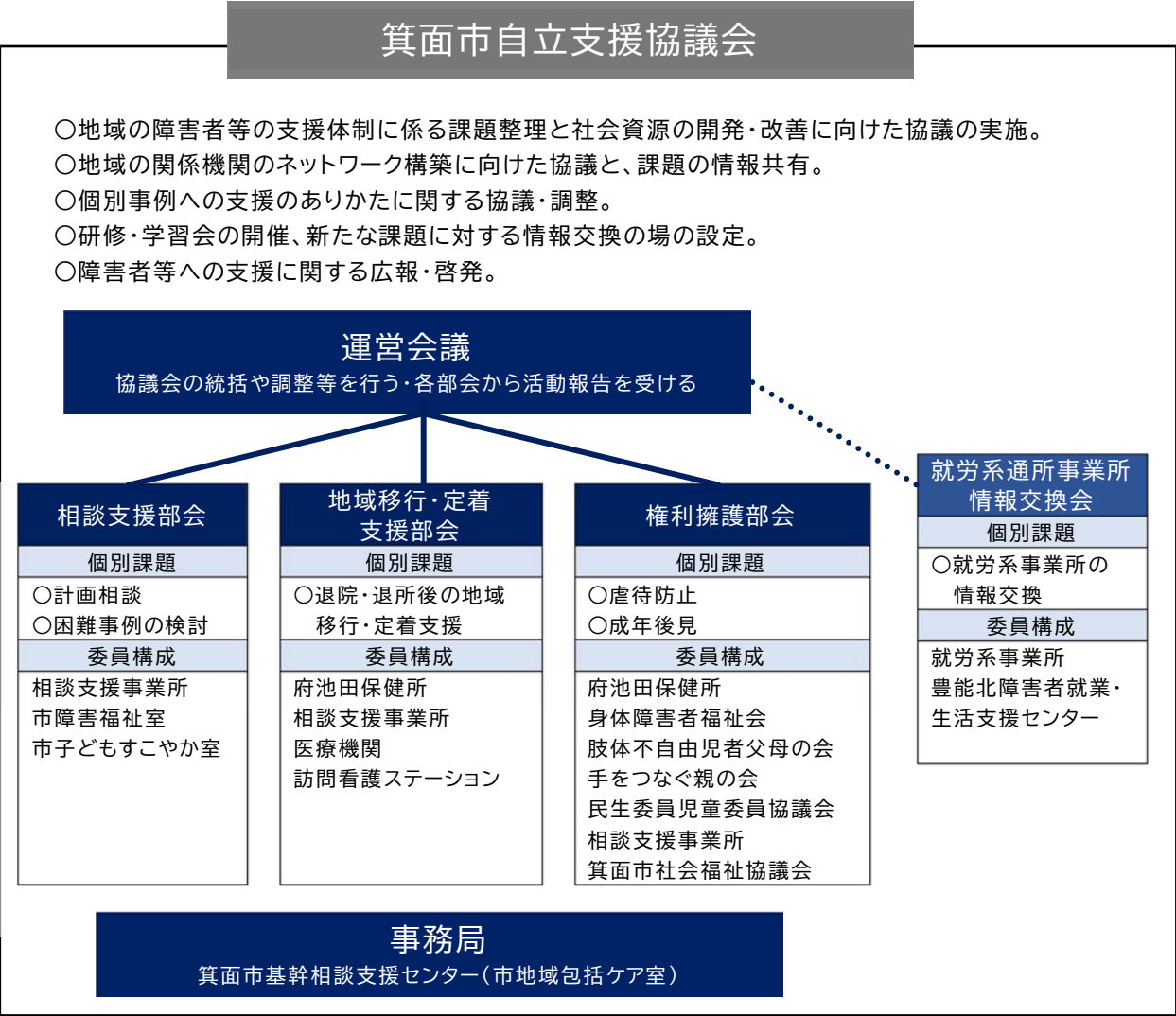
この協議会は、関係機関・関係団体、障害者等とその家族及び福祉・医療・保健・就労関係者で構成されています。

相談支援部会、地域移行・定着支援部会、権利擁護部会の3つの専門部会を設置するとともに、就労系通所事業所の情報交換会を開催し、障害者等への支援体制に関する地域課題について情報を共有し、関係機関等の連携の強化を図るとともに、地域の実情に応じた障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について協議を行います。また、自立支援協議会の組織体の在り方について、必要に応じて検討します。

⇒関連： 第3部 第2章 3 成果目標 (2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

⇒関連： 第3部 第2章 3 成果目標 (6)相談支援体制の充実・強化等

【図 18:箕面市自立支援協議会組織図】

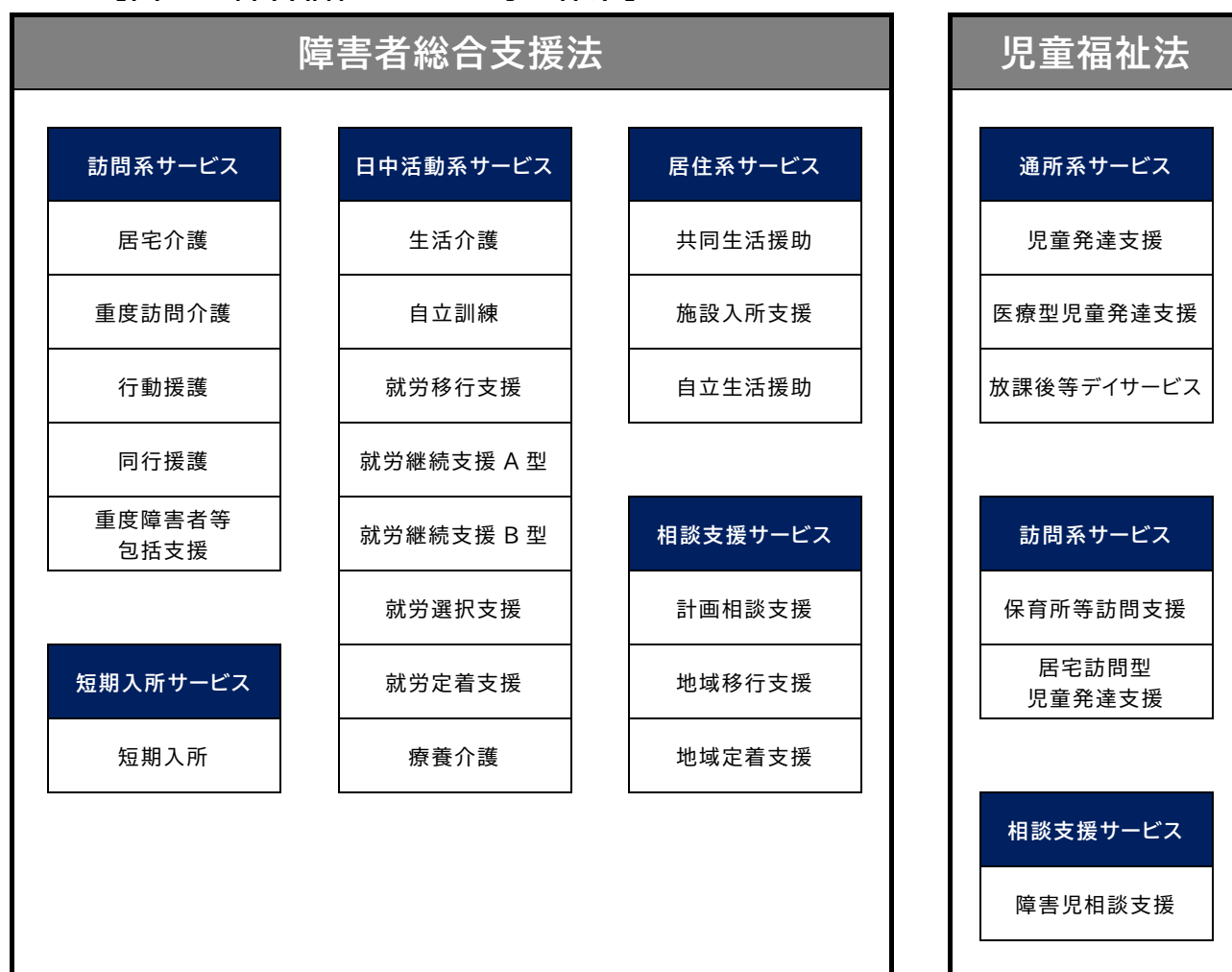


第2章 障害福祉サービスの内容と見込量

1 障害福祉サービスの体系

第7期計画における障害福祉サービス等の体系は【図19】のとおりです。サービスには、障害者総合支援法に基づくものと、児童福祉法に基づくものがあります。

【図 19: 障害福祉サービス等の体系】



また、障害者総合支援法に基づく、自立支援給付と地域生活支援事業の全体像は、【図20】のとおりです。

自立支援給付は、障害種別にかかわらず、障害者の自立支援を目的に全国共通に提供されるサービスです。介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付、自立支援医療及び補装具費の支給で構成されます。

地域生活支援事業は、市町村及び都道府県が、障害者の自立した地域生活を支援するために実施する事業です。必須事業と任意事業があり、地域の特性に応じて、柔軟に実施できるものです。

【図 20：自立支援給付と地域生活支援事業の全体像】

自立支援給付	
介護給付	訓練等給付
居宅介護	自立訓練
重度訪問介護	就労移行支援
行動援護	就労継続支援 A 型
同行援護	就労継続支援 B 型
療養介護	就労定着支援
生活介護	就労選択支援
短期入所	自立生活援助
重度障害者等 包括支援	共同生活援助
施設入所支援	
地域相談支援給付	計画相談給付支援
地域移行支援	計画相談支援
地域定着支援	
補装具費の給付	自立支援医療
	更生医療
	育成医療
	精神通院

地域生活支援事業	
市町村地域生活支援事業 必須事業	
理解促進研修・啓発事業	意思疎通支援事業
自発的活動支援事業	日常生活用具給付等事業
相談支援事業	手話奉仕員養成研修事業
成年後見制度利用支援事業	移動支援事業
成年後見制度法人後見支援事業	地域活動センター機能強化事業
※その他、任意事業あり	
都道府県地域生活支援事業 必須事業	
専門性の高い相談支援事業	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	
意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業	
広域的な支援事業	
※その他、任意事業あり	

2 成果目標と活動指標の関係

第7期計画では、令和8年度(2026年度)を目標年度として、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づく7つの成果目標を設定しています。あわせて、計画期間(令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度))の各年度の障害福祉サービス・障害児支援等の各分野における取組の状況を分析するため、活動指標を設定し、その見込値の達成のための方策等を明らかにすることにより、計画の目標を実現していきます。

【図 21: 国の基本指針の理念及び成果目標と活動指標の関係】

基本指針 の理念	成果目標	活動指標
	施設入所者の地域生活への移行 ○地域生活移行者の増加 ○施設入所者の削減	○居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数 ○生活介護の利用者数、利用日数 ○自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数 ○就労選択支援の利用者数、利用日数 ○就労移行支援の利用者数、利用日数 ○就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数 ○就労定着支援の利用者数 ○短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数 ○自立生活援助の利用者数 ○共同生活援助の利用者数(重度障害者の利用者数) ○地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数 ○施設入所支援の利用者数
	精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの構築 ○精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数 ○精神病床における 1 年以上長期入院患者数の削減 ○精神病床における早期退院率の増加	○精神障害者における地域移行支援の利用者数 ○精神障害者における地域定着支援の利用者数 ○精神障害者における共同生活援助の利用者数 ○精神障害者における自立生活援助の利用者数 ○精神障害者の自立訓練(生活訓練)の利用者数 ○保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数 ○保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数
	地域生活支援の充実 ○地域生活支援拠点等の機能の充実 ○強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実	○地域生活支援拠点等の設置数 ○地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数 ○地域生活支援拠点等有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数

自立と共生の社会を実現・障害者が地域で暮らせる社会

自立と共生の社会を実現・障害者が地域で暮らせる社会	福祉施設から一般就労への移行等	○福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 ○就労定着支援の利用者及び事業所ごとの就労定着率の増加 ○協議会（就労支援部会）等の設置 ○就労継続支援 B 型事業所における工賃の向上	
	障害児支援の提供体制の整備等	○児童発達支援センターの設置及び障害児の社会参加・包容の推進 ○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	○児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○保育所等訪問支援の利用児童数、訪問回数 ○居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、訪問回数 ○障害児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
	相談支援体制の充実・強化等	○総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	○総合的・専門的な相談支援 ○地域の相談支援体制の充実・強化 ○協議会における個別事例検討によるサービスの開発・改善
	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	○障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制を構築	○障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 ○障害者自立支援審査支払システム等による審査結果の共有 ○指導監査結果の共有
			発達障害者等に対する支援 ○ペアレントトレーニング^(注10)やペアレントプログラム^(注11)等の支援プログラム等の受講者数 ○ペアレントメンター^(注12)の人数 ○ピアサポート^(注13)の活動への参加人数

注10 護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善をめざす家庭支援のアプローチの一つ。トレーナーには専門知識が要求される。

注11 育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士等）が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。

注12 メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ養成研修を受けた保護者が、子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を通し、共感的なサポートを行う。

注13 同じような共通項と対等性をもつ人同士の支え合いを表す。障害者やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流会などを行ったりすること。

3 成果目標

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、障害者の自立支援のための地域生活移行や就労支援等への対応、また、障害児とその家族に対する障害児通所支援等の身近な地域における提供体制の整備等を進めるため、計画期間における以下の成果目標を設定します。

(1)施設入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行を進める観点から、自立訓練事業等を利用し、グループホーム・一般住宅等に移行する人数の目標値を設定します。

【福祉施設の入所者の地域生活への移行者数・施設入所者の削減数】

令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数は52人です。そのうち、6%以上(4人)が、令和8年度(2026年度)末までに地域生活へ移行することを目標値として設定します。また、令和8年度(2026年度)末時点の入所者数が、令和4年度(2022年度)末時点と比較して概ね1.7%(1人)減少し、51人になることを目標値として設定します。これは、地域移行者見込数(4人)だけではなく、新規入所者見込数(3人)もふまえると、その差し引き数(1人)が、実質の削減数となるためです。

引き続き、重度化・高齢化にも対応できる短期入所やグループホームなどの障害福祉サービス等の基盤整備に向けて、既存補助金の見直しや、市立施設の建て替え等に合わせた基盤整備の検討を実施します。あわせて、新規入所希望者についても、ケースワークを通じ地域生活の検討を促すこと等により、施設入所者数の減少を図ります。

【表1：施設入所者の地域生活移行者数・施設入所者の削減数の目標値】

項目	数値	考え方
①入所者数 (基準値)	52人	令和4年度末時点
②削減数 (目標値)	1人以上	令和8年度末時点(③－④)
③地域移行者数(目標値)	4人以上	令和8年度末までの見込数
④新規入所者数(見込値)	3人	令和8年度末までの見込数
⑤入所者数 (目標値)	51人以下	令和8年度末時点(①－②)

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるに当たっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要である旨が記載されています。

地域包括ケアシステムの構築をさらに推進する観点から、精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率の目標値を設定します。

本市では、平成30年度（2018年度）に箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会に「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」を設置し、また、「圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」に参画し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、地域包括ケアシステムの連携支援体制の確保に努めています。引き続き、支援機関と連携して一層の地域移行の推進に取り組めます。

【表 2：精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数】

項目	令和8年度 目標値
平均生活日数	325.3 日

【表 3：精神病床における1年以上長期入院患者数】

項目	令和3年6月末 (基準値)	令和8年6月末 (目標値)
1年以上長期入院患者数	131 人	117 人以下

※大阪府の目標値(8,193 人)を、令和 3 年 6 月末の市町村実績をもとに按分

【表 4：精神病床における早期退院率】

項目	令和8年度 目標値
入院後3か月時点の退院率	68.9%
入院後6か月時点の退院率	84.5%
入院後1年時点の退院率	91.0%

(3) 地域生活支援の充実

【地域生活支援拠点等の機能の充実】

国が示す地域生活支援拠点等の機能は、「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談」「一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供」「ショートステイの利便性・対応力の向上等による緊急時の受入対応体制の確保」「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保」「サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり」の5つです。

本市では、既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能の一部を位置づけています。ただし、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担う体制としては不十分であるため、本計画中に実施する市立あかつき園の再整備等に併せて、機能の充実に向けた検討を行うとともに、機能の水準や充足状況について継続的に検証及び検討を行います。検証及び検討の場は、箕面市自立支援協議会相談支援部会及び箕面市障害者市民施策推進協議会とし、年2回実施します。

【強度行動障害を有する者に対する支援体制の充実】

強度行動障害者の支援体制の充実を図るために、強度行動障害者の実情や支援サービス等のニーズの把握のため、実態調査を行い、当事者や家族等が抱える課題を集約し、大阪府強度行動障害者地域連携モデル等を参考に、地域課題を整理し、有機的な連携を図ることができるよう取組を推進します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害者の就労を支援する観点から、就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・生活介護等を含む福祉施設から一般就労に移行する人数、就労定着率、就労継続支援B型事業所における工賃等の目標値を設定します。

引き続き、関係機関との連携、事業主の理解促進、職場実習の機会拡大や、障害者優先調達推進法に基づく取組を進め、障害者の雇用促進・就労支援の充実や、地域における自立生活の実現を図ります。

【福祉施設利用者の一般就労への移行者数】

就労移行支援・就労継続支援・自立訓練・生活介護等を含む福祉施設から一般就労に移行する人数の目標値については、大阪府の考え方にに基づき、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上の数値を、目標値として設定します。あわせて、就労移行支援を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、

令和3年度(2021年度)実績の1.31倍以上の数値を、就労継続支援A型を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、令和3年度(2021年度)実績の1.29倍以上の数値を、就労継続支援B型を通じて一般就労に移行する人数の目標値については、令和3年度(2021年度)実績の1.28倍以上の数値を、目標値として設定します。

また、市内の就労移行支援事業所のうち、事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上となる市内事業所数の割合について目標値を設定します。

【表 5:福祉施設から一般就労への移行目標値】

項目	令和3年度実績 (基準値)	令和8年度見込 (目標値)
福祉施設から一般就労への移行人数	41人	54人

【表 6:就労移行支援・就労継続支援から一般就労への移行目標値】

項目	令和3年度実績 (基準値)	令和8年度見込 (目標値)
就労移行支援から一般就労への移行人数	29人	38人
就労継続支援A型から一般就労への移行人数	6人	8人
就労継続支援B型から一般就労への移行人数	6人	8人

【表 7:就労移行支援事業所のうち利用終了者に占める一般就労への移行割合目標値】

項目	令和8年度 目標値
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行割合が5割以上の事業所数の割合	6割

【就労定着率の増加】

就職後の職場定着への支援を強化していく観点から、令和8年度(2026年度)における就労定着支援事業利用者数を、大阪府の考え方にに基づき、令和3年度(2021年度)実績の1.41倍を目標として、就労定着支援事業の利用者数の目標値を設定します。

また、市内の就労定着支援事業所における就労定着率(過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合)が7割以上となる市内事業所数の割合について目標値を設定します。

さらに、自立支援協議会において就労系通所事業所の情報交換会を開催し、

地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築の推進を図ります。

【表 8: 就労定着支援事業の利用者数目標値】

項目	令和3年度実績 (基準値)※	令和8年度見込 (目標値)
就労定着支援事業の利用者数	18人	33人

※令和4年3月利用分

【表 9: 令和8年度末時点の就労定着率目標値】

項目	令和8年度末 目標値
就労定着率が7割以上の事業所の割合	2割5分

【就労継続支援B型事業所における工賃の平均額】

就労継続支援B型事業所における工賃の平均額は、市町村によって水準に差が見られる状況にあります。国の基本指針において、直ちに一般就労に移行することが難しい障害者が適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を図っていくことが望ましいとされています。

このため、市内の就労継続支援B型事業所に対して令和8年度(2026年度)の目標工賃額のアンケートを実施し、その平均値を平均工賃月額目標として設定します。

【表 10: 就労継続支援B型事業所の工賃の目標値】

項目	令和3年度実績 (基準値)	令和8年度見込 (目標値)
平均工賃月額	13,851円	15,860円

(5)障害児支援の提供体制の整備等

【児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容の推進】

①児童発達支援センターの設置

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度（2026年度）末までに、児童発達支援センターを少なくとも各市町村に1か所以上設置することを基本としています。

現在、福祉型児童発達支援センターと同等の機能を備えている児童発達支援事業所あいあい園を、市立病院リハビリテーションセンター内で運営していますが、令和7年（2025年）4月、箕面市立病院の指定管理者制度導入に伴い、あいあい園を市役所第二別館に移転し、障害児の外来リハビリテーションを行う診療所を併設した「箕面市立児童発達支援センター」として開設する予定です。地域における障害児支援の中核的な役割を担い、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援の提供につなげるとともに、地域全体の障害児支援の質の向上を図ります。

②保育所等訪問支援の充実

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、各市町村に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が主体的に保育所等訪問支援を提供できるよう、令和8年度（2026年度）末までにすべての市町村において、障害児の地域社会の参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に努めることとされています。

本市では、保育所等訪問支援を実施する民間の障害児通所支援事業所が5か所あります。

また、市が運営する児童発達支援事業所あいあい園では、機能訓練を担当する総合保健福祉センター分室の療法士（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）や臨床心理士が、従前から保育所等を巡回し支援を要する子どもたちへの集団生活適応のための支援や保育士や教諭など訪問先のスタッフへの支援を行っています。令和7年（2025年）4月に開設する予定の箕面市立児童発達支援センターでは、保育所等訪問支援を新たな事業として実施する予定であり、これらの体制を活かし、さらに障害児の地域社会への参加・包容が推進するよう取組を進めます。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保】

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度（2026年度）末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本としています。

大阪府は、府内の重症心身障害児数を障害児通所支援事業所の平均的な登録児数で除した数を参考に、大阪府の令和8年度（2026年度）末までの目標を設定し、各市町村に按分しました。本市では、児童発達支援事業所1か所、放課後等デイサービス事業所2か所の整備が求められています。

現在、市内には、既に両事業を実施する民間の障害児通所支援事業所が5か所あり、サービス提供量は満たされていますが、利用者のニーズに添ったサービス提供のため、ニーズに即した特色のある事業者参入の勧奨に努めます。

【表 11：主に重症心身障害児を支援する障害児通所支援事業所の数の目標値】

項目	令和8年度 目標値
児童発達支援事業所数	5か所
放課後等デイサービス事業所数	5か所

【医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置】

国の基本指針では、令和8年度（2026年度）末までに、各都道府県及び各市町村において、医療、障害福祉等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等コーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名を配置することが基本とされています。

本市では、令和元年度（2019年度）に、医療的ケア児を含む障害児に関連する協議の場である「早期療育事業推進会議」「支援連携協議会」「自立支援協議会相談支援部会」のそれぞれを、「医療的ケア児のための関係機関の協議の場」と位置づけています。医療的ケア児等コーディネーターについては、令和5年度（2023年度）現在、医療関係3名、福祉関係1名を配置しています。

令和3年（2021年）の医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児等コーディネーターの活用を含めた医療的ケア児の相談体制等の整備のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の関係機関による協議の場の活性化を図ります。

(6)相談支援体制の充実・強化等

障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度(2026年度)末までに、市町村は、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の緊密な連携を図る役割を担う基幹相談支援センターを設置することを基本としています。また、すべての市町村の協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うことが目標に掲げられています。

①基幹相談支援センターを核とした総合的・専門的な相談支援

本市では、箕面市社会福祉協議会に相談支援業務を委託し、身体障害、知的障害、精神障害の3障害への対応をはじめ、自立支援協議会の事務局、他の相談支援事業者や関係機関との連携など、相談支援体制の構築に先進的に取り組むとともに、障害種別ごとに市内事業所に相談支援業務を委託するなど、相談支援体制の充実、整備を進めてきました。

平成25年度(2013年度)からは、障害者自立支援法の改正をふまえ、箕面市社会福祉協議会在宅ケアセンターを市基幹相談支援センターとして位置づけ、平成29年度(2017年度)からは、市基幹相談支援センターを市直営により運営しています。

今後も引き続き、障害者やその家族が身近な地域で必要な時に必要な相談が受けられるよう、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、委託相談支援事業者、特定相談支援事業者、各相談機関、障害福祉サービス事業者等との地域の実情に応じた明確な役割分担と有機的な連携強化により相談支援体制の充実・強化をめざします。また、分野を超えた支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業も活用し、総合的な相談支援と、権利擁護や虐待防止のための支援を行う包括的な支援体制の整備・充実を進めます。

また、ヤングケアラーを含む障害者の家族支援については、相談対応や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施し、必要な支援につなげられるよう関係機関との連携を図ります。

【表 12：本市における相談支援体制】

<第1層> サービス利用を支援する計画相談支援 【主な対象】 障害福祉サービス利用者等	主な担い手 ⇒特定相談支援事業所
<第2層> 一般的な相談支援 【主な対象】 ・第1層の対象でない障害者等を含む地域住民など ・地域の相談支援事業者等	主な担い手 ⇒委託相談支援事業所 ⇒基幹相談支援センター
<第3層> ・地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など	主な担い手 ⇒基幹相談支援センター

②自立支援協議会を活用した地域の相談支援体制の強化

相談支援事業をはじめとする、地域の障害福祉サービスの基盤整備に関して、地域のニーズを抽出する役割を果たすのは、定期的な協議の場である「箕面市自立支援協議会」です。同協議会では、中立・公平な観点から、相談支援事業の運営の評価、困難事例に関する協議・調整、地域課題についての検討と掘り下げ、地域における関係機関のネットワークの構築等を進め、地域の支援体制整備の取組の活性化を図ります。

精神障害者及びその家族を対象とした相談業務には、専門的な知識が必要です。基幹相談支援センターには精神保健福祉相談員を配置し、保健所や医療機関等との連携を深め、相談支援体制の充実を図るとともに、国の施策として制度化された、障害者入所施設や精神科病院からの地域移行の推進を図ります。

また、発達障害や高次脳機能障害、医療的ケア、難病患者等については、地域での課題を共有するとともに、大阪府の発達障がい者センターや医療的ケア児支援センター、高次脳機能障がい支援拠点、難病相談支援センター、保健所等の関係機関と連携し、支援機関のネットワーク化を図ります。

さらに、大阪府自立支援協議会等と相互に連携し、府内各地域の好事例の取組を共有するなど同協議会の活性化を図ります。

(7)障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入しているなか、改めて障害者総合支援法の基本理念及び目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要です。

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方では、令和8年度（2026年度）末までに、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための障害福祉サービス等に係る各種研修への市職員の参加や、自立支援審査支払等システム等を活用した請求の過誤を無くすための取組など、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本としています。

本市では、都道府県等が実施する研修への市職員の積極的な参加に加え、援護の実施市として、不正請求の未然防止等の観点から報酬の審査体制の強化に努めるとともに、指定権限を有する市として、適正な指導監査の実施に取り組めます。

併せて、障害福祉サービス事業所等において障害福祉サービス等の質の向上を図ることができるよう、様々な機会を通じて、障害福祉サービス事業所等に対する研修及び制度に関する情報提供などの支援を行います。

4 活動指標

国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方に基づき、成果目標を達成するために必要な見込量を設定します。

(1) 障害福祉サービスの実績と見込量

●各サービスの主な対象者について

身	身体	知	知的	精	精神	難	難病	区分	障害支援区分の認定が必要
※実施内容及び対象者については全てを網羅するものではありません									

●各サービスの実績について

各サービスの実績のうち、令和2年度(2020年度)は、障害者の「主たる障害種別」の判断基準が計画値と実績値で異なります。障害種別ごとの対計画比の値は参考記載ですのでご注意ください。

①訪問系サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
居宅介護	居宅での入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助、通院等の介助を行います。	身 知 区分 精 難
重度訪問介護	常に介護を必要とするかたに、居宅での入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事の援助、外出時の移動の介護などを総合的に行います。	身 知 区分 精 難
行動援護	行動障害があり、常に介護を必要とするかたに、行動の際に生じる可能性のある危険を回避するために、必要な援護や外出時の移動の介護等を行います。	知 区分 精
同行援護	視覚障害のあるかたに、外出時における視覚的情報の提供（代筆・代読含む）や移動の援護等の外出時の援助を行います。	身 区分
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする意思疎通が困難なかたに、個別支援計画に基づき、必要な複数の障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、短期入所、生活介護、共同生活援助等）を包括的に提供します。	身 知 区分 精 難

【表 13: 第6期の計画と実績値(訪問系サービス)】

サービス種別	種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
居宅介護	身体	人/月	92	113	(123%)	118	116	98%	124	112	90%
		時間/月	2,698	4,110	(152%)	3,998	4,072	102%	4,201	3,528	84%
	知的	人/月	82	65	(79%)	68	71	104%	72	78	108%
		時間/月	1,462	936	(64%)	1,012	877	87%	1,071	890	83%
	精神	人/月	51	62	(122%)	63	67	106%	67	67	100%
		時間/月	339	771	(227%)	706	775	110%	750	654	87%
	障害児	人/月	22	12	55%	14	9	64%	12	11	92%
		時間/月	851	310	36%	420	245	58%	360	216	60%
	合計	人/月	247	252	102%	263	263	100%	275	268	97%
		時間/月	5,350	6,127	115%	6,136	5,969	97%	6,382	5,288	83%
重度訪問介護	身体	人/月	14	11	(79%)	13	11	85%	14	14	100%
		時間/月	5,056	4,743	(94%)	5,124	4,885	95%	5,518	5,267	95%
	知的	人/月	4	3	(75%)	4	3	75%	5	4	80%
		時間/月	2,087	2,521	(121%)	3,135	2,550	81%	3,918	2,495	64%
	精神	人/月	1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	340	0	(0%)	340	0	0%	340	0	0%
	合計	人/月	19	14	74%	18	14	78%	20	18	90%
		時間/月	7,483	7,264	97%	8,599	7,435	86%	9,776	7,762	79%
同行援護	身体	人/月	29	28	(97%)	35	27	77%	38	26	68%
		時間/月	831	685	(82%)	954	682	71%	1,036	648	63%
	障害児	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	29	0	0%	29	0	0%	29	0	0%
	合計	人/月	30	28	93%	36	27	75%	39	26	67%
		時間/月	860	685	80%	983	682	69%	1,065	648	61%
重度障害者等 包括支援	身体	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	75	0	0%	75	0	0%	75	0	0%

第3部 第2章 障害福祉サービスの内容と見込量

サービス種別	種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
行動援護	知的	人/月	2	3	(150%)	5	2	40%	5	3	60%
		時間/月	34	93	(274%)	85	84	99%	85	107	126%
	精神	人/月	1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	17	0	(0%)	17	0	0%	17	0	0%
	障害児	人/月	1	0	0%	1	0	0%	1	0	0%
		時間/月	17	0	0%	17	0	0%	17	0	0%
	合計	人/月	4	3	75%	7	2	29%	7	3	43%
		時間/月	68	93	137%	119	84	71%	119	107	90%
合計		人/月	301	297	99%	325	306	94%	342	315	92%
		時間/月	13,836	14,169	102%	15,912	14,170	89%	17,417	13,805	79%

第1部
総論

第2部
第4次計画（みのおのNプラン）
障害者市民の長

第3部
第3期計画
障害者市民福祉計画・

第4部
計画の推進体制と
進行管理

資料編

【表 14：第7期計画のサービス見込量（訪問系サービス）】

サービス名	種別	令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)		令和 8 年度 (2026 年度)	
		利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)	利用者数 (人/月)	利用時間数 (時間/月)
居宅介護	身体	113	3,469	114	3,500	116	3,561
	知的	95	1,086	105	1,200	116	1,326
	精神	71	728	76	780	81	831
	障害児	18	305	19	322	20	339
	合計	297	5,588	314	5,802	333	6,057
重度訪問介護	身体	15	6,149	16	6,559	17	6,969
	知的	4	2,555	5	3,194	6	3,833
	精神	1	340	1	340	1	340
	合計	20	9,044	22	10,093	24	11,142
行動援護	知的	5	245	5	245	5	245
	精神	1	42	1	42	1	42
	障害児	1	42	1	42	1	42
	合計	7	329	7	329	7	329
同行援護	身体	33	795	36	868	39	940
	障害児	1	24	1	24	1	24
	合計	34	819	37	892	40	964
重度障害者等 包括支援	身体	0	0	0	0	0	0
合計		358	15,780	380	17,116	404	18,492

< サービス見込量の算出方法（訪問系サービス） >

月あたりの延べ利用時間数 = [実利用者数の見込み] × [1人あたりの利用時間数]

○利用者数と1人あたりの利用時間数の見込みは、令和3年度（2021 年度）から令和5年度（2023 年度）の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

○重度障害者等包括支援については、利用実績及び具体的ニーズがないため、サービス量を見込んでいません。

【サービス見込量確保のための方策(訪問系サービス)】

- ・ 在宅生活を営む上での基礎となるサービスであることから、障害者一人ひとりの障害特性やニーズ、同性介護への配慮等に対応できるサービス供給基盤の整備・充実に努めます。特に、重度訪問介護及び行動援護については、市内でのサービス提供可能事業者が少ないことから、サービス提供基盤の整備が必要です。
- ・ 重度訪問介護については、常時介護を必要とする重度障害者が、自らが選択する地域で生活できるよう、地域のニーズについて把握を進めるとともに、新たなサービス提供基盤の整備に努めます。
- ・ 障害特性に応じた専門知識・支援技術を持つ従事者の養成や確保を行うため、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修の受講支援に取り組むほか、医療的ケアに対応できる従事者の確保に努めていきます。加えて、サービス見込量を確保し、安定的なサービス提供を行うために必要となる介護人材の確保策について検討を進めます
- ・ 重度障害者等包括支援については、市内及び近隣市に事業所がなく、具体的な利用ニーズがないためサービス量を見込んでいませんが、利用希望があった場合には適切に対応します。

②短期入所サービス

サービス名	実施内容	主な対象者		
短期入所	障害者支援施設やその他の施設で、短期間、入浴・排せつ・食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	身	知	区分
		精	難	

【表 15: 第6期の計画と実績値(短期入所サービス)】

サービス名	種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
短期入所	身体	人/月	1	22	(2,200%)	33	25	76%	35	27	77%
		人日/月	6	201	(3,350%)	259	207	80%	278	201	72%
	知的	人/月	124	55	(44%)	72	52	72%	76	57	75%
		人日/月	672	396	(59%)	446	391	88%	477	387	81%
	精神	人/月	9	3	(33%)	5	2	40%	6	3	50%
		人日/月	115	21	(18%)	50	5	10%	54	12	22%
	障害児	人/月	18	13	72%	16	14	88%	17	14	82%
		人日/月	69	76	110%	86	84	98%	92	92	100%
	合計	人/月	152	93	61%	126	93	74%	134	101	75%
		人日/月	862	694	81%	841	687	82%	901	692	77%

【表 16: 第7期計画のサービス見込量(短期入所サービス)】

サービス名	種別	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
短期入所	身体	29	173	30	179	31	185
	知的	70	486	77	534	85	590
	精神	3	16	3	16	3	16
	障害児	21	125	25	149	26	154
	合計	123	800	135	878	145	945

※利用者数の見込量には、次の重度障害者を含みます。

- ・強度行動障害を有する障害者：見込量のうち約22%
- ・医療的ケアを必要とする障害者：見込量のうち約8%

＜サービス見込量の算出方法(短期入所サービス)＞

月あたりの延べ利用人数＝[実利用者数の見込み]×[1人あたりの利用日数]

- 利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
- 強度行動障害を有する障害者の割合は、令和5年(2023年)10月1日現在の短期入所支給決定者のうち行動障害関連項目10点以上の障害者の割合としています。
- 医療的ケアを必要とする障害者の割合は、令和5年(2023年)10月1日現在の短期入所支給決定者のうち認定調査項目上で医療的ケアが必要なかた及び医療型短期入所決定を受けている障害児の割合としています。

【サービス見込量確保のための方策(短期入所サービス)】

- ・ ショートステイについては、依然ニーズが高い状況にあり、家族の負担軽減を図る観点から、身近な地域で利用できるよう、引き続き提供基盤の整備に努めます。
- ・ 介護者のレスパイトに限らず、一人暮らしやグループホーム等で生活するための練習としての利用など、多様な短期入所のニーズへの対応が可能となるよう、短期入所施設に対し、更なる充実を働きかけます。
- ・ 緊急時等に対応できるよう、市立あかつき園の再整備等に併せて、地域生活支援拠点等における短期入所の在り方について検討します。
- ・ 特に、医療的ケアが必要な重度障害者等へのサービス提供基盤の不足は大きな課題となっており、病院における医療型短期入所の実施促進など広域的な対応も含めて、不足する提供基盤の充実に向けて、引き続き関係施設等への働きかけを行います。

③日中活動サービス

重点(4)

サービス名	実施内容	主な対象者
生活介護	常に介護を必要とするかたに、障害者支援施設やその他の施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援や、創作的活動や生産活動等の機会を提供します。	身 知 区分 精 難
自立訓練 (機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練)	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 精 難
就労移行支援	一般就労を希望するかたに、一般企業等への移行に向けて、事業所内や企業における作業や実習、適性にあった職場探し、就労後の職場定着のための支援等を行います。	身 知 精 難
就労継続支援A型	一般就労が困難なかたに、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けて必要な訓練等の支援を行います。	身 知 精 難
就労継続支援B型	一般就労が困難なかたに、就労や生産活動の機会を提供する(雇用契約は結ばない)とともに、一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けて必要な訓練等の支援を行います。	身 知 精 難
就労選択支援(※)	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援等を行います。 ※令和7年(2025年)10月1日施行予定です。	身 知 精 難
就労定着支援	就労移行支援等を利用して一般就労したかたの就労の継続を図るため、就労先の企業等と必要な連絡調整のほか、雇用に伴い生じる日常生活を営む上での相談、指導・助言等の支援を行います。	身 知 精 難
療養介護	医療機関への長期入院による医学的管理のもとに、食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 区分 難

●就労定着支援・療養介護以外

【表 17: 第6期の計画と実績値(日中活動サービス/就労定着支援・療養介護以外)】

サービス種別	種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
生活介護	身体	人/月	49	130	(265%)	132	134	102%	135	134	99%
		人日/月	834	2,346	(281%)	2,400	2,435	101%	2,454	2,394	98%
	知的	人/月	234	169	(72%)	175	171	98%	182	168	92%
		人日/月	4,609	3,171	(69%)	3,418	3,221	94%	3,554	3,189	90%
	精神	人/月	17	31	(182%)	32	31	97%	34	30	88%
		人日/月	208	354	(170%)	367	360	98%	390	379	97%
	合計	人/月	300	330	110%	339	336	99%	351	332	95%
		人日/月	5,651	5,871	104%	6,185	6,016	97%	6,398	5,962	93%
自立訓練	身体	人/月	1	3	(300%)	3	3	100%	3	3	100%
		人日/月	11	46	(418%)	38	44	116%	38	40	105%
	知的	人/月	10	9	(90%)	10	7	70%	11	7	64%
		人日/月	190	170	(89%)	187	140	75%	205	135	66%
	精神	人/月	2	7	(350%)	8	4	50%	9	3	33%
		人日/月	46	131	(285%)	142	58	41%	160	26	16%
	合計	人/月	13	19	146%	21	14	67%	23	13	57%
		人日/月	247	347	140%	367	242	66%	403	201	50%
就労移行支援	身体	人/月	5	10	(200%)	9	11	122%	10	7	70%
		人日/月	99	142	(143%)	131	186	142%	146	108	74%
	知的	人/月	20	19	(95%)	15	21	140%	17	13	76%
		人日/月	342	309	(90%)	253	344	136%	287	237	83%
	精神	人/月	23	32	(139%)	32	29	91%	35	31	89%
		人日/月	346	495	(143%)	509	466	92%	557	506	91%
	合計	人/月	48	61	127%	56	61	109%	62	51	82%
		人日/月	787	946	120%	893	996	112%	990	851	86%
就労継続支援A型	身体	人/月	4	7	(175%)	8	6	75%	9	7	78%
		人日/月	82	134	(163%)	159	119	75%	179	132	74%
	知的	人/月	14	11	(79%)	13	13	100%	14	16	114%
		人日/月	313	219	(70%)	259	264	102%	279	305	109%
	精神	人/月	25	26	(104%)	29	26	90%	31	28	90%
		人日/月	491	481	(98%)	554	505	91%	592	508	86%
	合計	人/月	43	44	102%	50	45	90%	54	51	94%
		人日/月	886	834	94%	972	888	91%	1,050	945	90%

第3部 第2章 障害福祉サービスの内容と見込量

サービス種別	種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
就労継続 支援 B 型	身体	人/月	24	30	(125%)	26	32	123%	27	34	126%
		人日/月	330	414	(125%)	375	452	121%	389	475	122%
	知的	人/月	138	81	(59%)	79	89	113%	81	100	123%
		人日/月	2,575	1,458	(57%)	1,494	1,611	108%	1,532	1,831	120%
	精神	人/月	62	49	(79%)	49	57	116%	50	70	140%
		人日/月	771	639	(83%)	644	801	124%	657	989	151%
	合計	人/月	224	160	71%	154	178	116%	158	204	129%
		人日/月	3,676	2,511	68%	2,513	2,864	114%	2,578	3,295	128%

【表 18：第7期計画のサービス見込量（日中活動サービス/就労定着支援・療養介護以外）】

サービス名	種別	令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)		令和 8 年度 (2026 年度)	
		利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (人日/月)
生活介護	身体	134	2,415	137	2,469	146	2,631
	知的	174	3,422	184	3,619	201	3,953
	精神	32	434	33	447	34	461
	合計	340	6,271	354	6,535	381	7,045
自立訓練 (機能訓練)	身体	1	10	1	10	1	10
	知的	0	0	0	0	0	0
	精神	0	0	0	0	0	0
	合計	1	10	1	10	1	10
自立訓練 (生活訓練)	身体	2	30	2	30	2	30
	知的	8	154	9	173	10	192
	精神	6	63	7	74	8	84
	合計	16	247	18	277	20	306
就労移行支援	身体	6	93	7	108	8	123
	知的	14	249	15	267	16	285
	精神	40	636	44	699	48	763
	合計	60	978	66	1,074	72	1,171
就労継続支援 A 型	身体	11	210	12	229	13	248
	知的	20	385	22	423	24	462
	精神	30	562	32	599	34	636
	合計	61	1,157	66	1,251	71	1,346
就労継続支援 B 型	身体	41	574	44	616	47	658
	知的	114	2,148	122	2,298	132	2,487
	精神	78	1,140	82	1,198	88	1,286
	合計	233	3,862	248	4,112	267	4,431
就労選択支援 (新設)	身体	0		5		5	
	知的	0		11		13	
	精神	0		10		12	
	合計	0		26		30	

※生活介護の利用者数の見込量には、次の重度障害者を含みます。

- ・ 強度行動障害を有する障害者：見込量のうち約36%
- ・ 医療的ケアを必要とする障害者：見込量のうち約8%

＜サービス見込量の算出方法(日中活動サービス/就労定着支援・療養介護以外)＞
 月あたりの延べ利用人数＝[実利用者数の見込み]×[1人あたりの利用日数]

○利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、令和3年度(2021 年度)から令和5年度(2023 年度)の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

○生活介護のうち、強度行動障害を有する障害者の割合は、令和5年(2023 年)10 月 1 日現在の生活介護支給決定者のうち行動障害関連項目 10 点以上の障害者の割合としています。

○生活介護のうち、医療的ケアを必要とする障害者の割合は、令和5年(2023 年)10 月1日現在の生活介護支給決定者のうち認定調査項目上で医療的ケアが必要な障害者の割合としています。

○就労選択支援については、令和7年(2025年)10月施行予定のため、令和7年度(2025年度)から利用者数を見込んでいます。利用者数の見込みは、令和6年度(2024 年度)及び令和7年度(2025 年度)の就労移行支援、就労継続支援 A 型及び就労継続支援 B 型の新規利用者数の見込を加味しています。

●就労定着支援

【表 19：第6期の計画と実績値(日中活動サービス/就労定着支援)】

サービス名	種別	単位	令和2年度 (2020 年度)			令和3年度 (2021 年度)			令和4年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
就労定着支援	身体	人/月	4	1	(25%)	1	1	100%	1	2	200%
	知的	人/月	18	3	(17%)	4	6	150%	5	9	180%
	精神	人/月	21	8	(38%)	12	8	67%	13	13	100%
	合計	人/月	43	12	28%	17	15	88%	19	24	126%

【表 20:第7期計画のサービス見込量(日中活動サービス/就労定着支援)月あたり必要見込量】

サービス名	種別	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
就労定着支援	身体	4 人	4 人	5 人
	知的	12 人	13 人	14 人
	精神	12 人	13 人	14 人
	合計	28 人	30 人	33 人

＜サービス見込量の算出方法（日中活動サービス/就労定着支援）＞
月あたりの実利用者数＝「利用者数の見込み」

○利用者数の見込みは、福祉施設から一般就労へ移行する人を対象とし、算出しています。

●療養介護

【表 21：第6期の計画と実績値（日中活動サービス/療養介護）】

サービス種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
療養介護	人/月	7	9	129%	9	10	111%	9	10	111%

【表 22：第7期計画のサービス見込量（日中活動サービス/療養介護）月あたり必要見込量】

サービス名単位	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
療養介護	7 人	8 人	9 人

＜サービス見込量の算出方法(日中活動サービス/療養介護)＞
月あたりの実利用者数＝「利用者数の見込み」

○利用者数の見込みは、令和5年度(2023年度)の利用者数の見込み(6人)をもとに、現在のサービス利用者のニーズ、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。

【サービス見込量確保のための方策 日中活動系サービス】

- ・ 障害者の多様な日中活動の場を確保する観点から、ニーズに対応しバランスの取れたサービス基盤の整備・充実に努めます。
- ・ 特に、重度重複障害者が通所できる事業所は、限定されている現状です。市立施設が果たすべき役割と機能について、長期的視点で検討するとともに、重度重複障害者の就労・日中活動の場の確保と充実について、引き続き民間の事業所の活用も視野に入れた検討を進めます。
- ・ 生活介護については、本計画期間中に新たに中部地域での新施設の整備及び市立あかつき園の再整備を進めます。
- ・ 医療的ケアが必要な重度障害者の日中活動の場の整備促進に効果的な方策を検討する他、発達障害・高次脳機能障害・難病など、従来の支援ノウハウ等に加えて、障害特性に対応した支援体制の拡充に努めます。
- ・ 就労移行支援事業、就労継続支援等については、箕面市自立支援協議会就労系通所事業所情報交換会において、就労に関する地域課題の共有と連携を進め、ニーズをふまえた基盤の整備・充実に努めます。

④居住系サービス

重点(1)

サービス名	実施内容	主な対象者
共同生活 援助 (グループ ホーム)	共同生活住居において、主に夜間における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の支援を行います。 また、一人暮らし等を希望する入居者に対する支援や退居後の相談等の支援を行います。	身 知 区分 精 難
施設入所 支援	障害者支援施設において、主に夜間における入浴・排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	身 知 区分 精 難
自立生活 援助	単身で生活するかたの居宅を定期的に訪問し日常生活を営む上での課題がないか確認を行い、必要な情報提供や助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の援助を行います。	身 知 精 難

【表 23:第6期の計画と実績値(居住系サービス)】

サービス種別	種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
共同生活援助	身体	人/月	1	23	(2,300%)	23	24	104%	24	25	104%
	知的		110	94	(85%)	95	107	113%	100	112	112%
	精神		24	28	(117%)	27	35	130%	28	40	143%
	合計		135	145	107%	145	166	114%	152	177	116%
施設入所支援	身体	人/月	12	26	(217%)	26	25	96%	26	25	96%
	知的		47	35	(74%)	36	33	92%	36	30	83%
	精神		0	1	(皆増)	0	1	皆増	0	0	-
	合計		59	62	105%	62	59	95%	62	55	89%
自立生活援助	身体	人/月	1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	知的		1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	精神		1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	合計		3	0	0%	3	0	0%	3	0	0%

【表 24:第7期計画のサービス見込量(居住系サービス)月あたり必要見込量】

サービス名	種別	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
共同生活援助	身体	25 人	26 人	27 人
	知的	127 人	134 人	142 人
	精神	43 人	46 人	49 人
	合計	195 人	206 人	218 人
施設入所支援	身体	25 人	25 人	24 人
	知的	30 人	29 人	28 人
	精神	0 人	0 人	0 人
	合計	55 人	54 人	52 人
自立生活援助	身体	1 人	1 人	1 人
	知的	2 人	2 人	2 人
	精神	1 人	1 人	1 人
	合計	4 人	4 人	4 人

※共同生活援助の利用者数の見込量には、次の重度障害者を含みます。

- ・ 強度行動障害を有する障害者:見込量のうち約26%
- ・ 医療的ケアを必要とする障害者:見込量のうち約0.5%

<サービス見込量の算出方法(居住系サービス)>

月あたりの延べ利用者数＝[利用者数の見込み]

- 共同生活援助については、令和3年度(2021 年度)から令和5年度(2023 年度)の平均利用者数等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズ、入所施設や精神科病院からの地域移行者、支援学校からの新規卒業者、新たに利用が見込まれる人の数などを加味しています。
- 共同生活援助のうち、強度行動障害を有する障害者の割合は、令和 5 年(2023 年)10 月 1 日現在の共同生活援助支給決定者のうち行動障害関連項目 10 点以上の障害者の割合としています。
- 共同生活援助のうち、医療的ケアを必要とする障害者の割合は、令和 5 年(2023 年)10 月 1 日現在の共同生活援助支給決定者のうち認定調査項目上で医療的ケアが必要な障害者の割合としています。
- 施設入所支援については、令和4年度(2022 年度)末時点の施設入所数をもとに、地域移行者数を除いた上で、グループホームや在宅での対応が困難で真に入所施設利用が必要と判断される数を想定しています。
- 自立生活援助については、今後の事業所の整備見込みや利用のニーズを踏まえ、算出しています。

【サービス見込量確保のための方策(居住系サービス)】

- ・グループホームの見込量は、現状と今後3年間のニーズを踏まえ算出していますが、地域移行や自立生活を希望する利用者のニーズ、また「親亡き後」など将来的に大きく膨らむと予想されるニーズに対応するため、高齢化・重度化した障害者が安心して暮らせる場として、日中サービス支援型などのグループホームの整備・充実に努めます。
- ・整備・充実にあたっては、グループホームの利用希望者と社会資源のマッチングを行えるよう、関係機関との連携を図り、ニーズの把握に努めます。
- ・グループホームについては、市内事業所数や利用者数は増加しているものの、特に強度行動障害者や重度重複障害者が入居できる事業所は依然として不足している状況です。スプリンクラーの設置義務などを理由に、重度障害者向けのグループホームの整備が進まない状況があることから、国庫補助等を活用した整備促進を進めるとともに、市の障害者グループホーム補助金による整備の支援の在り方を検討します。

- ・ 利用者の状態に応じた活用、施設入所者や精神病床の入院患者等が地域での生活を始める際の活用、また、障害の重度化・高齢化にも対応し、親亡き後も地域でいつまでも安心して暮らせる住まいとしての活用に向けて、利用者の特性や状態に応じた多様な形態のサービス基盤の充実策を、引き続き検討・実施します。
- ・ 令和6年(2024年)4月からグループホームの支援内容に、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることをふまえ、グループホームによる支援の推進を働きかけます。

⑤相談支援サービス

サービス名	実施内容	主な対象者
計画相談支援	対象者の心身の状況・環境等を勘案し、利用する障害福祉サービスの内容等についてサービス等利用計画を作成します。 また、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しを行います。	身 知 精 難
地域移行支援	施設入所者や精神科病院に入院しているかたが地域生活に移行するために、住居の確保や相談、その他必要な支援を行います。	身 知 精 難
地域定着支援	居宅において単身等で生活するかたと常に連絡体制を確保し、障害特性によって生じた緊急事態等の際の相談、その他の必要な支援を行います。	身 知 精 難

【表 25: 第6期の計画と実績値(相談支援サービス)】

サービス種別	種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
計画相談支援	身体	人/月	43	71	(165%)	77	71	92%	82	67	82%
	知的		167	120	(72%)	136	124	91%	144	114	79%
	精神		86	75	(87%)	76	71	93%	80	66	83%
	障害児		4	1	25%	1	1	100%	1	0	0%
	合計		300	267	89%	290	267	92%	307	247	80%
地域移行支援	身体	人/月	1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	知的		1	0	(0%)	1	0	0%	1	0	0%
	精神		2	1	(50%)	3	1	33%	3	1	33%
	合計		4	1	25%	5	1	20%	5	1	20%
地域定着支援	身体	人/月	0	0	-	1	0	0%	1	0	0%
	知的		1	3	(300%)	1	4	400%	1	4	400%
	精神		2	0	(0%)	3	1	33%	3	1	33%
	合計		3	3	100%	5	5	100%	5	5	100%

【表 26: 第7期計画のサービス見込量 相談支援サービス 月あたり必要見込量】

サービス名	種別	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
計画相談支援	身体	83 人	84 人	85 人
	知的	141 人	143 人	145 人
	精神	82 人	83 人	84 人
	障害児	1 人	1 人	1 人
	合計	307 人	311 人	315 人
地域移行支援	身体	1 人	1 人	1 人
	知的	1 人	1 人	1 人
	精神	2 人	2 人	2 人
	合計	4 人	4 人	4 人
地域定着支援	身体	1 人	1 人	1 人
	知的	1 人	1 人	1 人
	精神	2 人	2 人	2 人
	合計	4 人	4 人	4 人

※障害児通所支援を利用しているかたは、計画相談支援の対象ではなく障害児相談支援(P103)の対象となります。

<サービス見込み量の算出方法(相談支援サービス)>

月あたりの延べ利用者数＝[利用者数の見込み]

- 計画相談支援については、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の支給決定者数及び利用実績等をもとに伸びを算出した上で、現在の相談支援利用のニーズを加味して算出しています。
- 地域移行支援と地域定着支援については、入所施設(知的・身体)や精神科病院からの地域移行者の数を加味しています。
- 地域移行支援については、地域移行者数にサービス標準利用期間(6ヶ月)をかけて年間のサービス量を算出した上で、ひと月あたりの利用者数を算出しています。

【サービス見込み量確保のための方策(相談支援サービス)】

- ・ サービス等利用計画を作成する市内の特定相談支援事業所は、令和5年(2023年)11月時点で12か所であり、令和5年(2023年)3月末時点で、本市の障害福祉サービス支給決定者のうち、7割程度のかたが計画相談支援(障害福祉サービスの他に障害児通所支援も利用する障害児については障害児相談支援)を利用し、残りのかたはセルフプラン(介護保険利用者のケアマネジャーによるケアプランを含む)を活用されています。
- ・ 見込みは実績から算出していますが、国の基本指針にあるように、サービス支給決定時に先立ち、必要なかたについては相談支援専門員による「サービス等利用計画」が必ず作成されるよう、相談支援の提供体制の構築を図る必要があります。
- ・ このため、特定相談支援事業所及び地域移行支援・地域定着支援を行う一般相談支援事業所について更なる確保に努めるとともに、相談支援専門員による相談支援の利用ニーズの把握に努め、担い手となる人材(相談支援専門員等)及びその指導的な役割を担う人材(主任相談支援専門員)の確保や増員に向けた取組について検討します。
- ・ また、「サービス等利用計画」においては、障害者と家族が、各種サービスを有効に、また事業者との対等な関係に基づいて利用できるよう、当事者の自己選択・自己決定に基づくケアマネジメントが重要です。障害特性や個別の事情などに応じた支援を行うことができるよう、自立支援協議会相談支援部会を通じてネットワークの構築、相談支援専門員等の質的な向上を図ります。

(2) 障害児福祉サービスの実績と見込量

① 通所系サービス(障害児通所支援)

サービス名	実施内容	主な対象者
児童発達支援	児童発達支援事業所等において、就学前児童を対象に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	身 知 精 難
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、就学前児童を対象に児童発達支援及び治療を行います。	身
放課後等デイサービス	放課後等デイサービス事業所等において、授業の終了後、又は休業日に、就学児童を対象として生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。	身 知 精 難

【表 27: 第6期の計画と実績値(通所系サービス/障害児通所支援)】

サービス種別	単位	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
児童発達支援	人/月	196	213	109%	228	242	106%	246	284	115%
	人日/月	1,823	1,831	100%	2,052	2,178	106%	2,214	2708	122%
医療型児童発達支援	人/月	8	3	38%	3	2	67%	4	1	25%
	人日/月	64	25	39%	21	22	105%	28	3	11%
放課後等デイサービス	人/月	413	440	107%	479	496	104%	527	541	103%
	人日/月	7,558	5,130	68%	5,748	5,720	100%	6,324	6247	99%

【表 28: 第7期計画のサービス見込量(通所系サービス/障害児通所支援)】

サービス名	令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)		令和8年度 (2026年度)	
	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)	利用者数 (人/月)	利用日数 (日/月)
児童発達支援	309	3,056	336	3,323	356	3,521
医療型児童発達支援	2	6	2	6	2	6
放課後等デイサービス	643	7,233	702	7,831	738	8,165

< サービス見込量の算出方法(通所系サービス/障害児通所支援) >

月あたりの延べ利用日数 = [実利用者数の見込み] × [1人あたりの利用日数]

○利用者数と1人あたりの利用日数の見込みは、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績等をもとに、利用者数の伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズや新たに利用が見込まれる児童の数などを加味して算出しています。

【サービス見込量確保のための方策(通所系サービス/障害児通所支援)】

- ・就学前に利用する児童発達支援については、箕面市早期療育事業推進会議の関係機関(府池田保健所、市母子保健事業等)との連携を密に行い、発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者の状況やニーズに応じ、箕面市児童発達支援事業所あいあい園(親子通園)や、市内外の多様な民間の児童発達支援事業所について情報提供し、選択いただけるよう支援しています。
- ・箕面市児童発達支援事業所あいあい園が令和7年(2025年)4月に箕面市立児童発達支援センターとして開設することから、新規事業者の参入や確保にあたっては、より質の高い専門的な発達支援や利用者である子どもの安全安心を確保する取組を徹底できるよう、事前周知に努めていきます。
- ・就学後に利用する放課後等デイサービスの新規事業者の参入や確保についても、同様の取組を行います。

②訪問系サービス(障害児通所支援)

サービス名	実施内容	主な対象者
保育所等 訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他の必要な支援を行います。	身 知 精 難
居宅訪問型 児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障害児等で、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な就学前の障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などを行います。	身 知 精 難

【表 29:第6期の計画と実績値(訪問系サービス/障害児通所支援)】

サービス種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
保育所等訪問支援	人/月	6	4	67%	7	4	57%	8	14	175%
	回/月	6	4	67%	7	6	86%	8	22	275%
居宅訪問型児童 発達支援	人/月	4	0	0%	2	1	50%	3	2	67%
	回/月	4	0	0%	4	3	75%	6	6	100%

【表 30:第7期計画のサービス見込量(訪問系サービス/障害児通所支援)】

サービス名	令和 6 年度 (2024 年度)		令和 7 年度 (2025 年度)		令和 8 年度 (2026 年度)	
	利用者数 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者数 (人/月)	利用回数 (回/月)	利用者数 (人/月)	利用回数 (回/月)
保育所等訪問支援	24	26	24	26	24	26
居宅訪問型児童 発達支援	3	17	3	17	3	17

<サービス見込量の算出方法(訪問系サービス/障害児通所支援)>

- 保育所等訪問支援については、市内で保育所等訪問支援を実施する事業所が5か所に増えたことと、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績を踏まえ、見込みました。
- 居宅訪問型児童発達支援については、令和3年度(2021年度)から令和5年(2023年度)の利用実績より、一定のニーズがあることを踏まえ、訪問回数を見込みました。

【サービス見込量確保のための方策(訪問系サービス/障害児通所支援)】

- ・発達支援が必要な子どもや障害のある子どもの更なる地域社会への参加やインクルージョンを推進するため、保育所や認定こども園、学童保育、幼稚園、小学校、中学校等への子どもやその家族への支援に関する専門的支援や助言が求められていることから、令和7年(2025年)4月に開設予定の箕面市立児童発達支援センターにおいて保育所等訪問を実施するとともに、専門的支援や助言を行うことができる事業者の確保に努めます。
- ・居宅訪問型児童発達支援のサービスの提供は充足しています。今後ニーズが増加した場合には、サービスを提供できるよう、新規事業者の確保に努めます。

③相談支援サービス(障害児相談支援)

サービス名	実施内容	主な対象者
障害児 相談支援	障害児通所支援を利用しているかたを対象に、対象者の心身の状況・環境等を勘案し、利用するサービスの内容等についてサービス等利用計画を作成します。 また、計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、計画の見直しを行います。	身 知 精 難

【表 31:第6期の計画と実績値(相談支援サービス/障害児相談支援)】

サービス種別	単位	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
障害児相談支援	人/月	79	58	73%	62	62	100%	69	61	88%

【表 32：第7期計画のサービス見込量（相談支援サービス/障害児相談支援）】

サービス名		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
障害児相談支援	人/月	67	68	70

※障害児相談支援は、障害児通所支援を利用しているかたを対象としています。

＜サービス見込量の算出方法（相談支援サービス/障害児相談支援）＞

月あたりの延べ利用者数＝「利用者数の見込み」

○利用者数の見込みは、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の実績等をもとに伸びを算出した上で、現在のサービス利用者のニーズを加味して算出しています。

【サービス見込量確保のための方策(相談支援サービス/障害児相談支援)】

- ・令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)の間は、市内に障害児相談支援を実施する特定相談支援事業所は10か所あり、障害児通所支援利用者のうち、2割程度のかたが障害児相談支援を利用し、残りのかたはセルフプランを活用されています。
- ・障害児通所支援利用者数に比べ、障害児相談支援利用者数が少ないのは、障害児相談支援を提供する特定相談支援事業所の不足も一因と考えられますが、計画相談を依頼せずセルフプランを自ら希望されるかたが一定数いること、従前から、就学前の全ての子どもを対象とした発達相談が、サービスの紹

介等の調整を担っていることによります。

- ・ 見込量は実績から算出していますが、障害児相談支援は、サービスを利用する障害のある子どもやその保護者への継続的相談支援や、関係機関をつなぐ役割を担っていることから、国の基本指針にあるよう、障害児相談支援について、質の確保及びその向上を図りながら、支援の提供体制の構築を図る必要があります。
- ・ このため、障害児相談支援を提供する特定相談支援事業所の更なる確保に努めるとともに、障害者と同様、相談支援専門員による相談支援の利用ニーズの把握に努め、相談支援専門員の確保等に向けた取組について検討します。
- ・ また、令和7年(2025年)4月に設置予定の箕面市立児童発達支援センターにおいて、障害児相談支援を実施し、民間の特定相談支援事業者と連携を図りながら、地域の支援体制の構築を図ります。

④医療的ケア児等コーディネーター【新規】

医療的ケア児等コーディネーターについては、令和5年度(2023年度)現在、医療関係3名、福祉関係1名を配置しています。

令和3年(2021年)の医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児等コーディネーターの活用を含めた医療的ケア児の相談体制等の整備を図ります。

【表 33：第7期計画のサービス見込量(医療的ケア児等コーディネーター)】

サービス名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
医療的ケア児等 コーディネーター配 置人数	福祉関係	1人	1人	1人
	医療関係	4人	4人	4人

⑤子ども・子育て支援事業計画(第四次・第五次箕面市子どもプラン)との連携

国の基本指針では、障害児支援について、子ども・子育て支援法において「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること、また、同法に基づく教育・保育等の利用状況をふまえ障害児通所支援等の専門的支援の確保や共生社会の形成促進の観点から、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要とされています。

●子ども・子育て支援事業の必要見込量と提供体制

本市の子ども・子育て支援事業計画(第四次箕面市子どもプラン)(以下、「子どもプラン」という。)では、障害児を含むすべての子どもを対象として、保育所や幼稚園などの就学前保育・教育サービス及び学童保育や子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の必要量の見込みと、施設整備等による提供体制の確保について記載しています。令和7年(2025年)4月には、第四次箕面市子どもプランの考え方を引き継いだ第五次子どもプラン(計画期間 令和7年4月～令和11年3月)を策定予定です。

【表 34:子ども・子育て支援事業の年あたり必要見込量】

サービス名	令和6年度 (2024年度)
保育所、認定こども園	4,102人
幼稚園	1,485人
時間外保育事業(保育所等の延長保育)	1,188人
放課後児童健全育成事業(学童保育)	2,278人
子育て短期支援事業(ショートステイ)	20人日
地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	11,330人日
一時預かり事業(幼稚園在園児)	91,313人日
一時預かり事業(在宅)	9,425人日
病児保育事業(病児保育)	1,400人日
病児保育事業(病後児保育)	850人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	474人日
乳児家庭全戸訪問事業	1,097人
養育支援訪問事業	40人
妊婦健康診査	実数 958人 (延べ回数 11,663回)
利用者支援事業	2か所

(参考)子ども・子育て支援事業の実施状況

サービス名	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)
保育所、認定こども園	3,004人	3,158人
幼稚園	2,188人	2,033人
時間外保育事業 (保育所等の延長保育)	1,237人	1,092人
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	1,701人	1,785人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	6人日	14人日
地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)	8,255人日	9,514人日
一時預かり事業(幼稚園在園児)	73,594人日	85,188人日
一時預かり事業(在宅)	10,179人日	9,461人日
病児保育事業(病児保育)	11人日	373人日
病児保育事業(病後児保育)	96人日	94人日
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	521人日	350人日
乳児家庭全戸訪問事業	435人	391人
養育支援訪問事業	25人	23人
妊婦健康診査	実人数 911人 (延べ回数 9,766回)	実人数 853人 (延べ回数 9,241回)
利用者支援事業	2か所	2か所

●障害児支援施策と子ども・子育て支援施策との連携

本市では、障害児支援の内容を含む「箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」や「箕面市障害福祉計画」に基づき、障害の有無にかかわらず児童が地域で共に成長できるよう、社会参加やインクルージョンの推進に努めてきました。また、子どもプランでは、子どもが、障害の有無などによって差別されることなく、一人ひとりの人権が尊重され、子どもの幸福を追求する権利が保障されるまちづくりをめざしており、相互に関連のある計画として整合性を保ちつつ策定し、身近な地域で一貫した支援を受けられるよう施策を推進してきました。

障害児支援の更なる体制整備のため、第3期箕面市障害児福祉計画においても、子どもプランとの整合性を保ちつつ、計画に定めた障害児支援施策が子どもプランに定めた子ども・子育て支援施策と緊密に連携し、融和した支援が提供できるよう取組を進めます。

(3) その他の活動指標に係る実績と見込量

①精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

●保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標

本市では、「市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場」(自立支援協議会地域移行・定着支援部会に設置)において、府池田保健所、市内医療機関、市内計画相談支援事業所等と連携しながら包括的かつ継続的な支援体制の確保に努めます。また、「圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場」を通じて、圏域内の医療機関、地域移行支援・地域定着支援を行う一般相談支援事業所、他自治体担当部局等の関係者間と顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進していきます。

●保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数及び評価の実施回数

【表 35:第6期の計画と実績値 協議の場の開催回数、関係者の参加者数及び評価の実施回数】

内容		令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		—	—	—	3回	1回	33%	3回	3回	100%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		—	—	—	12人	11人	92%	12人	14人	117%
関係者の参加者数内訳	保健	—	—	—	1人	1人	100%	1人	1人	100%
	医療	—	—	—	4人	3人	75%	4人	3人	75%
	福祉	—	—	—	4人	2人	50%	4人	3人	75%
	その他	—	—	—	3人	5人	167%	3人	7人	233%
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数		—	—	—	1回	1回	100%	1回	1回	100%

【表 36:第7期計画の見込量 協議の場の開催回数、関係者の参加者数及び評価の実施回数】

内容		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		3 回	3 回	3 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		15 人	15 人	15 人
関係者の参加者数内訳	保健	1 人	1 人	1 人
	医療	4 人	4 人	4 人
	福祉	3 人	3 人	3 人
	介護	0 人	0 人	0 人
	当事者	0 人	0 人	0 人
	家族	0 人	0 人	0 人
	その他	7 人	7 人	7 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における評価の実施回数		1 回	1 回	1 回

②地域生活支援の充実のための取組

重点(1)

●地域生活支援の充実のための取組 【新規】

本市では、既存の社会資源を活用し、「面的な整備」として地域生活支援拠点等の機能のうち、一部を位置づけています。ただし、障害者やその家族等の生活を地域全体で支える中核としての役割を担う体制としては不十分であるため、本計画中に実施する市立あかつき園の再整備等に併せて、地域生活支援拠点等を担う障害福祉サービス事業所やコーディネーターの配置等の在り方について検討を進めます。

これら機能の充実に向けた検証及び検討の場は、箕面市自立支援協議会相談支援部会及び箕面市障害者市民施策推進協議会とし、年2回実施します。

【表 37:第7期計画の見込量 地域生活支援拠点等の設置数、コーディネーターの配置人数、検証及び検討の実施回数】

内容	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
地域生活支援拠点等の設置数	1 か所	1 か所	1 か所
地域生活支援拠点等のコーディネーターの配置人数	0 人	0 人	1 人
地域生活支援拠点機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数	2 回	2 回	2 回

③相談支援体制の充実・強化のための取組

重点(1)

●総合的・専門的な相談支援

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として基幹相談支援センターを設置し、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職による、個別の相談業務や困難事例への対応に加え、相談支援事業所等の連携強化や後方支援など、地域全体の相談支援をまとめています

18歳未満の障害児については、児童福祉法に基づく障害児通所支援は教育委員会所管、障害児入所支援は都道府県所管、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス(居宅介護など)は健康福祉部所管となっています。どちらも利用する場合は、障害児相談支援及び計画相談支援として、総合的な計画を策定することとなるため、関係者・関係事業者の連携が必要です。

こうした状況をふまえて、関係者・関係事業者のネットワークを深め、基幹相談支援センターを中心として、総合的に支援を行う体制の整備を進めます。

加えて、委託相談支援については、障害種別ごとの相談対応やエリア担当制など他市の相談支援体制事例等について研究を行い、本市の実情に応じた相談支援体制の構築に向けた検討を行います。

【表 38:第6期の計画と実績値 基幹相談支援センターの設置】

内容	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
基幹相談支援センターの設置	有	有	—	有	有	—	有	有	—

【表 39:第7期計画の見込量 基幹相談支援センターの設置】

内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センターの設置	有	有	有

●地域の相談支援体制の強化

複合化・複雑化した課題を抱える事例が増えていることから、基幹相談支援センターにおいて、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職による指導・助言のもと支援ニーズに対応します。

「箕面市自立支援協議会」において、相談支援部会、地域移行・定着支援部会、権利擁護部会の3つの専門部会を設置し、人材育成のための研修を行うと

ともに、相談支援部会において計画相談支援事業所間の連携強化や事例検討を通じた支援内容の検証等などに取り組むことで、相談支援体制の更なる強化・充実をめざします。

【表 40：第6期の計画と実績値 地域の相談支援体制の強化】

内容	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
専門職による指導・助言	—	—	—	12件	0件	0%	16件	18件	113%
人材育成の支援件数	—	—	—	2件	1件	50%	2件	1件	50%
連携強化の取組の実施回数	—	—	—	4回	6回	150%	4回	3回	75%

【表 41：第7期計画の見込量 地域の相談支援体制の強化】

内容		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な助言・指導件数		12件	12件	12件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数		2件	2件	2件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		10回	10回	10回
個別事例の支援内容の検証回数		12回	12回	12回
自立支援協議会における 相談支援事業所の参画に よる事例検討	年間実施回数	1回	1回	1回
	年間実施参加事業者・機 関数	12か所	12か所	12か所
協議会の専門部会の設置	設置数	3部会	3部会	3部会
	実施回数（年間回数）	10回	10回	10回

④障害福祉サービスの質を向上させるための取組

●障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

障害者総合支援法の具体的内容の理解を促進する観点から、都道府県等が実施する初任者向け研修や権利擁護・虐待防止に関する研修等に積極的に参加し、市職員の知識の向上に努めます。

【表 42:第6期の計画と実績値 都道府県等が実施する研修の参加人数】

事業名	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
都道府県等が実施する研修の参加人数	－	－	－	3 人	10 人	333%	3 人	20 人	667%

【表 43:第7期計画の見込量 都道府県等が実施する研修の参加人数】

内容	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
都道府県等が実施する研修 の年間参加人数	7 人	7 人	7 人

●障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

報酬請求に係るエラー修正等の事務負担を軽減することで、利用者への直接支援に一層注力できるようにすることを目的とし、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を市内障害福祉サービス事業所等と共有する体制を構築します。

【表 44:第6期の計画と実績値 障害者自立支援審査支払等システムによる
審査結果の共有】

内容	令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
審査結果の共有の実施体制	－	－	－	有	有	－	有	有	－
審査結果の共有の実施回数	－	－	－	1 回	1 回	100%	1 回	1 回	100%

【表 45:第7期計画の見込量 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有】

内容	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
審査結果の共有の実施体制	有	有	有
審査結果の共有の実施回数	1 回	1 回	1 回

●指導監査結果の関係市町村との共有

広域福祉課が実施する指定障害福祉サービス事業者に対する指導監査の結果について、障害福祉室及び地域包括ケア室と共有できる体制を構築します。

【表 46: 第6期の計画と実績値 指導監査結果の関係市町村との共有】

内容	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
指導監査結果の共有の実施体制	—	—	—	有	有	—	有	有	—
指導監査結果の共有の実施回数	—	—	—	1回	1回	100%	1回	1回	100%

【表 47: 第7期計画の見込量 指導監査結果の関係市町村との共有】

内容	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
指導監査結果の共有の実施体制	有	有	有
指導監査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

⑤発達障害者等に対する支援

ペアレントトレーニングについては、市の早期療育事業、発達相談「ゆう」において、年1回発達フォロー児の保護者5人を対象に実施しています。また、ペアレントプログラム等の保護者支援については、市が運営する児童発達支援事業所あいあい園において、保護者学習会を実施しています。令和5年度(2023年度)参加予定人数を令和6年度(2024年度)以降の見込量として算出しています。

ペアレントメンターについては、令和5年度(2023年度)より、大阪府のペアレントメンター事業を活用し、職員や保護者を対象とした研修会の実施を予定しています。大阪府のペアレントメンター養成研修受講者の把握は難しいことから、大阪府のペアレントメンター事業を計画的に活用し、発達障害者等の保護者や支援者に対する支援の充実に努めます。

ピアサポート活動事業については、地域活動支援センターでのセルフヘルプ・グループの参加人数を見込量としていましたが、発達障害者等を対象とした事業ではないことから、令和6年度(2024年度)以降、ピアサポート活動事業の在り方について検討します。

【表 49:第7期計画の見込量 発達障害者等に対する支援(年あたり)】

内容		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等	受講者数	55 人	55 人	55 人
	実施者数	5 人	5 人	5 人

(4) 地域生活支援事業の実績と見込量

【地域生活支援事業の内容】

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて、市町村及び都道府県が行う事業です。

地域生活支援事業は、必須事業と任意事業に分かれており、箕面市においては、本市の地域特性や障害者の多様なニーズに対応するため、下記の事業を実施または実施に向けた検討をするとともに、社会福祉法人やNPO法人等、民間事業者への委託や補助により、多様なサービス基盤の確保に努めます。

【地域生活支援事業の内容】

必須事業		任意事業	
①	理解促進研修・啓発事業	⑨	入浴サービス
	自発的活動支援事業		日中一時支援
②	相談支援事業	⑩	その他
③	成年後見制度利用支援事業		
	成年後見制度法人後見支援事業		
④	意思疎通支援事業		
⑤	日常生活用具給付等事業		
⑥	手話奉仕員養成研修事業		
⑦	移動支援事業		
⑧	地域活動支援センター機能強化事業		

【事業ごとの見込量及び考え方】

①理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

障害者の自立と社会参加を推進し、障害及び障害者に対する理解を促進するため、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業を実施し、あらゆる機会を活用して、様々な啓発等の取組を進めます。

【表 50:第6期の計画と実績値 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業】

事業名	令和2年度 (2020年度) 実績	令和3年度 (2021年度) 実績	令和4年度 (2022年度) 実績
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

【表 51:第7期計画のサービス見込量 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業】

事業名	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

②相談支援事業

重点(1)

障害者の福祉や地域生活に関する相談に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援や関係機関との連絡調整を行います。

障害者相談支援事業及び基幹相談支援センター等機能強化事業等を実施するとともに、箕面市自立支援協議会を中心として、関係機関の連携を強化し、重層的な支援体制の整備に努めます。

⇒関連：(3)③相談支援体制の充実・強化のための取組

【表 52:第6期の計画と実績値 相談支援事業】

事業名	令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
障害者相談支援事業	4か所	4か所	100%	4か所	4か所	100%	4か所	4か所	100%
基幹相談支援センター	1か所	1か所	100%	1か所	1か所	100%	1か所	1か所	100%
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	—	実施	実施	—	実施	実施	—
住宅入居等支援事業(居宅サポート事業)	2か所	2か所	100%	2か所	2か所	100%	2か所	2か所	100%

【表 53:第7期計画のサービス見込量 相談支援事業】

事業名	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
障害者相談支援事業	4 か所	4 か所	4 か所
基幹相談支援センター	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業（居宅 サポート事業）	2 か所	2 か所	2 か所

③成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

当事者の権利擁護の観点から、成年後見制度を利用することが望ましい知的障害者または精神障害者に対し、市長申立てや報酬等の助成を行います。また、これらの支援策について、利用促進のための周知を進めます。

【表 54:第6期の計画と実績値 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業】

事業名		令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
		計画 値	実績 値	対計画 比	計画 値	実績 値	対計画 比	計画 値	実績 値	対計画 比
成年後見制度 利用支援事業	市長申立費用助成 その他申立費用助成 後見人等報酬助成	6 人	8 人	133%	10 人	12 人	120%	12 人	14 人	117%
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	—	実施	実施	—	実施	実施	—

【表 55:第7期計画のサービス見込量 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業】

事業名	項目	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
成年後見制度 利用支援事業	市長申立費用助成 その他申立費用助成 後見人等報酬助成	18 人	20 人	22 人
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施

成年後見制度利用支援事業については、市長申立てや報酬等の助成制度の利用促進のため、市ホームページや市広報紙等を通じて周知を行うとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会の活用や、地域住民・支援関係者向けへの研修会を行い周知を進めます。

成年後見制度法人後見支援事業については、日常生活自立支援事業を行う箕面市社会福祉協議会との連携を図りながら、専門的な相談が受けられる体制

整備に努めます。

④意思疎通支援事業

重点(2)

聴覚、言語機能または音声機能の障害のため、意思疎通に支障がある障害者に対し、意思疎通支援を行う手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

併せて、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法や、箕面市手話言語条例、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例に基づき、障害特性に応じた意思疎通支援の充実に取り組みます。

入院時コミュニケーション支援事業では、重度訪問介護による支援が受けられない重度障害者が入院時に医療従事者との意思疎通を支援するために、支援員を入院先に派遣します。

引き続き、制度利用に向けた周知を進めるとともに、意思疎通支援に関する理解を促進するための啓発等を図ります。

【表 56：第6期の計画と実績値 意思疎通支援事業】

事業名		令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話通訳者派遣事業	件/年	76	94	124%	93	202	217%	93	215	231%
	時間/年	152	138	91%	152	302	199%	152	326	214%
要約筆記者派遣事業	件/年	42	25	60%	35	38	109%	35	31	89%
	時間/年	84	61	73%	78	66	85%	78	83	106%
手話通訳者設置事業	設置者数/年	2	2	100%	2	1	50%	2	2	100%
入院時コミュニケーション支援事業	人/年	3	0	0%	1	0	0%	2	0	0%

【表 57: 第7期計画のサービス見込量 意思疎通支援事業】

事業名		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
手話通訳者派遣事業	件/年	202	202	202
	時間/年	290	290	290
要約筆記者派遣事業	件/年	19	19	19
	時間/年	36	36	36
手話通訳者設置事業	設置者数/年	2	2	2
入院時コミュニケーション支援事業	人/年	1	1	1

< 見込量の算出方法 意思疎通支援事業 >

○手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業の見込量は、近年の実績から算出しています。入院時コミュニケーション支援事業の見込量は、重度訪問介護サービス利用者数の増加を見込んで算出しています。

⑤日常生活用具給付等事業

重度障害者等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付します。

日常生活用具に対するニーズの変化等をふまえ、必要に応じて給付品目等の見直しを行います。

【表 58: 日常生活用具の主な内容と品目】

種目	内容	品目	
介護・訓練支援用具	介護ベッドや褥瘡（床ずれ）予防マットなど、障害のある人の身体介護を支援する用具を給付します。	・介護ベッド ・自動吸尿器 ・褥瘡（床ずれ）予防マット	・入浴介護用具 ・体位変換・保持パット ・移動用リフト
自立生活支援用具	入浴動作補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具を給付します。	・入浴動作補助用具 ・補高便座・ポータブルトイレ等 ・手すり、スロープ等 ・洗浄機能付便座 ・火災警報器	・自動消火器 ・IH調理器 ・歩行時間延長信号機用小型送信機 ・聴覚障害者用屋内信号装置 ・頭部保護帽
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や視覚障害者用体温計など、障害のある人の在宅療養等を支援する用具を給付します。	・透析液加温器 ・ネブライザー（吸入器） ・電気式たん吸引器 ・人工呼吸器外部バッテリー	・酸素ボンベ運搬車 ・視覚障害者用体温計（音声式） ・視覚障害者用体重計（音声式） ・視覚障害者用血圧計（音声式） ・動脈血中酸素飽和度測定機器（パルスオキシメーター）

種目	内容	品目
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭など、障害のある人の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具を給付します。	・携帯会話用補助装置 ・情報・通信支援用具 ・点字ディスプレイ ・点字器 ・点字タイプライター ・視覚障害者用ポータブルレコーダー ・視覚障害者用活字文書読上げ装置 ・視覚障害者用拡大・音声読書器 ・視覚障害者用時計 ・視覚障害者用物品識別装置 ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置 ・人工喉頭 ・地デジ対応ラジオ
排泄管理支援用具	ストーマ装具など、障害のある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品を給付します。	・ストーマ装具 ・紙おむつ等 ・収尿器
住宅改修費	障害のある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。	・居宅生活動作補助用具

【表 59：第6期の計画と実績値 日常生活用具給付等事業】

事業名		令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
介護・訓練支援用具	件/年	22	20	91%	19	19	100%	19	6	32%
自立生活支援用具	件/年	11	16	145%	17	18	106%	22	13	59%
在宅療養等支援用具	件/年	25	34	136%	34	37	109%	35	32	91%
情報・意思疎通支援用具	件/年	18	68	378%	22	66	300%	26	69	265%
排泄管理支援用具	件/年	3,260	3,089	95%	3,071	2,967	97%	3,071	3,291	107%
住宅改修費（居宅生活動作補助用具）	件/年	5	2	40%	4	3	75%	4	1	25%

【表 60：第7期計画のサービス見込量 日常生活用具給付等事業】

事業名		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護・訓練支援用具	件/年	18	18	18
自立生活支援用具	件/年	16	16	16
在宅療養等支援用具	件/年	34	34	34
情報・意思疎通支援用具	件/年	68	68	68
排泄管理支援用具	件/年	3,389	3,486	3,583
住宅改修費（居宅生活動作補助用具）	件/年	4	4	4

<見込量の算出方法 日常生活用具給付等事業>

○見込量は、近年の実績から算出しています。

⑥手話奉仕員養成研修事業

意思疎通支援の担い手として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

引き続き、手話奉仕員養成講座を開催するとともに、周知を進め、手話奉仕員の確保を図ります。

【表 61:第6期の計画と実績値 手話奉仕員養成研修事業】

事業名		令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
		計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
手話奉仕員養成 研修事業（研修修 了者数）	人/年	15	11	73%	15	15	100%	15	15	100%

【表 62:第7期計画のサービス見込量 手話奉仕員養成研修事業】

事業名		令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
手話奉仕員養成研 修事業（研修修了 者数）	人/年	15	15	15

<見込量の算出方法 手話奉仕員養成研修事業>

○修了者数見込数は、近年の手話奉仕員養成講座（入門・基礎課程）の実施状況をもとに算出しています。

⑦移動支援事業

単独での移動が困難な方について、外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。また、施設入所者の帰省等への支援や、障害児の学校・学童保育への送迎を行います。

【表 63:第6期の計画と実績値 移動支援事業】

対象者			令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
実利用者数	身体障害者	人/年	47	102	217%	120	103	86%	127	107	84%
	知的障害者	人/年	262	160	61%	197	158	80%	209	174	83%
	精神障害者	人/年	20	30	150%	27	30	111%	28	28	100%
	障害児	人/年	56	29	52%	41	32	78%	41	34	83%
	合計	人/年	385	321	83%	385	323	84%	405	343	85%
延べ利用時間数	身体障害者	時間/年	5,714	16,305	285%	21,022	16,761	80%	22,248	19,487	88%
	知的障害者	時間/年	47,242	20,506	43%	31,286	20,602	66%	33,191	24,519	74%
	精神障害者	時間/年	1,119	1,661	148%	1,610	1,534	95%	1,670	1,478	89%
	障害児	時間/年	7,225	3,864	53%	4,293	3,976	93%	4,293	4,134	96%
	合計	時間/年	61,300	42,336	69%	58,211	42,873	74%	61,402	49,618	81%

【表 64：第7期計画のサービス見込量 移動支援事業】

対象者			令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
実利用者数	身体障害者	人/年	110	113	115
	知的障害者	人/年	182	190	199
	精神障害者	人/年	30	31	32
	障害児	人/年	37	40	43
	合計	人/年	359	374	389
延べ利用時間数	身体障害者	時間/年	20,757	21,261	21,778
	知的障害者	時間/年	27,253	28,463	29,726
	精神障害者	時間/年	1,713	1,770	1,827
	障害児	時間/年	3,860	4,180	4,527
	合計	時間/年	53,583	55,674	57,858

<見込量の算出方法 移動支援事業>

○見込量は、近年の実績から算出しています。

【サービス見込量確保のための方策】

- ・ 相談支援事業者やサービス事業者との情報交換を進め、利用ニーズの把握と、サービス提供基盤の充実に努めます。

⑧地域活動支援センター機能強化事業

障害者が気軽に立ち寄り、創作活動などを行うことができる、地域活動支援センターの運営により、日中活動や社会参加を支援します。

引き続き、地域活動支援センター2か所の運営を見込んでいます。

【表 65:第6期の計画と実績値 地域活動支援センター機能強化事業】

対象者			令和 2 年度 (2020 年度)			令和 3 年度 (2021 年度)			令和 4 年度 (2022 年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
基礎的事業	実施箇所数	箇所	2	2	100%	2	2	100%	2	2	100%
	実利用者数	人/年	30	19	63%	30	21	70%	30	20	67%
機能強化事業	うち地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%
	うち地域活動支援センターⅢ型	箇所	1	1	100%	1	1	100%	1	1	100%

【表 66: 第7期計画のサービス見込量 地域活動支援センター機能強化事業】

事業名			令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)
基礎的事業	実施箇所数	箇所	2	2	2
	実利用者数	人/年	30	30	30
機能強化事業	うち地域活動支援センターⅠ型	箇所	1	1	1
	うち地域活動支援センターⅢ型	箇所	1	1	1

【サービス見込量確保のための方策】

- ・地域活動支援センターは、障害者が気軽に利用できる日中活動資源です。現在の施設機能と利用者ニーズを勘案し、サービス必要量の確保に努めます。

⑨入浴サービス事業、日中一時支援事業

施設での入浴サービス、自宅での訪問入浴サービスを提供し、身体障害者の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

日中一時支援の実施により、障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息の機会を確保します。

【表 67: 第6期の計画と実績値 入浴サービス事業、日中一時支援事業】

対象者			令和2年度 (2020年度)			令和3年度 (2021年度)			令和4年度 (2022年度)		
			計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比	計画値	実績値	対計画比
入浴サービス事業	実利用者数	人/年	30	27	90%	29	24	83%	30	22	73%
	延べ利用回数	回/年	2,593	2,298	89%	2,394	2,091	87%	2,477	1,977	80%
日中一時支援事業	実利用者数	人/年	54	7	13%	46	10	22%	51	8	16%
	延べ利用日数	日/年	486	93	19%	206	112	54%	228	105	46%

【表 68: 第7期計画のサービス見込量 入浴サービス事業、日中一時支援事業】

事業名			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入浴サービス事業	実利用者数	人/年	22	23	24
	延べ利用回数	回/年	1,947	1,976	2,062
日中一時支援事業	実利用者数	人/年	8	8	8
	延べ利用日数	回/年	109	109	109

<見込量の算出方法 入浴サービス事業、日中一時支援事業>

○入浴サービスの見込量は、近年の実績から算出しています。

○日中一時支援事業は、障害児通所支援の充実及び市内事業所の事業廃止等により近年の実績は減少傾向ですが、近年の実績に障害者の日中活動終了後の時間帯のニーズを加味しています。

【サービス見込量確保のための方策 入浴サービス事業、日中一時支援事業】

- ・日中一時支援事業については、今後増加すると見込まれる障害者の日中活動終了後の時間帯のニーズをふまえたサービス提供基盤の在り方について検討を進め、サービス事業所の充実に努めます。

⑩その他の事業

障害者の社会参加を促進することを目的として、本市の特性や障害者のニーズをふまえ、これまで実施してきた下記の事業を継続して実施するとともに、より必要性の高い事業を優先的に実施します。

- レクリエーション教室開催等
- 芸術文化活動振興
- 点字・声の広報等発行
- 奉仕員養成研修
- 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業
- 重度訪問介護利用者等大学等修学支援

5 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項

自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施に向け、国の基本指針や大阪府の基本的考え方で示された基本的理念及び障害福祉サービス・障害児支援・相談支援の提供体制の確保に必要な以下の事項について取り組みます。

(1) 障害福祉人材の確保、定着及び養成 重点(1)

- 国の基本指針の基本的理念にも示されているとおり、障害者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に福祉サービスを提供するためには、提供体制の確保と併せ、担い手となる人材の確保が必要です。
- 市内障害福祉サービス事業所へのアンケート(令和5年(2023年)10月実施)の結果からは、職員不足を理由にサービス利用を断ったことのある事業所は2割程度あり、介護・福祉人材不足が大きな課題となっています。また、職員の平均年齢は約7割が50代以上を占める一方で、勤続年数は10年未満が8割程度であり、職員の高齢化や定着も課題となっています。主な離職理由としては「職種内容(仕事内容)」が最も多く、職場定着のための障害理解や支援スキルに係る研修機会の周知等も含めた介護・福祉人材確保の取組を進める必要があります。
- 具体的には、市広報紙等で障害福祉の仕事の働きがいや魅力について、積極的な周知・広報等を行うことや、市内学校での福祉授業を行うことにより、潜在介護人材の発掘や将来の介護人材の育成につなげていきます。また、福祉職に関するセミナーや就職相談会を開催し、地域全体で介護人材不足の解消に取り組みます。
- 障害の重度化・高齢化にも対応し、将来にわたって安定的にサービスが提供されるよう、障害特性に応じた専門知識・支援技術を持つ従事者の養成や確保を行うため、引き続き重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修、ガイドヘルパー養成研修などの受講支援に取り組みます。さらに、訪問系サービスや通所系サービスを問わず、医療的ケアに対応できる従事者など重度障害者等の地域生活を支える多様な介護人材を確保するため、大阪府や他市町村の取組について情報収集し、より効果的な支援について検討します。
- また、確保した介護人材が障害福祉の職場に定着するよう、介護職員の処遇改善など職場環境の整備やICTなどの導入による事務負担の軽減、業務の

効率化などの取組について、各サービス事業者への働きかけを行います。

- 加えて、介護人材の研修をサービス種別ごとに計画的に実施し、指定障害福祉サービス等支援に係る人材の確保又は資質の向上に関する総合的な施策に取り組むことを府に働きかけるほか、報酬単価の見直しや介護職員の処遇改善等を講じるよう引き続き国に働きかけを行います。

(2) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

- 障害福祉サービス事業所等において、災害時等を見据えて平常時から地域住民や関係機関との関係性の構築等を行い、利用者の安全確保に向けた取組を進めることを促進します。

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 1 生活環境の整備

- 障害福祉サービス事業所等において、障害者等が安心して生活できるよう、権利擁護の視点に基づく職員への研修や、本人の意思や人格を尊重したサービス提供の在り方の整備、職場環境の改善等を促進します。

(3) 意思決定支援の促進

- 障害福祉サービス等の提供に係る「意思決定支援ガイドライン」等を踏まえ、事業所がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、可能な限り障害者本人が自ら意思決定できるよう支援するなど、障害者の自己決定の尊重に基づいた支援に努めます。

⇒関連： 第2部 第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）
第2章 2 基本目標

(4) 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 1 生活環境の整備

(5) ユニバーサルデザインの推進

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 1 生活環境の整備

(6)障害者等に対する虐待の防止 重点(3)

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 5 人権施策の推進

(7)障害を理由とする差別の解消の推進 重点(3)

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 5 人権施策の推進

(8)障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

⇒関連： 第3部 第3章分野別施策の行動目標 6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

6 提供体制の確保に係る関係機関等との連携

第7期計画に基づく、障害者施策全般の推進にあたっては、箕面市保健医療福祉総合審議会、箕面市障害者市民施策推進協議会及び箕面市自立支援協議会等を通じて、障害当事者、関係機関・団体、関係者の連携とネットワークづくりを進めることにより、当事者の意見反映と地域での基盤強化を行います。

第3章 分野別施策の行動目標

1 生活環境の整備

(1)施設バリアフリー化の促進

【基本方針(第4次Nプランより)】

建築物、道路、公園等の都市施設における物理的障壁を取り除くことは、障害者の地域における自立した生活と社会参加を促進するための、基本的な条件です。

引き続き、バリアフリー法や大阪府福祉のまちづくり条例、箕面市福祉のまち総合条例等により、福祉のまちづくりの推進を図ります。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・都市施設のバリアフリー化の促進

【過去3年間の実施状況】

①市有建築物等のバリアフリー化の推進

市有建築物・道路・公園等における、更なるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●橋りょう工事(1橋)と自転車利用環境整備工事(1件)に併せてバリアフリー化を実施	●中央生涯学習センター及び、メイプルホールトイレに触知案内板を新設(6か所)し、同施設の多目的トイレには、多目的シートを新設(4か所)した。	●新稲の森公衆トイレ整備において、敷地入口に触知案内板を新設し、同施設の多目的トイレにはオストメイト、両側手摺り等を設置し快適化を行った。
	●橋りょう工事(3橋)と自転車利用環境整備工事(1件)に併せてバリアフリー化を実施	●都市計画道路の整備工事にあわせて、幅員の広い歩道を整備(1件)
●公園内の段差解消、階段の補修等を実施	●公園リニューアル事業において、障害がある子もない子も、年齢を問わずに一緒に楽しめる「インクルーシブ遊具」の設置や公園トイレのバリアフリー化を実施	●公園リニューアル事業において、障害がある子もない子も、年齢を問わずに一緒に楽しめる「インクルーシブ遊具」の設置や公園トイレのバリアフリー化を実施

当事者からのバリアフリー等の改善要望を、改修等に反映させる仕組みづくりの推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●予算要求に係る行政評価において、バリアフリー等の改善要望を反映	●設計段階において、類似した整備案件から過去の要望を把握。共有しプランに盛り込んでいる。	●先行し整備を進めている市内公園リニューアルの際の障害者団体からの要望や事例を共有・把握し、設計に反映している。

②「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導

一定規模以上の特殊建築物の新築・増築及び用途変更時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づく、バリアフリー化に関する誘導及び指導を事前協議において実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●事前協議にて働きかけを実施 ・事前協議 6 件	●事前協議にて働きかけを実施 ・事前協議 3 件	●事前協議にて働きかけを実施 ・事前協議 2 件

既存民間建築物のバリアフリー化の推進について、様々な機会を通して啓発を実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●実績なし	●実績なし	●実績なし

課題

- ・ バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、引き続き都市施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく必要があります。
- ・ 市有建築物等のバリアフリー等の改善要望について、全体的な進捗を把握しながら計画的に対応していく必要があります。
- ・ 民間建築物のバリアフリー化の必要性について、啓発方法の検討が必要です。

【第 7 期計画の行動目標】

①市有建築物等のバリアフリー化の推進

市有建築物・道路・公園等について、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。	建築室 道路管理室 道路整備室 公園緑地室
当事者からのバリアフリー等の改善要望を、改修等に反映させる仕組みづくりを進めます。	建築室

②「福祉のまち整備に関する事項」に適合した民間施設の整備誘導

一定規模以上の特殊建築物の新築・増築及び用途変更時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化に関する誘導及び指導を事前協議において実施します。	審査指導室
既存民間建築物のバリアフリー化の推進について、様々な機会を通して啓発を行います。	審査指導室

(2)移動支援の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者が、行動の制約を受けることなく、必要に応じて外出できるようにするためには、移動の安全性の確保や交通アクセスの整備が重要です。

移動しやすい環境の整備等を進め、障害者の社会参加の支援を図ります。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・円滑な移動と施設利用の総合的推進
- ・移動困難者支援策の検討

【過去3年間の実施状況】

①新駅におけるバリアフリー等に配慮した整備の推進

北大阪急行線延伸による新駅やその周辺施設における、事業者と協力した、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した整備の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●新駅において、鉄道事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計を実施	●新駅やその周辺施設において、事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計を実施	●新駅やその周辺施設において、事業者と協力し、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した設計及び整備を実施

②バリアフリー交通網の整備

公共交通機関の利用が困難な対象とした福祉有償運送であるオレンジゆずるタクシーの持続可能で効率的な運行

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●持続可能な福祉輸送の確立に向け、今までの運行をふまえ、次年度以降の姿を検討	●オレンジゆずるタクシーによるモデル事業を継続	●オレンジゆずるタクシーによるモデル事業を継続

オレンジゆずるバス(ノンステップバス導入率100%)の本格運行の継続的な運行による市内移動の充実の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●本格運行を継続実施	●本格運行を継続実施	●本格運行を継続実施

路線バス事業者に対する、主体的なノンステップバス導入の働きかけ

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●ノンステップバス ・導入台数2台	●ノンステップバス ・導入台数11台	●ノンステップバス ・導入台数5台

北大阪急行線延伸に伴うバス路線網再編の検討をふまえた更なる市内移動の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●ノンステップバス（オレンジ ゆずるバスの導入台数 100%及び路線バスの令 和2年度導入台数2台） によるバリアフリー交通網を 整備	●ノンステップバス（オレンジ ゆずるバスの導入台数 100%及び路線バスの令 和3年度導入台数11台）に よるバリアフリー交通網を 整備	●ノンステップバス（オレンジ ゆずるバスの導入台数 100%及び路線バスの令 和4年度導入台数5台）に よるバリアフリー交通網を 整備

③移動しやすい歩道の整備促進

整備率100%をめざした市内各所に残る歩道段差（傾斜・勾配等の改善を含む。）の整備実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●歩道段差の改良（交通安全 施設整備事業） ・対象箇所数1,820箇所 ・整備0箇所 （上記対象箇所以外も含む） ・令和3年4月1日現在 ・対象箇所整備率90% ・1,639箇所完了	●歩道段差の改良（交通安全 施設整備事業） ・対象箇所数1,820箇所 ・整備0箇所 （上記対象箇所以外も含む） ・令和4年4月1日現在 ・対象箇所整備率90% ・1,639箇所完了	●歩道段差の改良（交通安全 施設整備事業） ・対象箇所数1,820箇所 ・整備0箇所 （上記対象箇所以外も含む） ・令和5年4月1日現在 ・対象箇所整備率90% ・1,639箇所完了

道路に関する要望の記録と優先順位づけを行うことによる計画的な改修の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●実績なし	●実績なし	●実績なし

課題

- ・ 北大阪急行線延伸に伴うバス路線網に合わせ、更なる公共交通のバリアフリー化及び市内移動の充実が必要です。
- ・ この間の運行状況を踏まえ、オレンジゆずるタクシーの持続可能な事業の在り方について引き続き検討が必要です。
- ・ 市内歩道のバリアフリー化の課題を把握し、改善を進める必要があります。

第2部
第4次箕面市障害者市民の長期計画（みのお，N，プラン）

第3部
第7期
第3期
箕面市障害福祉計画・
箕面市障害福祉計画

第4部 計画の推進体制と
進行管理

資料編

(3)住まいの確保と住環境の整備

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者の地域における自立した生活に不可欠な、障害者に適した住宅の確保や、既存住宅のバリアフリー化のための支援等、安全で安心して生活できる住宅・住環境の整備を進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 公的住宅・民間住宅の活用の推進

【過去3年間の実施状況】

①公的住宅の活用の推進

市営住宅の1階に空家が生じた際の障害者・高齢者向け住戸へのバリアフリー改修の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●実績なし	●実績なし	●実績なし

市営住宅の空家募集における、倍率優遇の実施による優先的供給

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●空家募集実績6件	●空家募集実績3件	●実績なし

②民間住宅の活用の推進

民間住宅等について、「箕面市重度障害者住宅改造助成事業」の実施や、「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の周知による、バリアフリー化の支援

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、PRを実施	●「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、PRを実施	●「大阪府住宅リフォームマイスター制度」について、PRを実施
●箕面市重度障害者住宅改造助成事業2件	●箕面市重度障害者住宅改造助成事業0件	●箕面市重度障害者住宅改造助成事業3件

「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」等についての、不動産事業者や賃貸住宅所有者等に対する周知の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」等について、PRを実施	●「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」のほか、住宅確保に配慮が必要なかた向けの制度についてまとめた「あんしん入居のまとめ」を作成し啓発を実施	●「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」のほか、住宅確保に配慮が必要なかた向けの制度についてまとめた「あんしん入居のまとめ」を作成し啓発を実施

障害者の相談支援事業における住宅入居支援の実施と、民間賃貸住宅への円滑な入居の支援		
令和2年度	令和3年度	令和4年度
●地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施 ・実利用人数 0人	●地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施 ・実利用人数 0人	●地域生活支援事業の相談支援事業において住宅入居等支援事業を実施 ・実利用人数 5人
課題		
・民間住宅の活用の推進について、大阪あんしん賃貸支援事業等に係る周知方法等の検討が必要です。 ・住宅施策と福祉施策の連携により、障害者・不動産事業者・賃貸住宅所有者等に対し、入居支援施策・バリアフリー化支援策の周知を進め、「借りやすい」「貸しやすい」環境づくりと、入居拒否等をなくす取組を進める必要があります。 ・入居契約に至るまでの調整に加えて、入居後も安全で安心した地域生活が送れるように継続的な支援が必要です。		

【第7期計画の行動目標】

①公的住宅の活用の推進	
市営住宅の1階に空家が生じた際、障害者・高齢者向け住戸へのバリアフリー改修を推進します。	営繕室
市営住宅の空家募集において、障害者等を対象とした倍率優遇の実施により、優先的に供給します。	営繕室
②民間住宅の活用の推進	
民間住宅等について、「箕面市重度障害者住宅改造助成事業」の実施や、「大阪府住宅リフォームマイスター制度」の周知により、バリアフリー化を支援します。	営繕室 障害福祉室
「大阪あんしん賃貸支援事業」や「家賃債務保証制度」等について、不動産事業者や賃貸住宅所有者等に対する周知を行います。	営繕室
障害者の相談支援事業において住宅入居支援を行い、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。	地域包括ケア室

(4)情報バリアフリーの推進

重点(2)

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念をふまえ、すべての市民にとって、より一層わかりやすい形での行政情報の提供を進め、新しいデジタル技術の活用を含めた、障害特性に応じた情報アクセス支援やコミュニケーション支援により、ユニバーサルデザインの考え方の浸透とともに情報バリアフリーのための環境整備の充実を図ります。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 行政情報の提供の充実
- ・ 情報利用の支援
- ・ 意思疎通の支援

【過去3年間の実施状況】

①点字・音声・手話等による行政情報の充実

個人宛通知文の点字化と、希望者への送付

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●個人宛通知文を点字化し、希望者に送付 <介護・医療・年金室> 延べ送付通数 25 通 (医療:22 通、介護:3 通) <国民健康保険室> 延べ送付通数 1 通 <障害福祉室> 延べ送付通数 15 通	●個人宛通知文を点字化し、希望者に送付 <介護・医療・年金室> 延べ送付通数 26 通 (医療:22 通、介護:2 通、後期 2 通) <国民健康保険室> 延べ送付通数 1 通 <障害福祉室> 延べ送付通数 12 通	●個人宛通知文を点字化し、希望者に送付 <介護・医療・年金室> 延べ送付通数 25 通 (医療:22 通、介護:2 通、後期:1 通) <国民健康保険室> 延べ送付通数 1 通 <障害福祉室> 延べ送付通数 13 通

希望者のための、市広報紙、市議会だより、選挙公報、けんしんガイドブックなど、全戸配布物の点字版・音声版の発行

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●市広報紙の点字版・音声版(デジター・テープ・CD・SDカード)を発行	●市広報紙、市民ガイドの点字版・音声版(デジター・テープ・CD・SDカード)を発行	●市広報紙の点字版・音声版(デジター・テープ・SDカード)を発行
●市議会だよりの点字版・音声版(テープ・CD)を発行	●市議会だよりの点字版・音声版(テープ・CD・ホームページ)を発行	●市議会だよりの点字版・音声版(テープ・CD・ホームページ)を発行
●けんしんガイドブックの点字版を発行	●けんしんガイドブックの点字版を発行	●けんしんガイドブックの点字版を発行

音訳ボランティアや対面朗読ボランティアの活動への支援

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●対面朗読サービスの実施 23回	●対面朗読サービスの実施 106回	●対面朗読サービスの実施 140回

点字・録音図書や新刊図書などの情報提供

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●「声と点字の読書情報」点 字版・音声版（テープ・デ ィジー）を発行	●「声と点字の読書情報」点 字版・音声版（テープ・デ ィジー）を発行	●「声と点字の読書情報」点 字版・音声版（テープ・デ ィジー）を発行

誰もが読書のできるアクセスしやすい本の整備

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●図書の郵送サービス 2件	●箕面市電子図書館で、電子書 籍、オーディオブックの提供 ●LLブック ^{（注14）} の貸出し 29件 ●図書の郵送サービス 3件	●箕面市電子図書館で、電子書 籍、オーディオブックの提供 ●LLブックの貸出し 146件 ●図書の郵送サービス 3件

④意思疎通支援の実施

手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成、並びに聴覚障害者に対する緊急時の支援の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●コミュニケーション支援事 業による派遣 手話通訳者 111件 要約筆記者 12件	●コミュニケーション支援事 業による派遣 手話通訳者 187件 要約筆記者 24件	●コミュニケーション支援事 業による派遣 手話通訳者 188件 要約筆記者 13件
●登録者の養成研修を実施 手話通訳技能研修（全6回） 要約筆記技能研修（全4回）	●登録者の養成研修を実施 手話通訳技能研修（全6回） 要約筆記技能研修（全4回）	●登録者の養成研修を実施 手話通訳技能研修（全6回） 要約筆記技能研修（全4回）
●ファクス、電子メール、インタ ーネットによる緊急通報シ ステムを運用 利用登録者 36人	●ファクス、電子メール、インタ ーネットによる緊急通報シ ステムを運用 利用登録者 38人	●ファクス、電子メール、インタ ーネットによる緊急通報シ ステムを運用 利用登録者 42人 ●聴覚障害者からの 119 番 通報時に、手話通訳者等を 派遣 1件

手話通訳者・要約筆記者の派遣に関する、府や他市町村との連携の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●大阪府市町村聴覚障害者 担当職員等連絡協議会に代 わるアンケート調査を実施	●大阪府市町村聴覚障害者 担当職員等連絡協議会に代 わるアンケート調査を実施	●大阪府市町村聴覚障害者 担当職員等連絡協議会に 参加（全1回）、アンケート調 査を実施

注14 やさしい言葉で分かりやすく書かれた本。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助けている。

市の手話通訳業務員による、総合保健福祉センター窓口等での手話通訳の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●市立総合保健福祉センターに手話通訳者(会計年度任用職員)を配置 2人	●市立総合保健福祉センターに手話通訳者(会計年度任用職員)を配置 1人	●市立総合保健福祉センターに手話通訳者(会計年度任用職員)を配置 2人

事前申込による、市議会本会議や委員会の傍聴への手話通訳者・要約筆記者の派遣

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●傍聴への派遣申込 0件	●傍聴への派遣申込 0件	●傍聴への派遣申込 0件

選挙時の投票本部への手話通訳者配置と、必要に応じての投票所への派遣

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●派遣実績なし	●投票本部に手話通訳者を配置	●投票本部に手話通訳者を配置

手話通訳、要約筆記、点訳、音訳など、障害特性に応じた意思疎通支援に関する理解促進のための啓発の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●手話講習会を実施(ささゆり園指定管理事業) ●要約筆記の啓発リーフレットを作成(ささゆり園、箕面市社会福祉協議会ボランティアセンター、障害福祉室の3者で発行)	●手話講習会及び音訳講習会を実施 ●要約筆記講習会の開催(ささゆり園、箕面市社会福祉協議会ボランティアセンター、障害福祉室の3者共催)	●手話講習会及び音訳講習会を実施 ●要約筆記講習会の開催(ささゆり園、箕面市社会福祉協議会ボランティアセンター、障害福祉室の3者共催)

課題

- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念をふまえ、意思疎通支援施策の充実及び理解促進の取組が必要です。
- ・ ICTの進展もふまえ、障害特性に応じたわかりやすい形での行政情報の提供の充実、情報利用の支援が必要です。
- ・ ホームページのアクセシビリティチェックの精度を上げ、視覚障害者等が容易に行政情報を入手できる環境づくりを推進する必要があります。
- ・ 読書バリアフリー法の趣旨をふまえ、引き続き図書館の環境整備、利用支援を進める必要があります。
- ・ 手話通訳、要約筆記、点訳、音訳など、障害特性に応じた意思疎通支援策の継続及び充実に向けた検討、意思疎通支援の必要性に対する周知・啓発が必要です。

【第7期計画の行動目標】

①点字・音声・手話等による行政情報の提供の充実		
個人宛通知文を点字化し、希望者に送付します。		全関係課室
市広報紙、市議会だより、選挙公報、けんしんガイドブックなど、全戸配布物の点字版・音声版を発行し、希望者が利用できるようにします。		全関係課室
手話通訳や要約筆記により、市主催行事における情報保障の充実を進めます。		障害福祉室
デジタル技術の活用なども含め、障害特性に応じた行政情報の提供の充実を進めます。		全関係課室
②障害者が情報を入手しやすいホームページの作成		
html版やバリアフリー及びアクセシビリティに対応した表記や色使いに努めるなど、障害者が利用しやすいホームページを作成します。		箕面広報室 全関係課室
テキスト版・読み上げ対応PDF版・音声版など、視覚障害者が利用しやすい形態で、行政情報をホームページに掲載します。		全関係課室
③図書館サービスの利用支援		
点字図書の提供を進めます。		中央図書館
録音図書の作成と提供を進めます。		中央図書館
音訳ボランティアや対面朗読ボランティアの活動を支援します。		中央図書館
点字・録音図書や新刊図書などの情報提供に努めます。		中央図書館
誰もが読書ができるよう、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできる環境整備に努めます。		中央図書館
④意思疎通支援の実施		
手話通訳者・要約筆記者の派遣・養成、救急・火事等の緊急時に音声での通報が難しいかたの通報支援を進めます。		障害福祉室
市の手話通訳業務員が、総合保健福祉センター窓口等で、手話通訳を行います。		障害福祉室
事前申込により、市議会本会議や委員会の傍聴について、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。		議会事務局 議事室
選挙時の投票本部に手話通訳者を配置し、必要に応じて投票所に派遣します。		選挙管理 委員会事務局
手話通訳、要約筆記、点訳、音訳など、デジタル技術の活用なども含めた障害特性に応じた意思疎通支援策の充実、周知・啓発による理解促進やボランティア養成を進めます。		障害福祉室

重度障害者や要介護者を対象とした「避難行動要支援者名簿」の定期的な更新による、民生委員・児童委員、箕面市社会福祉協議会等による日頃からの見守り体制の強化

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●避難行動要支援者を年 1 回、乳幼児については年 3 回更新、提供を実施	●避難行動要支援者名簿について、年 1 回、乳幼児については年 3 回の更新を行い、関係者等に提供	●避難行動要支援者名簿について、年 1 回、乳幼児については年 3 回の更新を行い、関係者等に提供
●民生委員フォローアップ研修にて、避難行動要支援者名簿の活用についての説明を実施	●民生委員フォローアップ研修にて、避難行動要支援者名簿の活用についての説明を実施	●民生委員の全員協議会及びフォローアップ研修にて、避難行動要支援者名簿の活用についての説明を実施

地域コミュニティによる地域防災力の向上のため、自治会への加入の重要性についての更なる周知の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●加入促進チラシを用いた転入者への周知を実施	●加入促進チラシを用いた転入者への周知を実施	●加入促進チラシを用いた転入者への周知を実施
●年度末に「自治会加入カウンター」を設置し周知を実施	●年度末に「自治会加入カウンター」を設置し周知を実施	●年度末に「自治会加入カウンター」を設置し周知を実施 ●12 月に自治会の負担軽減のために「SNS回覧板」説明会を実施

②災害時に、必要な支援を継続的に行う体制づくり

「避難行動要支援者名簿」の活用による、日頃からの見守り体制の強化

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	●避難行動要支援者名簿について、更新を行い、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供	●避難行動要支援者名簿について、更新を行い、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者に提供
	●民生委員フォローアップ研修にて、避難行動要支援者名簿の活用についての説明を実施	●民生委員の全員協議会及びフォローアップ研修にて、避難行動要支援者名簿の活用についての説明を実施

継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした「要継続支援者名簿」及び「個別支援計画」の更新による、個別状況をふまえた支援体制の構築の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●要継続支援者名簿を更新	●要継続支援者名簿を更新	●要継続支援者名簿を更新
●個別支援計画は随時更新し、安否確認体制を整備	●個別支援計画は随時更新し、安否確認体制を整備	●個別支援計画は随時更新し、安否確認体制を整備

災害時に、対象者の個別状況に応じた支援を行うための、行政・家庭・地域・事業者等の連携と支援体制の充実

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害者関係団体と災害時の対応について情報共有を実施	●障害者関係団体と災害時の対応について情報共有を実施	●障害者関係団体と災害時の対応について情報共有を実施
●聴覚障害者市民等 119 番通報登録事業及びコミュニケーション支援事業登録者の名簿を作成し、災害時の個別連絡に備えた。	●聴覚障害者市民等 119 番通報登録事業及びコミュニケーション支援事業登録者の名簿を作成し、災害時の個別連絡に備えた。	●聴覚障害者市民等 119 番通報登録事業及びコミュニケーション支援事業登録者のハザードマップと名簿を作成し、災害時の個別連絡に備えた。
●地域の関係者と日頃から連携	●地域の関係者と日頃から連携	●地域の関係者と日頃から連携
●認知症初期集中支援等を通じた地域連携を推進	●認知症初期集中支援等を通じた地域連携を推進	●認知症初期集中支援等を通じた地域連携を推進
●自立支援協議会で支援機関との関係構築	●自立支援協議会で支援機関との関係構築	●自立支援協議会で支援機関との関係構築

福祉避難所の具体的な運営方法についての協議の推進と、訓練を通じた連携強化

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●福祉避難所となる施設（高齢）と伝達訓練を実施	●全市一斉総合防災訓練において、福祉避難所となる施設と伝達訓練を実施	●全市一斉総合防災訓練において、福祉避難所となる施設と伝達訓練を実施

③「災害時要援護者」への対応を盛り込んだ防災訓練等の実施

全市一斉総合防災訓練等、市役所・地区防災委員会・福祉避難所・指定管理施設等における、障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等を盛り込んだ訓練の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●コロナ禍の影響により、実施せず	●障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等を盛り込んだシミュレーション訓練を実施	●障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等を盛り込んだシミュレーション訓練を実施

地区防災委員会の訓練等における、障害者・高齢者等への配慮を盛り込んだ、避難所運営の検討の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●コロナ禍の影響により、全市一斉総合防災訓練を実施せず ●コロナ禍に関する対応マニュアルを作成	●コロナ禍の影響を踏まえ、避難所運営マニュアルを強化し、要配慮者を考慮した避難所運営方法を更新	●コロナ禍の影響を踏まえ、避難所運営マニュアルを強化し、要配慮者を考慮した避難所運営方法を更新

④情報伝達の手法の検討

突然の集中豪雨等の際に、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の情報を緊急に伝える必要が生じた場合に備えた、聴覚障害者への情報伝達手法の啓発の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●市ホームページ、市民安全メール、市公式 SNS など聴覚障害者にも入手可能な手法での緊急情報の伝達を実施。各種手法について、広報紙で周知	●市ホームページ、市民安全メール、市公式 SNS など聴覚障害者にも入手可能な手法での緊急情報の伝達を実施。各種手法について、広報紙で周知	●市ホームページ、市民安全メール、市公式 SNS など聴覚障害者でも入手可能な手法での緊急情報の伝達を実施。各種手法について、広報紙で周知
●災害時の防災情報の提供体制について検討	●全市一斉防災訓練の日にコミュニケーション支援事業登録者・聴覚障害者等 119 番通報登録事業登録者宛に、市民安全メールや市民安全 LINE の登録を呼びかけ	●全市一斉防災訓練の日にコミュニケーション支援事業登録者・聴覚障害者等 119 番通報登録事業登録者宛に、市民安全メールや市民安全 LINE の登録を呼びかけ

課題

- ・「要安否確認者名簿」、「避難行動要支援者名簿」、「要継続支援者名簿」を更新・活用するとともに、「個別避難計画」の作成を進め、地域での支援体制等を整えていく必要があります。
- ・災害時においても、必要な福祉・医療サービス等が継続されるよう、各サービス事業所による業務継続計画（BCP）の策定や防災訓練等を通じ、さらに実効性のある体制づくりを進める必要があります。
- ・全市一斉総合防災訓練や地区防災委員会の自主訓練において、随時マニュアル等の見直しを図りながら、迅速かつ網羅的な安否確認等の訓練を実施することで、実効性のある体制を構築する必要があります。
- ・福祉避難所の運営方法についてより具体的に検討する必要があります。
- ・自治会加入率が微減している現状から、防災の観点からも自治会加入の必要性をどう伝え加入につなげていくかを検討する必要があります。
- ・聴覚障害者が災害時情報入手する手段について、更なる周知・啓発が必要です。

【第7期計画の行動目標】

①大規模災害時の網羅的な安否確認を行う体制づくり	
自治会やマンション管理組合による安否確認分担表の作成・更新を進めます。	市民安全政策室
全市一斉総合防災訓練等により、実効的な安否確認体制の構築を進めます。	市民安全政策室
重度障害者や独居高齢者などを対象とした「要安否確認者名簿」を定期的に更新し、災害時の安否確認に備えます。	市民安全政策室
重度障害者や要介護者を対象とした「避難行動要支援者名簿」を定期的に更新し、民生委員・児童委員、箕面市社会福祉協議会等による日頃からの見守り体制を強化します。	市民安全政策室 健康福祉政策室
継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした「要継続支援者名簿」について適宜更新、見直しを進め、個別状況をふまえた支援体制の構築を進めます。	健康福祉政策室 障害福祉室 高齢福祉室
②災害時に、必要な支援を継続的に行う体制づくり	
災害時に、対象者の個別状況に応じた支援を行うために、行政・家庭・地域・事業者等の連携を図り、支援体制の充実を図ります。	障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
障害者が安全に安心して避難所で生活できるように、多様な障害特性に応じた避難所運営マニュアルの充実を図ります。	市民安全政策室
福祉避難所の具体的な運営方法について協議を進めるとともに、連携強化に努めます。	障害福祉室 高齢福祉室
③日頃からの地域のコミュニティとの連携づくり	
【再掲】災害時に、対象者の個別状況に応じた支援を行うために、行政・家庭・地域・事業者等の連携を図り、支援体制の充実を図ります。	障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
地域コミュニティによる地域防災力の向上のため、自治会への加入の重要性について、更なる周知を進めます。	市民サービス政策室
避難行動要支援者のうち同意が得られたかたについて、災害時に避難支援を行う者や避難先、避難経路等の情報を記載した「個別避難計画」の作成を進めます。	健康福祉政策室 障害福祉室 高齢福祉室
④「災害時要援護者」への対応を盛り込んだ防災訓練等の実施	
全市一斉総合防災訓練等により、市役所・地区防災委員会・福祉避難所・指定管理施設等において、障害者・高齢者等の安否確認・避難支援等を盛り込んだ訓練を進めます。	市民安全政策室
障害当事者も参加した全市一斉総合防災訓練や地区防災委員会の訓練を実施し、平常時からの地域コミュニティとの連携に取り組みます。	市民安全政策室
地区防災委員会の訓練等において、障害者・高齢者等の多様な避難者への配慮を盛り込んだ、避難所運営の検討を進めます。	市民安全政策室

⑤災害時の情報伝達の手法の検討

突然の集中豪雨等の際に、高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等の緊急情報が出された場合に備えて、聴覚障害者が情報を入手する手段について啓発を進めます。

市民安全政策室
障害福祉室

第1部
総論

第2部
第4次計画
（みのお・N・プラン）
箕面市障害者市民の長

第3部
第3期計画
箕面市障害福祉計画・
見直し計画

第4部
計画の推進体制と
進捗管理

資料編

2 雇用・就労の充実、日中活動の場の確保

(1)雇用促進と就労支援の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

雇用・就労の充実は、障害者が社会に参加し、地域で自立した生活をおくる上で、非常に重要です。

障害者雇用促進法における法定雇用率の引き上げや、精神障害者の雇用義務化などによる、障害者の雇用政策の進展をふまえ、障害者の行政及び民間事業者への雇用促進・就労支援をさらに図るため、引き続き積極的な取組を進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 関係機関の連携による一貫した支援
- ・ 事業主の理解促進と職場実習の機会拡大
- ・ 障害者雇用の促進
- ・ 社会的雇用の推進

【過去3年間の実施状況】

①(一財)箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施

(一財)箕面市障害者事業団が中心となって公共職業安定所、相談支援事業所、就労する障害者市民の通勤圏の市町村等との連携を図りながら、「障害者就業・生活支援センター」及び「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」それぞれの機能を効果的に発揮することによる、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援、離職となった場合の再就職に向けた取組等の実施による、障害者市民の働く権利と場の継続的な確保

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●障害者雇用支援センターを運営 (就労移行支援事業、定員20人) ・利用(入所)者数 身体障害者 1(1)人 知的障害者 8(5)人 精神障害者 3(1)人 合計 12(7)人 (就労定着支援事業) ・利用者数 7(2)人 ※()内は箕面市在住者の内数 ・その他就労に関する支援については、各関係機関と連携して実施	●障害者雇用支援センターを運営 (就労移行支援事業、定員12人) ・利用(入所)者数 身体障害者 1(1)人 知的障害者 15(9)人 精神障害者 5(3)人 合計 21(13)人 (就労継続支援B型事業、定員10人) ・利用(入所)者数 身体障害者 0(0)人 知的障害者 4(3)人 精神障害者 1(1)人 合計 5(4)人 (就労定着支援事業) ・利用者数 13(5)人 ※()内は箕面市在住者の内数 ・その他就労に関する支援については、各関係機関と連携して実施	●障害者雇用支援センターを運営 (就労移行支援事業、定員12人) ・利用(入所)者数 身体障害者 1(0)人 知的障害者 14(7)人 精神障害者 6(4)人 合計 21(11)人 (就労継続支援B型事業、定員10人) ・利用(入所)者数 身体障害者 0(0)人 知的障害者 7(6)人 精神障害者 2(2)人 合計 9(8)人 (就労定着支援事業) ・利用者数 13(7)人 ※()内は箕面市在住者の内数 ・その他就労に関する支援については、各関係機関と連携して実施

●障害者就業・生活支援センターを運営 ・登録者数 身体障害者 39(24)人 知的障害者 287(156)人 精神障害者 244(117)人 その他障害者 16(9)人 計 586(306)人 ・支援件数 2,252(1,101)件 ※()内は箕面市在住者の内数	●障害者就業・生活支援センターを運営 ・登録者数 身体障害者 40(24)人 知的障害者 293(161)人 精神障害者 256(126)人 その他障害者 17(9)人 計 606(320)人 ・支援件数 2,512(1,085)件 ※()内は箕面市在住者の内数	●障害者就業・生活支援センターを運営 ・登録者数 身体障害者 39(25)人 知的障害者 303(169)人 精神障害者 260(126)人 その他障害者 10(5)人 計 612(325)人 ・支援件数 2,628(1,240)件 ※()内は箕面市在住者の内数
豊能北障害者就業・生活支援センターへの支援の継続による、障害者の職場実習受け入れ先事業所の開拓や実習のマッチングなど、雇用促進・就労支援の充実		
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●豊能北障害者就業・生活支援センター(運営:(一財)箕面市障害者事業団)に対し運営補助金 2,500,000 円を交付	●豊能北障害者就業・生活支援センター(運営:(一財)箕面市障害者事業団)に対し運営補助金 2,500,000 円を交付	●豊能北障害者就業・生活支援センター(運営:(一財)箕面市障害者事業団)に対し運営補助金 2,500,000 円を交付
箕面市自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じた、市内の就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所の連携の推進		
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●就労系通所事業所情報交換会 未開催	●就労系通所事業所情報交換会 未開催	●就労系通所事業所情報交換会 未開催
障害者市民就職支援パソコン講座の実施による就労支援の推進		
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害者市民就職支援パソコン講座を開催	●障害者市民就職支援パソコン講座を開催	●障害者市民就職支援パソコン講座を開催
・参加者 13 人	・参加者 6 人	・参加者 7 人
②事業主の理解促進と職場実習の機会拡大		
職場実習を受け入れた民間事業者への協力金交付による、職場実習の機会拡大の推進		
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●職場実習訓練事業所協力金を支給	●職場実習訓練事業所協力金を支給	●職場実習訓練事業所協力金を支給
・4 事業所 延べ16人(日)	・5 事業所 延べ19人(日)	・6 事業所 延べ41人(日)
職場実習訓練生への奨励金交付による職場実習の支援		
令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●職場実習訓練生奨励金を交付	●職場実習訓練生奨励金を交付	●職場実習訓練生奨励金を交付
・訓練生 延べ16人	・訓練生 延べ29人	・訓練生 延べ55人
・交付額 106,560 円	・交付額 164,640 円	・交付額 384,000 円

③障害者雇用の促進

市における障害者別枠採用試験の実施と、雇用率3%達成に向けた採用募集手法の検討

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●障害者雇用に向け、令和2年7月から9月までと、10月から12月まで、半年毎に募集を実施 ・受験者8人(合格者1人) ●本市の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 1,418人 ・対象職員数 41人 ・雇用率 2.89% ※人数は換算数	●障害者雇用に向け、令和3年6月から8月までと、12月から1月まで、半年毎に募集を実施 ・受験者10人(合格者2人) ●本市の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 1,584人 ・対象職員数 43.5人 ・雇用率 2.75% ※人数は換算数	●障害者雇用に向け、令和4年6月から8月までと、9月から11月まで、半年毎に募集を実施 ・受験者40人(合格者4人) ●本市の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 1,596人 ・対象職員数 42.5人 ・雇用率 2.66% ※人数は換算数

市における実習受入れを通じ、知的・精神障害者の庁内での働きかたについて、研究を推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●コロナ禍のため実習受入れを見送り	●1月に4人の実習受入れを実施	●11月に1人、1月に6人の実習受入れを実施

障害者職業生活相談員による、障害者の職場生活に関する相談・指導等を通じた個々の職場定着の支援

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●障害者職業生活相談員を1名選任	●該当なし	●障害者職業生活相談員を2名選任

市が出資等を行っている法人に対する、障害者雇用に向けた取組の実施や、法定雇用率達成に向けた働きかけ

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●(社福)箕面市社会福祉協議会の障害者雇用率(6月時点) ・常用雇用労働者数 133人 ・対象職員数 4人 ・雇用率 3.01% ※人数は換算数	●(社福)箕面市社会福祉協議会の障害者雇用率(6月時点) ・常用雇用労働者数 148.4人 ・対象職員数 4人 ・雇用率 2.7% ※人数は換算数	●(社福)箕面市社会福祉協議会の障害者雇用率(6月時点) ・常用雇用労働者数 139人 ・対象職員数 4人 ・雇用率 2.88% ※人数は換算数
●(社福)あかつき福祉会の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 93人 ・対象職員数 3人 ・雇用率 3.2% ※人数は換算数	●(社福)あかつき福祉会の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 89.5人 ・対象職員数 3人 ・雇用率 3.35% ※人数は換算数	●(社福)あかつき福祉会の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 88.0人 ・対象職員数 2.5人 ・雇用率 2.84% ※人数は換算数
●(一財)箕面市障害者事業団の障害者雇用率(6月時点) ・職員全体数 56人 ・対象職員数 23人 ・雇用率 38.98% ※人数は換算数	●(一財)箕面市障害者事業団の障害者雇用率(3月末時点) ・職員全体数 54.5人 ・対象職員数 26人 ・雇用率 47.7% ※人数は換算数	●(一財)箕面市障害者事業団の障害者雇用率(3月末時点) ・職員全体数 53.0人 ・対象職員数 24人 ・雇用率 45.3% ※人数は換算数

④社会的雇用の推進

(一財)箕面市障害者事業団における障害者雇用について、障害者総合支援法における就労継続支援等、また労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、障害者雇用促進法等に基づく、障害者の雇用促進に向けた施策との整合を図りつつ、障害者優先調達推進法に基づいた市の優先調達推進方針をふまえた、引き続いた支援の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●(一財)箕面市障害者事業団へ運営補助金を交付 17,435,000 円 ●(一財)箕面市障害者事業団へ事業を委託 ・市公園花壇管理事業 ・市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務 ・総合保健福祉センター清掃業務(一部)等 ●(一財)箕面市障害者事業団にて障害者を雇用 ・障害者人数 12 人(令和 2 年度末実績) ●(一財)箕面市障害者事業団内実習を実施 ・実習受入れ 延べ 3 人、32 日	●(一財)箕面市障害者事業団へ運営補助金を交付 17,435,000 円 ●(一財)箕面市障害者事業団へ事業を委託 ・市公園花壇管理事業 ・市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務 ・総合保健福祉センター清掃業務(一部)等 ●(一財)箕面市障害者事業団にて障害者を雇用 ・障害者人数 13 人(令和 3 年度末実績) ●(一財)箕面市障害者事業団内実習を実施 ・実習受入れ 延べ 6 人、25 日	●(一財)箕面市障害者事業団へ運営補助金を交付 17,435,000 円 ●(一財)箕面市障害者事業団へ事業を委託 ・市公園花壇管理事業 ・市立リサイクルセンター資源ごみ選別業務 ・総合保健福祉センター清掃業務(一部)等 ●(一財)箕面市障害者事業団にて障害者を雇用 ・障害者人数 12 人(令和 4 年度末実績) ●(一財)箕面市障害者事業団内実習を実施 ・実習受入れ 延べ 19 人、129 日

(一財)箕面市障害者事業団が、社会的雇用を行う障害者事業所に対し、各種法施策との整合性を図りつつ、一般就労が困難な職業的重度障害者の積極的雇用を通じた職種開拓・職域拡大をめざして実施している「障害者雇用助成金制度」の趣旨・目的を実現するため、その支援の在り方についての検討の実施と、持続可能な制度の構築

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●「(一財)箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、同事業団から障害者事業所に対し、障害者雇用助成金 88,825,000 円を交付 ・障害者事業所(3 箇所) ・障害者数 53 人 ・援助者数 13 人	●「(一財)箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、同事業団から障害者事業所に対し、障害者雇用助成金 88,929,000 円を交付 ・障害者事業所(3 箇所) ・障害者数 53 人 ・援助者数 13 人	●「(一財)箕面市障害者事業団障害者雇用助成金交付要綱」に基づき、同事業団から障害者事業所に対し、障害者雇用助成金 86,611,000 円を交付 ・障害者事業所(3 箇所) ・障害者数 48 人 ・援助者数 12 人

課題

- ・ 令和6年(2024年)4月に実施される法定雇用率の引き上げをふまえて、雇用促進・就労支援に積極的に取り組む必要があります。
- ・ 箕面市職員採用試験において、障害者雇用率3.5%以上の確保に向けて、採用募集手法を検討する必要があります。
- ・ 知的・精神障害者の市職員採用の拡充を目指し、庁内での働きかたについて研究が必要です。
- ・ 市が出資・補助等を行っている法人に対し、改正後の法定雇用率を満たすよう、働きかける必要があります。
- ・ 社会的雇用の国制度化に向けた働きかけを継続するとともに、障害者総合支援法等のさまざまな取組の検証を行いながら、持続可能な制度の構築を進める必要があります。
- ・ 就労系通所事業所情報交換会を活用し、各事業所の取組や対応方法を共有し、事業所間で必要な連携ができる体制を整える必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①(一財)箕面市障害者事業団を核とした関係機関連携による就労支援の実施

(一財)箕面市障害者事業団が中心となって関係機関と連携を図りながら、求職活動から職場の開拓、職場実習、職場定着までの一貫した支援、離職となった場合の再就職に向けた取組など、障害者の働く権利と場の継続的な確保に向け、なお一層の充実を図ります。	(一財)箕面市障害者事業団 障害福祉室
--	------------------------

豊能北障害者就業・生活支援センターへの支援を継続し、障害者の職場実習受け入れ先事業所の開拓や実習のマッチングなど、雇用促進・就労支援の充実を図ります。	箕面営業室
---	-------

箕面市自立支援協議会の就労系通所事業所情報交換会を通じ、市内の就労移行支援事業所、就労定着支援事業所、就労継続支援事業所、生活介護事業所、豊能北障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所の連携を進めます。	地域包括ケア室
---	---------

障害者市民就職支援パソコン講座を実施し、就労支援を進めます。	箕面営業室
--------------------------------	-------

②事業主の理解促進と職場実習の機会拡大

職場実習を受け入れた民間事業者に協力金を交付し、職場実習の機会拡大を進めます。	箕面営業室
---	-------

職場実習訓練生に奨励金を交付し、職場実習を支援します。	箕面営業室
-----------------------------	-------

③障害者雇用の促進

市における障害者雇用を進めるため、引き続き障害者別枠採用試験を行い、雇用率3.5%達成に向けた採用募集手法を検討します。	人事室
市における実習の受入れを通じ、知的・精神障害者の庁内での働きかたについて、研究を進めます。	人事室 障害福祉室
市の障害者職業生活相談員を選任し、障害者の庁内での職場生活に関する相談・指導等を通じて個々の職場定着を支援します。	人事室
市が出資・補助等を行っている法人に対し、障害者雇用に向けた取組の実施や、法定雇用率を満たすよう、働きかけます。	全関係課室

④社会的雇用の推進

(一財)箕面市障害者事業団における障害者雇用について、引き続き支援を実施します。	(一財)箕面市 障害者事業団 障害福祉室
(一財)箕面市障害者事業団が、社会的雇用を行う障害者事業所に対し実施している「障害者雇用助成金制度」の趣旨・目的を実現するため、その支援の在り方について検討を行い、持続可能な制度の構築に努めます。	(一財)箕面市 障害者事業団 障害福祉室

(2)多様な日中活動や就労の場の確保と支援

重点(4)

【基本方針(第4次Nプランより)】

一人ひとりに合わせて働くことができる「就労継続支援」事業所や、日中活動を豊かにするための「生活介護」事業所、職業的重度障害者の働く場としての社会的雇用事業所など、多様な日中活動の場や就労の場において、それぞれの仕事や活動を通して、自分らしく働き、生活することの支援を行っています。

こうした事業所の運営が安定し、障害者が地域において自立・充実した生活を送ることができるよう、障害者優先調達推進法に基づく発注の強化などの側面的な支援や、重度重複障害者の日中活動の場の充実に取り組みます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 福祉的就労の場の自立・安定の支援
- ・ 市立施設の役割・機能の検討

【過去 3 年間の実施状況】

①福祉的就労の場の自立・安定の支援

福祉的就労の場の運営面・事業面の自立・安定・発展を促進するための、自主的な取組に対する側面的な支援の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●市ホームページにおいて障害者事業所の製品を紹介 ●「障害福祉サービスのご案内」冊子に市内の障害者事業所の一覧を掲載	●市ホームページにおいて障害者事業所の製品を紹介 ●「障害福祉サービスのご案内」冊子に市内の障害者事業所の一覧を掲載	●市ホームページにおいて障害者事業所の製品を紹介 ●「障害福祉サービスのご案内」冊子に市内の障害者事業所の一覧を掲載

工賃向上につなげるための、市の優先調達推進方針に基づく障害者が働く事業所への発注の推進と、市指定ごみ袋製造等におけるワークシェアの取組の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害者優先調達推進法に基づく箕面市優先調達推進方針により、障害者事業所等への庁内発注を優先的に実施 ・物品等の調達実績(福祉的就労) 622 件 210,650,557 円	●障害者優先調達推進法に基づく箕面市優先調達推進方針により、障害者事業所等への庁内発注を優先的に実施 ・物品等の調達実績(福祉的就労) 754 件 205,932,933 円	●障害者優先調達推進法に基づく箕面市優先調達推進方針により、障害者事業所等への庁内発注を優先的に実施 ・物品等の調達実績(福祉的就労) 969 件 179,880,433 円
●「箕面市立あかつき園・ワークセンターささゆり」が実施している、箕面市指定ゴミ袋の製造・配送の作業について、関係機関と調整し市内の就労継続支援 B 型事業所等の事業所(8 事業所)と作業シェア^(注15)を実施	●「箕面市立あかつき園・ワークセンターささゆり」が実施している、箕面市指定ゴミ袋の製造・配送の作業について、関係機関と調整し市内の就労継続支援 B 型事業所等の事業所(8 事業所)と作業シェアを実施	●「箕面市立あかつき園・ワークセンターささゆり」が実施している、箕面市指定ゴミ袋の製造・配送の作業について、関係機関と調整し市内の就労継続支援 B 型事業所等の事業所(7 事業所)と作業シェアを実施

②市立施設の役割・機能の検討

「重度障害者のための生活介護事業所整備構想(たたき台)」をもとにした、新施設の整備の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●新施設整備のための設計契約を行った。	●新施設整備のための設計に取り組んだ。	●東部地域の新施設整備に向けた地域の理解を得る取組に努めた。 ●市立あかつき園の建て替えに向けた整備手法等の検討に取り組んだ。

注15 複数の障害者事業所でネットワークを組み、仕事を請け負う仕組み。一つの事業所では受けることが難しい大口の仕事等も、業務量を調整・連携することで、より多くの事業所で作業を分け合うことができる。

課題

- ・ 優先調達推進方針に基づく取組を進めるとともに、更なる拡大に向けてワークシェアなど役務の提供の在り方を検討する必要があります。
- ・ 市立あかつき園の再整備を含めた重度重複障害者の日中活動の場の確保を進める必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①福祉的就労の場の自立・安定の支援

市の優先調達推進方針に基づき、障害者が働く事業所への発注を進めるとともに、市指定ごみ袋製造等におけるワークシェアの取組を推進し、工賃向上につなげます。

障害福祉室

②市立施設の役割・機能の検討

「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新たな推計(案)」をふまえ、必要な新施設の整備を進めます。

障害福祉室

3 保健・医療の充実

(1) 保健体制の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害の有無に関わらず全ての市民が健康で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

障害者が健康の保持・増進のために必要な支援を受けられるよう、保健サービスを推進します。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 関係機関の連携による健康管理の推進

【過去3年間の実施状況】

① 関係機関の連携による健康管理の推進

障害者に対する、各種保健事業の周知と、健康診査等による健康管理の推進(特に、15歳以上40歳未満の障害者の健康診査受診率向上のための啓発)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●15～39歳の基本健康診査を実施 ・総受診者数 661 人 (障害者以外を含む)	●15～39歳の基本健康診査を実施 ・総受診者数 699 人 (障害者以外を含む)	●15～39歳の基本健康診査を実施 ・総受診者数 669 人 (障害者以外を含む)

健康診査実施医療機関や相談支援事業所との連携を図りながら、支援を要する市民が、専門的な相談を受けることができるよう、保健師等による訪問など、相談・支援体制の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●訪問面接を実施 156 回 (障害者以外を含む)	●訪問面接を実施 145 回 (障害者以外を含む)	●訪問面接を実施 95 回 (障害者以外を含む)

自主的な健康管理が難しい障害者のための、相談支援事業所、保健所、ケアマネージャー等との連携による、質の高い保健サービスの提供に向けた取組

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●ケースワークを通じて健康に関する課題を把握した場合は、関係者間で連携し、受診・健診等につなげた。	●ケースワークを通じて健康に関する課題を把握した場合は、関係者間で連携し、受診・健診等につなげた。	●ケースワークを通じて健康に関する課題を把握した場合は、関係者間で連携し、受診・健診等につなげた。

課題

- ・生活習慣病の重症化予防に向け、支援が必要なかたに対する相談体制の充実を図っていく必要があります。
- ・個々のケースに対し、適切な時期により効果的な対応ができるよう、健康診査実施医療機関や相談支援事業所との連携強化が必要です。

【第7期計画の行動目標】

①関係機関の連携による健康管理の推進

健康診査実施医療機関や相談支援事業所との連携を図りながら、支援を要する市民が、専門的な相談を受けることができるよう、保健師等による訪問など、相談・支援体制の充実を図ります。	地域保健室 子ども すこやか室
自主的な健康管理が難しい障害者については、相談支援事業所、保健所、ケアマネジャー等との連携を図りながら、質の高い保健サービスの提供をめざします。	地域保健室

(2)地域医療体制の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者が安心して暮らすためには、身近な地域で医療を受けられる体制の整備が不可欠です。

特に、高齢化等による障害の重度化・重複化の予防及びその対応に留意し、必要に応じて、一般医療や救急医療、歯科診療を受けられるよう、障害者が利用しやすい施設の整備、在宅診療の推進、障害者理解への啓発等を行うため、市内医療機関との連携を進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・医療の円滑な利用の支援
- ・精神科医療を中心とした精神障害者への支援

【過去 3 年間の実施状況】

①市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ

新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●確認申請において審査を実施	●確認申請において審査を実施	●確認申請において審査を実施

市立病院ホームページ及びホームページ内の地域医療機関を紹介するページにおける、車いすでの通院の可否等のバリアフリー情報の充実

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載するほか、文字の拡大や画面の背景色を変更する機能を付加している。	●市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載するほか、文字の拡大や画面の背景色を変更する機能を付加している。	●市立病院ホームページの地域医療機関を紹介するページに、車いすでの通院の可否、障害者用駐車場や車いす使用者用トイレの設置状況を掲載するほか、文字の拡大や画面の背景色を変更する機能を付加している。

②医療の円滑な利用の支援

「重度障害者医療費助成」、「障害児（者）個室入院料助成」による、医療の利用の支援

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●重度障害者医療費を助成 ・対象者数 1,902 人 ・医療費助成額 285,226,003 円	●重度障害者医療費を助成 ・対象者数 1,891 人 ・医療費助成額 313,920,206 円	●重度障害者医療費を助成 ・対象者数 1,843 人 ・医療費助成額 308,886,702 円
●障害児（者）個室入院料を助成・助成件数 2 件・助成日数 延べ 27 日・助成金額 207,900 円	●障害児（者）個室入院料を助成・助成件数 0 件・助成日数 延べ 0 日・助成金額 0 円	●障害児（者）個室入院料を助成・助成件数 0 件・助成日数 延べ 0 日・助成金額 0 円

歯科医療機関への通院が難しいかたの相談受付・調整を行うために設置された、（一社）箕面市歯科医師会が運営する「在宅歯科ケアステーション」の周知の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●「在宅歯科ケアステーション」への相談件数 4 件	●「在宅歯科ケアステーション」への相談件数 2 件	●「在宅歯科ケアステーション」への相談件数 2 件

③精神科医療を中心とした精神障害者への支援

保健所や医療機関による医療面での支援との連携や、相談支援体制の充実、地域移行の推進の取組

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●地域移行 1 人 ●箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有・課題検討、部会員共有情報シートの作成等を実施	●地域移行 1 人 ●箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有・課題検討、部会員共有情報シートの作成等を実施	●地域移行 0 人 ●箕面市自立支援協議会地域移行・定着支援部会において、ケース共有や課題検討等を実施

保健所や医療機関とのスムーズな関係づくりと連携体制の構築

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●会議や各種申請手続き、ケース対応等に際し、必要に応じて保健所や医療機関と連携した。	●会議や各種申請手続き、ケース対応等に際し、必要に応じて保健所や医療機関と連携した。	●会議や各種申請手続き、ケース対応等に際し、必要に応じて保健所や医療機関と連携した。

課題

- ・引き続き市立病院ホームページにおける地域医療機関のバリアフリー情報の提供が必要です。
- ・保健所との連携強化に努める必要があります。
- ・障害者入所施設や精神科病院からの地域移行を進める国の政策をふまえ、地域での受け入れ基盤の整備や医療との連携を進める必要があります。
- ・バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、医療機関についても、バリアフリー化の基準適合審査を引き続き適正に実施していく必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①市内の医療機関に対する施設のバリアフリー化に向けた働きかけ	
新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。	審査指導室
市立病院ホームページ及びホームページ内の地域医療機関を紹介するページにおける、車いすでの通院の可否等のバリアフリー情報の充実を図ります。	市立病院 (病院経営室)
②医療の円滑な利用の支援	
「重度障害者医療費助成」、「障害児(者)個室入院料助成」により、医療の利用を支援します。	介護・医療・年金室 障害福祉室
在宅療養をする障害者や難病患者がより安定した生活を送ることができるよう、地域の医療機関との連携に取り組みます。	障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
歯科医療機関への通院が難しいかたの相談受付・調整を行うために設置された、(一社)箕面市歯科医師会が運営する「在宅歯科ケアステーション」の周知を進めます。	地域保健室
③精神科医療を中心とした精神障害者への支援	
保健所や医療機関による医療面での支援と連携し、あわせて相談支援体制の充実と、地域移行の推進に取り組みます。	障害福祉室 地域包括ケア室
保健所や医療機関とのスムーズな関係づくりと連携を進めます。	障害福祉室 高齢福祉室 地域保健室 地域包括ケア室

(3)医療的ケアに関する対応

【基本方針(第4次Nプランより)】

医療的ケアを必要とする障害者が、地域において、医療機関以外の生活の場で安心して生活できるよう、支援の充実について検討を進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・医療的ケアに関する支援基盤の充実促進

【過去3年間の実施状況】

①医療的ケアに関する支援基盤の充実促進

府ホームページで公表されている、医療的ケアの受けられる短期入所・生活介護・居宅介護事業所の情報の活用による、市内外での基盤整備の働きかけの推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●医療的ケアに係るサービス提供が可能な事業所には、機会を捉え、必要な情報提供等を行い、市内での事業実施につながるよう依頼	●医療的ケアに係るサービス提供が可能な事業所には、機会を捉え、必要な情報提供等を行い、市内での事業実施につながるよう依頼	●医療的ケアに係るサービス提供が可能な事業所には、機会を捉え、必要な情報提供等を行い、市内での事業実施につながるよう依頼

障害者福祉センターささゆり園等の活用による、医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場の確保と、その支援策の充実に向けた検討の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●大阪府登録喀痰吸引等研修機関として、社会福祉法人あかつき福祉会が実施 ・実地研修 44人 ・修了申請事務 44人	●大阪府登録喀痰吸引等研修機関として、社会福祉法人あかつき福祉会が実施 ・実地研修 43人 ・修了申請事務 43人	●大阪府登録喀痰吸引等研修機関として、社会福祉法人あかつき福祉会が実施 ・実地研修 12人 ・修了申請事務 12人

医療的ケアを必要とする障害者の、地域での在宅生活に必要な法制度の更なる整備について、国及び大阪府に対して要望の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●地域での在宅生活に必要な医療的ケアに係る法制度の整備について、国及び大阪府に対し要望	●地域での在宅生活に必要な医療的ケアに係る法制度の整備について、国及び大阪府に対し要望	●地域での在宅生活に必要な医療的ケアに係る法制度の整備について、国及び大阪府に対し要望

課題

- ・医療的ケアを受けられる社会基盤の充実に取り組む必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①医療的ケアに関する支援基盤の充実促進

府ホームページで公表されている、介護職による喀痰吸引等が可能である登録喀痰吸引等事業者等の情報を活用し、市内外での基盤整備の働きかけを進めます。	障害福祉室
障害者福祉センターささゆり園等を活用し、医療的ケアを必要とする障害者の日中活動の場を確保するとともに、その支援策の充実に向けて、引き続き検討します。	障害福祉室
病院や重症心身障がい者（児）入所施設（療養介護及び指定医療型障害児入所施設）における医療型短期入所について、広域的な基盤整備が進むよう大阪府に対して要望を行います。	障害福祉室

(4)在宅生活を支えるリハビリテーション等の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者が、住み慣れた地域で生活を送るにあたり、必要に応じて適切なりハビリテーションを受けられるよう、支援の充実を図ります。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・リハビリテーション等の提供の推進

【過去3年間の実施状況】

①生活支援機器等の紹介による在宅生活の支援

ライフプラザ内の「えいど工房」における、在宅生活に必要な生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整を図るための支援の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●福祉用具展示・相談事業を実施 ・相談 599件 ・福祉用具貸出 7件 ・来場者 1,739件	●福祉用具展示・相談事業を実施 ・相談 542件 ・福祉用具貸出 9件 ・来場者 1,646件	●福祉用具展示・相談事業を実施 ・相談 565件 ・福祉用具貸出 28件 ・来場者 1,826件

②市立病院との連携による在宅リハビリテーションの支援

市立病院との連携による、在宅リハビリテーションの訪問指導の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●訪問指導に関して市立病院と連携	●訪問指導に関して市立病院と連携	●訪問指導に関して市立病院と連携（面会制限が続いており、市立病院から退院前連絡をもらうことが少なかった）

急性期及び回復期のリハビリテーション及び訪問リハビリテーションの充実と、退院時のスムーズな在宅生活のための関係機関との調整

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●訪問リハビリテーションを実施 ・利用件数 1,974 件	●訪問リハビリテーションを実施 ・利用件数 1,616 件	●訪問リハビリテーションを実施 ・利用件数 1,316 件

個々のケースに対する、担当部署の連携を密にした、在宅生活を支える体制の整備

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●関係部署、市立病院、ケースワークに関わる関係機関と連携し、ケース等の情報収集・共有を実施	●関係部署、市立病院、ケースワークに関わる関係機関と連携し、ケース等の情報収集・共有を実施	●関係部署、市立病院、ケースワークに関わる関係機関と連携し、ケース等の情報収集・共有を実施

課題

- ・訪問リハビリテーション等の充実を図る必要があります。
- ・関係機関との連携を強化し、在宅リハビリテーションの支援を進める必要があります。

【第 7 期計画の行動目標】

①生活支援機器等の紹介による在宅生活の支援

ライフプラザ内の「えいど工房」において、在宅生活に必要な生活支援機器等の紹介や利用方法の説明等、生活環境の調整を図るための支援を行います。	障害福祉室
---	-------

②在宅リハビリテーションの支援

個々のケースに対して、関係機関の連携を密にし、在宅生活の支援に取り組みます。	障害福祉室 高齢福祉室 地域包括ケア室
--	---------------------------

4 療育・教育の充実

(1)療育・支援保育及び教育・相談体制の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者の状況やニーズに応じた切れ目のない支援のため、令和7年(2025年)4月に箕面市立児童発達支援センターを設置します。また、相談体制の充実及び早期療育事業推進会議等における関係機関の連携を促進し、障害児通所支援サービスの充実や支援の質の向上、就学前施設における場の確保や支援保育・教育の質の向上を図り、地域の障害児支援体制の質の向上に努めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 支援保育・教育の充実
- ・ 療育・相談体制の充実

【過去3年間の実施状況】

①就学前施設における支援保育・教育の充実

段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた就学前施設の改善の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●実績なし	●とよかわみなみ幼稚園外部手すりの設置	●実績なし

就学前施設における、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るための、適切な支援体制の配置(各年度末時点)

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●支援保育・教育対象園児数 保育所(市立4所 36人、民間14園 36人) 認定こども園(民間5園 21人) 幼稚園(市立4園 27人、民間1園 10人)	●支援保育・教育対象園児数 保育所(市立4所 36人、民間13園 35人) 認定こども園(民間5園 28人) 幼稚園(市立4園 26人、民間1園 9人)	●支援保育・教育対象園児数 保育所(市立4所 28人、民間14園 34人) 認定こども園(民間5園 40人) 幼稚園(市立4園 26人、民間1園 6人)
●支援保育・教育担当(保育士、教諭、介助員)を配置 保育所(市立4所 27人、民間14園 27人) 認定こども園(民間5園 14人) 幼稚園(市立4園 16人、民間1園 6人)	●支援保育・教育担当(保育士、教諭、介助員)を配置 保育所(市立4所 23人、民間13園 26人) 認定こども園(民間5園 18人) 幼稚園(市立4園 16人、民間1園 6人)	●支援保育・教育担当(保育士、教諭、介助員)を配置 保育所(市立4所 19人、民間14園 27人) 認定こども園(民間5園 25人) 幼稚園(市立4園 14人、民間1園 4人)
●支援担当看護師等を配置 保育所(市立1所 1人) 幼稚園(市立1園 1人)	●支援担当看護師等を配置 保育所(市立1所 1人) 幼稚園(市立1園 1人)	●支援担当看護師等を配置 保育所(市立1所 1人) 幼稚園(市立2園 2人)
●支援保育運営協議会を開催	●支援保育運営協議会を開催	●支援保育運営協議会を開催
●幼稚園支援教育検討会を開催	●幼稚園支援教育検討会を開催	●幼稚園支援教育検討会を開催

他機関とも連携した相談対応など、保護者支援の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●保護者のニーズを受けとめ、他機関と連携したケースカンファレンスや子育てアドバイスにより、保護者支援の充実を図った。	●保護者のニーズを受けとめ、他機関と連携したケースカンファレンスや子育てアドバイスにより、保護者支援の充実を図った。	●保護者のニーズを受けとめ、他機関と連携したケースカンファレンスや子育てアドバイスにより、保護者支援の充実を図った。

児童発達支援事業所（あいあい園）、発達相談「ゆう」などの療育部門や保健師との連携による、相談や保育内容の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●感染症対策に留意し、必要に応じて就学前施設を巡回し、個別の支援指導や集団での支援指導を実施	●就学前施設を巡回し、個別の支援指導や集団での支援指導を実施	●就学前施設を巡回し、個別の支援指導や集団での支援指導を実施

就学前施設に対し、支援保育・教育に関する研修会等を通じて、支援の方法や子どもへのかかわり方等についてともに考え理解を深めることによる、支援保育・教育の質の向上

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●感染症対策に留意しながら規模を縮小して支援児保育研究部会を開催	●支援保育研究部会、研修等を開催	●支援保育研究部会、支援教育研究部会、研修等を開催

②早期療育事業の充実

児童発達支援事業所(あいあい園)の運営を軸とした、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた療育・訓練等の提供及び支援

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●早期療育事業の従事職員体制 分室長(1)、理学療法士(兼任2)、作業療法士(兼任2)、言語聴覚士(兼任2)、看護師(専任1)、保育士(専任5)、心理相談員(兼任4)、事務(専任2) ●児童発達支援事業所を運営 ・実利用人数 120人 ・延べ利用日数 2,636日 ●機能訓練・訪問指導・訓練相談・経過フォロー・巡回相談を実施 ・機能訓練 2,467回 (内、児童発達支援386回) ・訪問指導 38回 ・経過フォロー269回 ・巡回相談 54回 ●難聴児教室を開催 ・対象児 3人 ・延べ開催数 104回	●早期療育事業の従事職員体制 分室長(1)、理学療法士(兼任2)、作業療法士(兼任2)、言語聴覚士(兼任2)、看護師(専任1)、保育士(専任5)、心理相談員(兼任4)、事務(専任2) ●児童発達支援事業所を運営 ・実利用人数 118人 ・延べ利用日数 2,521日 ●機能訓練・訪問指導・訓練相談・経過フォロー・巡回相談を実施 ・機能訓練 2,538回 (内、児童発達支援371回) ・訪問指導 20回 ・経過フォロー294回 ・巡回相談 45回 ●難聴児教室を開催 ・対象児 2人 ・延べ開催数 50回	●早期療育事業の従事職員体制 分室長(1)、理学療法士(兼任2)、作業療法士(兼任2)、言語聴覚士(兼任2)、看護師(専任1)、保育士(専任5)、心理相談員(兼任4)、事務(専任2) ●児童発達支援事業所を運営 ・実利用人数 108人 ・延べ利用日数 2,497日 ●機能訓練・訪問指導・訓練相談・経過フォロー・巡回相談を実施 ・機能訓練 2,661回 (内、児童発達支援373回) ・訪問指導 37回 ・経過フォロー287回 ・巡回相談 57回

関係機関と連携しながらの発達支援事業(親子教室)実施による、支援を必要とする児童や保護者への支援の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●親子教室事業を実施 ・参加者 36人 ・延べ回数 215回	●親子教室事業を実施 ・参加者 35人 ・延べ回数 274回	●親子教室事業を実施 ・参加者 36人 ・延べ回数 273回

早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換の実施と、就学前施設の支援保育・教育及び民間児童発達支援事業所との更なる連携

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●早期療育事業推進会議を開催 16回(本会議2回、実務者会議14回) ●177人の望ましい療育の場の検討を実施	●早期療育事業推進会議を開催 15回(本会議2回、実務者会議13回) ●189人の望ましい療育の場の検討を実施	●早期療育事業推進会議を開催 15回(本会議2回、実務者会議13回) ●204人の望ましい療育の場の検討を実施

発達相談「ゆう」における、臨床心理技法に基づく相談を通じた、子どもとその保護者の支援
就学前施設、学校等への訪問と、早期療育対象児童の日常生活における適切な支援方法及び
環境調整等のケースワークの実施、相談・支援体制の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●発達相談及び早期療育に関する総合相談を実施 ・相談件数 延べ2,124回 ・対象児童 508人 （内、面接 1,137件、訪問 479件、他機関連携 281件、電話相談 227件）	●発達相談及び早期療育に関する総合相談を実施 ・相談件数 延べ2,530回 ・対象児童 538人 （内、面接 1,301件、訪問 533件、他機関連携 426件、電話相談 270件）	●発達相談及び早期療育に関する総合相談を実施 ・相談件数 延べ2,672回 ・対象児童 626人 （内、面接 1,387件、訪問 566件、他機関連携 482件、電話相談 237件）

「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」や医療的ケア児等コーディネーターの活用による、多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための総合的なコーディネート等

令和2年度	令和3年度	令和4年度
	●医療的ケア児等の支援について現状把握のための調査実施（対象：市立就学前施設職員、市保健師、早期療育職員） ●早期療育事業推進会議本会議2回開催（医療的ケア児コーディネーター3人オブザーバー参加） ●早期療育事業推進会議研修会1回実施（講師：医療的ケア児等コーディネーター3人）	●医療的ケア児コーディネーター研修を1人受講。 ●早期療育事業推進会議本会議2回開催（医療的ケア児コーディネーター3人オブザーバー参加） ●早期療育事業推進会議研修会1回実施（講師：医療的ケア児等コーディネーター3人）

課題

- ・就学前施設とともに、支援保育・教育の質の向上に向けて取り組む必要があります。
- ・療育の専門性の向上とあわせて、保護者に対する相談・支援体制の充実に取り組む必要があります。
- ・民間児童発達支援事業所や就学前施設の支援保育・教育と更なる連携を図る必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①就学前施設における支援保育・教育の充実

段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえて、就学前施設の保育環境改善を適宜実施します。

学校施設管理室
保育幼稚園
総務室
保育幼稚園
利用室

就学前施設において、一人ひとりのニーズに応じた保育の充実を図るため、適切な支援体制の配置に努めます。	保育幼稚園 総務室 保育幼稚園 利用室
市民や保護者からの入園に関する相談について、他機関とも連携して適切な対応を行い、保護者支援の充実に努めます。	保育幼稚園 総務室
市内就学前施設に向けて、支援保育・教育に関する研修会等を通じて、支援の方法や子どもへのかかわり方等についてともに考え理解を深めることにより、支援保育・教育の質の向上に努めます。	保育・幼児 教育センター
②早期療育事業の充実	
令和7年(2025年)4月に診療所を併設した箕面市立児童発達支援センターを開設し、専門スタッフによる対象児童の状態像に合わせた児童発達支援等や機能訓練を引き続き提供するとともに、地域における障害児支援の中核的役割として、発達支援が必要な子どもや多様な障害のある子ども等に対する地域全体の障害児支援の質の向上に努めます。	子どもすこやか室 (総合保健福祉 センター分室)
関係機関と連携しながら発達支援事業(親子教室)を実施し、支援を必要とする児童や保護者への支援の充実に努めます。	子どもすこやか室 (総合保健福祉 センター分室)
早期療育対象児の療育の場の検討、及び情報交換を行い、就学前施設の支援保育・教育及び民間児童発達支援事業所との更なる連携に努めます。	子どもすこやか室 (総合保健福祉 センター分室)
発達支援が必要な子どもや障害のある子どもとその保護者への支援のため、発達相談「ゆう」を核として関係機関や就学前施設等との連携を促進し、切れ目のない相談・支援体制の充実を図ります。また、小学校への引継ぎにあたっては、就学後の支援や相談先について、子どもや保護者への情報提供を行い、その支援にあたっては、人権施策室との連携を図ります。	子どもすこやか室 (総合保健福祉 センター分室)
医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組めます。具体的には多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための情報提供や連携等に努めます。	子どもすこやか室 (総合保健福祉 センター分室) 人権施策室 地域包括ケア室

(2) 学校におけるインクルーシブ教育等の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

「新箕面市人権教育基本方針」及び「箕面市支援教育方針」に基づき、すべての子どもが、障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに育つ中で、障害に対する理解と認識を深めるための教育を通じて、すべての子どもが、お互いの個性を尊重し合い、社会の一員として支え合うことに繋がる教育を推進します。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 学校教育における基礎的環境整備及び合理的配慮の実施
- ・ 個別ニーズに応じた支援の推進
- ・ 医療的ケアへの対応の充実
- ・ 相談体制の充実
- ・ 放課後等の居場所の充実

【過去3年間の実施状況】

①市立小中学校等における合理的配慮の充実

バリアフリー適合基準に基づく必要な改修の実施と、段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた学校施設の改善の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●中小学校のプールにバギーで移動できるスロープを設置	●とどろみの森学園スロープ設置 ●南小学校段差解消	●箕面小学校プール横にスロープ設置

障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するための、支援教育介助員の配置・研修、重度障害児タクシー送迎等の実施

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●支援教育介助員を配置 20校 124人	●支援教育介助員を配置 20校 131人	●支援教育介助員を配置 20校 133人
●支援学級在籍児童生徒数 816人	●支援学級在籍児童生徒数 908人	●支援学級在籍児童生徒数 985人
●支援教育介助員研修を開催 2回	●支援教育介助員研修を開催 3回	●支援教育介助員研修を開催 2回
●重度障害児タクシー送迎の実施(市立小中学校等) 18人	●重度障害児タクシー送迎の実施(市立小中学校等) 16人	●重度障害児タクシー送迎の実施(市立小中学校等) 17人

災害時の対応について、各校における定期的な避難訓練の実施による、障害児の個別の避難方法の確保

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●各学校において、学期ごとに風水害、火災、地震等の避難訓練を実施	●各学校において、学期ごとに風水害、火災、地震等の避難訓練を実施	●各学校において、学期ごとに風水害、火災、地震等の避難訓練を実施

②支援教育体制の整備・充実

「通級指導教室」等による適切な支援の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●通級指導教室を設置 小学校：止々呂美、南、西、東、豊川北、中、豊川南、萱野北、彩都の丘 中学校：第二、第六	●通級指導教室を設置 小学校：止々呂美、南、西、東、豊川北、中、豊川南、萱野北、彩都の丘 中学校：第一、第二、第六	●通級指導教室を設置 小学校：箕面、止々呂美、南、西、東、萱野東、豊川北、中、豊川南、萱野北、彩都の丘 中学校：第一、第二、第六

箕面市支援連携協議会による、関係課室との連携の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●箕面市支援連携協議会を開催 9 回 (全体会 2 回、部会 7 回)	●箕面市支援連携協議会を開催 8 回 (全体会 2 回、部会 6 回)	●箕面市支援連携協議会を開催 9 回 (全体会 2 回、部会 7 回)

支援教育や人権教育、児童生徒理解等に関する各種研修会の実施による、教職員の資質向上の取組

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●各種研修会を実施 ・人権教育研修 5 回 ・支援教育研修 3 回 ・支援教育担当者会 8 回 ・児童生徒理解研修 1 回	●各種研修会を実施 ・人権教育研修 6 回 ・支援教育研修 4 回 ・支援教育担当者会 11 回	●各種研修会を実施 ・人権教育研修 7 回 ・支援教育研修 8 回 ・支援教育担当者会 14 回

関係機関との連携ツールとしての、教育支援計画の適切で有効な活用

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	●保護者の同意を得て、教育・福祉・医療等の関係機関が連携し、それぞれの支援の内容や方針を共有するために作成する「個別の教育支援計画」の様式を改訂し、実施	●保護者の同意を得て、教育・福祉・医療等の関係機関が連携し、それぞれの支援内容や方針を共有するために「個別の教育支援計画」を作成し、学校と保護者で共通認識を図っている。

箕面市支援教育充実検討委員会における、支援教育の充実に向けた議論の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
	●箕面市支援教育充実検討委員会準備WGを設置 ・実施回数 9回 ・学識経験者等との意見交換 4回 ・視察 5回 ・ヒアリング 全小中学校実施	●箕面市支援教育充実検討委員会を設置 ・実施回数 10回 ・パブリックコメントと説明会を実施 ●「箕面市支援教育方針」を策定

③医療的ケアへの対応の充実

医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるための、看護師等資格を持つ支援教育看護助員の配置など体制の充実

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●看護師等資格を持つ介助員を配置（箕面小、西小、東小、中小、豊川南小、彩都の丘小、第六中、彩都の丘小） ・任期付看護助員 延べ5人 ・会計年度任用職員看護助員 延べ12人	●支援教育看護助員を配置（箕面小、西小、東小、中小、豊川南小、彩都の丘小） ・任期付看護助員 延べ5人 ・会計年度任用職員看護助員 延べ8人	●支援教育看護助員を配置（箕面小、西小、東小、豊川北小、中小、豊川南小、彩都の丘小） ・任期付看護助員 延べ4人 ・会計年度任用職員看護助員 延べ12人

医療的ケア懇談会等における、医療的ケアの必要な子どもの支援の在り方の検討

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●市町村医療的ケア体制整備推進事業補助金交付事業、教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）を活用、市町村医療的ケア等実施体制サポート事業補助金	●関係機関と、医療的ケア児等協議の場で、医療的ケアの必要な子どもの情報共有を図り、支援の在り方を検討	●関係機関と、医療的ケア児等協議の場で、医療的ケアの必要な子どもの情報共有を図り、支援の在り方を検討

「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場」や医療的ケア児等コーディネーターの活用による、多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための総合的なコーディネート等

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
	●医療的ケア児等の支援について現状把握のための調査実施（対象：市立保育所・幼稚園職員、市保健師、早期療育職員） ●早期療育事業推進会議本会議2回開催（医療的ケア児コーディネーター3人参加） ●早期療育事業推進会議研修会1回実施（講師：医療的ケア児等コーディネーター3人）	●医療的ケア児コーディネーター研修を1人受講。 ●早期療育事業推進会議本会議2回開催（医療的ケア児コーディネーター3人参加） ●早期療育事業推進会議研修会1回実施（講師：医療的ケア児等コーディネーター3人）

④相談体制の充実

児童生徒指導室（教育相談）（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）を核とした関係機関との連携強化による支援教育相談の整備・充実の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●支援教育専門相談員等による障害児関連の相談（教育センター相談室） ・教育相談員 7人×週4日 ・相談件数 259件 ・相談回数 1,690回 ●支援教育巡回相談員等による支援教育関連の相談	●教育相談員等による障害児関連の相談（児童生徒指導室相談室） ・教育相談員 7人×週4日 ・相談件数 311件 ・相談回数 1,901回 ●教育相談員等による支援教育関連等の訪問相談 ・保護者や学校からの依頼により随時実施（6回実施）	●教育相談員等による障害児関連の相談（児童生徒指導室相談室） ・教育相談員 7人×週4日 ・相談件数 235件 ・相談回数 1,749回 ●教育相談員等による支援教育関連等の訪問相談 ・保護者や学校からの依頼により随時実施（7回実施）

「いじめ・体罰ホットライン」及びメール相談の活用による、いじめの未然防止・早期発見・早期対応への取組

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●相談件数 7 件	●相談件数 4 件	●相談件数 1 件

⑤放課後等における活動の場の充実

放課後等デイサービスの利用による、放課後又は長期休業などの学校休業日を充実して過ごせるための、一人ひとりに合った療育環境づくりの支援

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害児通所支援（放課後等デイサービス）を実施 ・実利用者数 522 人 （延べ 10,203 人） ・利用日数延べ 62,515 日	●障害児通所支援（放課後等デイサービス）を実施 ・実利用者数 571 人 （延べ 11,554 人） ・利用日数延べ 68,649 日	●障害児通所支援（放課後等デイサービス）を実施 ・実利用者数 607 人 （延べ 13,011 人） ・利用日数延べ 74,965 日

放課後や長期休業中の居場所づくり事業の実施における、受け入れのための人員配置・体制づくりの推進と、すべての子どもたちのより豊かな放課後の居場所づくりの取組

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●学童保育実施事業を実施（全 14 小学校） ・障害児 167 人 ●子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施 ・1日平均利用児童数 46 人 ●新放課後モデル事業を実施（2 小学校）（コロナのため 1 学期及び緊急事態宣言中は中止） ・プログラム参加障害児 延べ 133 人	●学童保育実施事業を実施（全 14 小学校） ・障害児 157 人 ●子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施 ・1日平均利用児童数 65 人	●学童保育実施事業を実施（全 14 小学校） ・障害児 150 人 ●子どもたちの自由な遊び場開放事業を実施 ・1日平均利用児童数 69 人

課題

- ・ バリアフリー化適合基準に基づき、必要な改修を行う必要があります。
- ・ 支援学級数、支援学級在籍児童数及び通常学級での支援が必要な児童数の増加に伴う支援体制の更なる充実と関係機関との連携が必要です。
- ・ 障害児通所支援（放課後等デイサービス等）の制度の更なる周知と適切かつ有効な利用を推進する必要があります。
- ・ 障害や発達相談の増加に伴う、相談体制の充実と関係機関との連携を強化する必要があります。
- ・ 放課後や長期休業中の居場所づくり事業において、障害のある児童が申し込みをしやすいよう案内に留意する必要があります。
- ・ 放課後や長期休業中の居場所づくり事業において、障害のある児童からの利用希望を受け入れできるよう体制を整える必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①市立小中学校等における基礎的環境整備及び合理的配慮の充実	
バリアフリー適合基準に基づき必要な改修を行うとともに、段差解消・手すりの設置など個別ニーズをふまえた学校施設の改善を適宜実施します。	学校施設管理室
障害のある子どもが地域の学校に行きやすい環境を整備するために、支援教育支援員の配置・研修、重度障害児タクシー送迎等を実施します。	人権施策室
災害時の対応について、各校において定期的な避難訓練を行い、障害児の個別の避難方法を確保します。	人権施策室
②個別ニーズに応じた支援教育体制の整備・充実	
支援学級に在籍している子どもはもとより、通常学級に在籍する支援の必要な子どもについても、「通級指導教室」等により、適切な支援を行います。	人権施策室
箕面市支援連携協議会により、関係課室との連携を進めます。	人権施策室
支援教育や人権教育、児童生徒理解等に関する各種研修会の実施により、教職員の資質向上に取り組みます。	人権施策室
関係機関との連携ツールとして、教育支援計画の適切で有効な活用を図ります。	人権施策室
箕面市支援教育充実検討委員会において、支援教育の充実に向けた議論を進めます。	人権施策室
③医療的ケアへの対応の充実	
医療的ケアの必要な子どもが安心して教育を受けられるよう、看護師等資格を持つ支援教育看護支援員の配置など体制の充実を図ります。	人権施策室
医療的ケアに係る関係機関等で連携し、情報共有や支援の在り方を検討します。	人権施策室
医療的ケア児支援法の施行を受け、医療的ケア児の相談体制等の整備に取り組みます。具体的には多様化する医療的ケア児のニーズの的確な把握、適切な支援につなぐための情報提供や連携等に努めます。	子どもすこやか室 (総合保健福祉センター分室) 人権施策室 地域包括ケア室
④相談体制の充実	
児童生徒指導室(教育相談)(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー)を核とした関係機関との連携強化による支援教育相談の整備・充実を進めます。	児童生徒指導室
「いじめ・体罰ホットライン」及びメール相談の活用により、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組みます。	児童生徒指導室

⑤放課後等における活動の場の充実	
放課後等デイサービスの利用によって、放課後又は長期休業などの学校休業日を充実して過ごせるように、一人ひとりに合った療育環境づくりを支援します。	子どもすこやか室 (総合保健福祉センター分室)
放課後や長期休業中の居場所づくり事業の実施において、受け入れのための人員配置・体制づくりを進めながら、すべての子どもたちのより豊かな放課後の居場所づくりに取り組みます。	放課後子ども 支援室

5 人権施策の推進

(1)人権啓発の推進 重点(3)

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害や疾病の有無、年齢、性別、民族等の違いについての偏見や差別等による人権侵害は、今もなお根強く存在しています。

その表れのひとつとして、障害者が地域で自立生活を営むための基盤となる居住や活動の場の整備において、周辺住民から、障害や障害者に対する無理解や偏見によって排除しようとする事象(施設コンフリクト)が発生しています。

また、障害者が地域で生活するための住居探しも非常に困難な状況です。これは、障害者が地域で安心して生活するという当たり前の権利を奪うもので、決して見過ごすことのできない問題です。

このような状況にあって、一人ひとりの人権を尊重するまちを創り上げていくことの重要性はますます高まっています。

「箕面市人権のまち推進基本方針」、障害者基本法、障害者差別解消法をふまえ、人権が尊重されたまちを実現するための体制づくりや、市民と行政による取組を進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 人権行政・人権啓発の推進
- ・ 差別意識・偏見の解消の取組

【過去3年間の実施状況】

①「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現

人権相談の体制整備、人権侵害の救済方策の確立に向けた取組、人権施策の評価、人権行政の推進体制強化

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●要連携生活相談システムを運用すると共に、箕面市人権行政推進本部会議や箕面市人権施策審議会で報告し、評価を行った。	●要連携生活相談システムを運用すると共に、箕面市人権行政推進本部会議や箕面市人権施策審議会で報告し、評価を行った。	●要連携生活相談システムを運用すると共に、箕面市人権行政推進本部会議や箕面市人権施策審議会で報告し、評価を行った。

箕面市人権行政推進本部会議の運営を通じた、人権施策の総合的な推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●箕面市人権行政推進本部会議を開催 本部会議2回、課題別部会2回、研究会2回 ●『ヒューマン・ライツ・レポート』を作成	●箕面市人権行政推進本部会議を開催 本部会議2回、課題別部会2回、研究会2回 ●『ヒューマン・ライツ・レポート』を作成	●箕面市人権行政推進本部会議を開催 本部会議2回、課題別部会2回、研究会3回 ●『ヒューマン・ライツ・レポート』を作成

②「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づいた市と市民の協働による人権啓発の推進

障害者権利条約・障害者差別解消法等の周知・啓発の推進と、差別の解消と、障害者に対する合理的配慮の提供について関係課室と連携した取組

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●箕面市人権啓発推進協議会への補助金支出による障害者問題部会などでの取組	●箕面市人権啓発推進協議会への補助金支出による障害者問題部会などでの取組	●箕面市人権啓発推進協議会への補助金支出による障害者問題部会などでの取組
●箕面市人権啓発推進協議会との共催で人権啓発シンポジウムを開催	●箕面市人権啓発推進協議会との共催で人権啓発学習会を企画したが、コロナ禍の影響で開催延期	●人権啓発学習会を箕面市人権啓発推進協議会との共催で開催
●差別解消相談窓口において相談対応を実施 相談件数 1件	●差別解消相談窓口において相談対応を実施 相談件数 3件	●差別解消相談窓口において相談対応を実施 相談件数 3件
●障害者市民施策推進協議会差別解消部会において障害者差別解消法の啓発方法等を協議 1回開催	●障害者市民施策推進協議会障害者差別解消法部会において障害者差別解消法の啓発方法等を協議 1回開催	●障害者市民施策推進協議会障害者差別解消法部会において障害者差別解消法の啓発方法等を協議 1回開催

「みのお市民人権フォーラム」への参画などを通じた、市民との協働による啓発の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●「第35回みのお市民人権フォーラム」事務局及び実行委員会に、市各部局及び教育委員会各部局から参画したが、コロナ禍の影響で、開催延期	●「第35回みのお市民人権フォーラム」事務局及び実行委員会に、市各部局及び教育委員会各部局から参画	●「第36回みのお市民人権フォーラム」事務局及び実行委員会に、市各部局及び教育委員会各部局から参画

市広報紙の人権のページ「心の樹」の他、市ホームページ等による市民への啓発の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●市広報紙『心の樹』の 1 月号で「グループホームは大切な『住まい』です」を掲載	●市広報紙『心の樹』の 3 月号で「障害のあるかたが、いきいきと働けるまちづくりのために」を掲載	●市広報紙に人権啓発学習会の告知を掲載(7月号)

障害者福祉啓発講座や市民講座の開催による人権啓発の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害者問題連続講座を開催 3 回 (一財)箕面市障害者事業団への委託事業)	●障害者問題連続講座を開催 3 回((一財)箕面市障害者事業団への委託事業)	●障害者問題連続講座を開催 3 回((一財)箕面市障害者事業団への委託事業)
●市民講座「地域で生きる」を開催 1 回(障害福祉センターささゆり園指定管理事業)	●市民講座「地域で生きる」を開催 1 回(障害福祉センターささゆり園指定管理事業)	●市民講座「地域で生きる」を開催 1 回(障害福祉センターささゆり園指定管理事業)

人権教育推進会議の開催、「イキイキさわやかに学ぶ会」の開催、情報紙「はじけるころ」の発行による、継続的な啓発の実施

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●人権教育推進会議を開催 2 回	●人権教育推進会議を開催 2 回	●人権教育推進会議を開催 3 回
●「イキイキさわやかに学ぶ会」を開催 5 回	●「イキイキさわやかに学ぶ会」を開催 5 回	●「イキイキさわやかに学ぶ会」を開催 5 回
●情報紙「はじけるころ」を発行 2 回	●情報紙「はじけるころ」を発行 2 回	●情報紙「はじけるころ」を発行 2 回

課題

- ・「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づき、人権のまちづくりに向けて各課室が課題を把握し、体制整備を進めることが必要です。
- ・障害を理由とした差別・偏見の解消を進めるため、市と市民の協働による人権啓発の取組が必要です。

【第 7 期計画の行動目標】

①「箕面市人権のまち推進基本方針」に基づく人権のまちづくりの実現

人権相談の体制整備、人権侵害の救済方策の確立に向けた取組、人権施策の評価、人権行政の推進体制強化を図ります。	人権施策室
箕面市人権行政推進本部会議の運営を通して、人権施策の総合的な推進を図ります。	人権施策室

②市と市民の協働による人権啓発の推進及び差別解消に向けた取組

障害者権利条約・障害者差別解消法等の周知・啓発を進め、差別の解消と、障害者に対する合理的配慮の提供について関係課室と連携して取り組みます。	人権施策室 障害福祉室
「みのお市民人権フォーラム」への参画などを通じ、市民との協働による啓発を進めます。	人権施策室
市広報紙の人権のページ「心の樹」の他、市ホームページ等により市民に広く啓発を行います。	人権施策室
障害者福祉啓発講座や市民講座を開催し、人権啓発の推進を図ります。	障害福祉室
人権教育推進会議の開催、「イキイキさわやかに学ぶ会」の開催、情報紙「はじけるこころ」の発行により、啓発を継続します。	人権施策室

(2) 権利擁護の推進

重点(3)

【基本方針(第4次Nプランより)】

障害者虐待の防止や成年後見制度の利用促進、福祉サービス利用に係る相談・苦情の検証等により、障害者の権利擁護を推進します。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・保健福祉サービスにおける苦情解決制度の活用
- ・虐待防止の取組
- ・成年後見制度等の推進

【過去3年間の実施状況】

①「保健福祉苦情解決システム」の運用によるサービス利用者の権利擁護の推進

保健福祉苦情調整専門員の助言を受け、保健福祉サービス事業所に対する指導による、事故や虐待の可能な限りの防止

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●苦情解決システムを運営 ・保健福祉苦情調整専門員 2人 ・相談・苦情件数 17件 (内、障害者関係 4件) ・虐待把握件数 80件 (内、障害者関係 9件) ・事故報告件数 118件 (内、障害者関係 6件)	●苦情解決システムを運営 ・保健福祉苦情調整専門員 2人 ・相談・苦情件数 12件 (内、障害者関係 2件) ・虐待対応件数 62件 (内、障害者関係 2件) ・事故報告件数 152件 (内、障害者関係 12件)	●苦情解決システムを運営 ・保健福祉苦情調整専門員 2人 ・相談・苦情件数 10件 (内、障害者関係 4件) ・虐待把握件数 10件 (内、障害者関係 3件) ・事故報告件数 147件 (内、障害者関係 15件)

②虐待防止の取組

障害者虐待の防止のための普及啓発や、地域の多様な支援者によるネットワークの構築と、虐待の防止及び早期発見に向けた取組の推進

虐待対応における、関係機関との連携・協力の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●障害者虐待防止センターを直営で実施 ●障害者虐待に関する通報、届出の受付 ・通報件数 7 件 ●通報案件について、事実確認・訪問・対応方針検討会議などを実施し、検証 ●障害者及び擁護者等に対する指導・助言・支援強化等を実施 ●障害者虐待防止に関する広報及び啓発(虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関へ配布・説明)を実施	●障害者虐待防止センターを直営で実施 ●障害者虐待に関する通報、届出の受付 ・通報件数 7 件 ●通報案件について、事実確認・訪問・対応方針検討会議などを実施し、検証 ●障害者及び養護者等に対する指導・助言・支援強化等を実施 ●障害者虐待防止に関する広報及び啓発(虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関へ配布・説明)を実施	●障害者虐待防止センターを直営で実施 ●障害者虐待に関する通報、届出の受付 ・通報件数 23 件 ●通報案件について、事実確認・訪問・対応方針検討会議等を実施し、検証 ●障害者及び養護者等に対する指導、助言、支援強化等を実施 ●障害者虐待防止に関する広報及び啓発(虐待防止に関するパンフレットを作成し、関係機関等へ配布・説明)を実施

③成年後見制度等の推進

成年後見制度利用促進法の制定に伴い、成年後見制度についての高齢福祉部門との連携、箕面市自立支援協議会等を活用した、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知の推進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会において、成年後見制度等について研修会を開催し、課題共有・ネットワークづくりを実施	●高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会において、成年後見制度等について研修会を開催し、課題共有・ネットワークづくりを実施	●高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会権利擁護部会において、成年後見制度等について研修会を開催し、課題共有・ネットワークづくりを実施

専門的な相談が受けられる体制整備と継続的な運営が可能な法人後見の担い手の確保のための取組

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で法人後見体制や後見人等の担い手の確保の在り方について検討	●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で法人後見体制や後見人等の担い手の確保の在り方について検討	●箕面市自立支援協議会権利擁護部会で法人後見体制や後見人等の担い手の確保の在り方について検討

生活保護受給者等を対象とした成年後見費用助成や、必要に応じた市長申立ての実施による権利擁護の推進と、これらの制度の周知の推進及び利用の促進

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●成年後見制度促進事業を実施 ・市長申立て 0 件 ●成年後見制度報酬等助成事業を実施 ・報酬等助成件数 8 件	●成年後見制度促進事業を実施 ・市長申立て 0 件 ●成年後見制度報酬等助成事業を実施 ・報酬等助成件数 12 件	●成年後見制度促進事業を実施 ・市長申立て 0 件 ●成年後見制度報酬等助成事業を実施 ・報酬等助成件数 14 件

箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業(まかせてねッ)への支援と、成年後見制度への移行をスムーズに行う仕組みの検討

令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
●日常生活自立支援事業（（社福）箕面市社会福祉協議会が運営）を助成 ・相談・援助 1,736 件 ・支援員実働（利用料反映分）1,712 件 ・契約件数 54 件（高齢 18 人、精神障害 18 人、知的障害 18 人）	●日常生活自立支援事業（（社福）箕面市社会福祉協議会が運営）を助成 ・相談・援助 2,206 件 ・支援員実働（利用料反映分）2,160 件 ・契約件数 53 件（高齢 16 人、精神障害 17 人、知的障害 20 人）	●日常生活自立支援事業（（社福）箕面市社会福祉協議会が運営）を助成。 ・相談・援助 1,943 件 ・支援員実働（利用料反映分）1,873 件 ・契約件数 53 件（高齢：18 人 精神障害：17 人 知的障害：18 人）

課題

- ・ 保健福祉サービスに対する相談・苦情等に対して保健福祉苦情調整委員会、専門員会議の適正な運営を図ります。
- ・ 障害者虐待の通報義務、虐待防止に関する広報・啓発の更なる推進が必要です。
- ・ 成年後見制度に関する周知啓発、専門的な相談が受けられる体制整備に向けた取組を進めます。

【第7期計画の行動目標】

①保健福祉サービスにおける苦情解決制度によるサービス利用者の権利擁護の推進	
保健福祉苦情調整専門員の助言を受けながら、保健福祉サービス事業所に対して指導することで事故や虐待を防ぎます。	健康福祉政策室
②虐待防止の取組	
障害者虐待の防止のための普及啓発や、地域の多様な支援者によるネットワークの構築を図りながら、虐待の防止及び早期発見に向けた取組を進めます。 また、虐待対応において、関係機関との連携・協力を推進します。	地域包括ケア室
③成年後見制度等の推進	
成年後見制度について高齢福祉部門と連携を図るとともに、箕面市自立支援協議会等を活用し、権利擁護の地域連携ネットワークのコーディネートを担当中核機関の設置に向けた検討など、課題共有・ネットワークづくり・制度の周知を進めます。 あわせて、地域住民・支援関係者向けへの研修会を行い、成年後見制度の周知を進めます。	地域包括ケア室
生活保護受給者等を対象とした成年後見費用助成を継続するとともに、必要に応じて市長申立てを行い、権利擁護を進めます。 あわせて、これらの制度の周知を進め、利用を促進します。	地域包括ケア室
箕面市社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（まかせてねット）への支援を行います。	健康福祉政策室

6 スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

(1) スポーツ・文化活動等の社会参加の機会の充実

【基本方針(第4次Nプランより)】

スポーツ・文化・生涯学習活動等は、健康の維持・増進や、ゆとりと潤いのある生活、さらには社会参加のための大切な機会です。障害者の参加をより一層促進するために、コミュニケーション・情報取得・身体介助等を含めた、参加しやすい環境の整備を、関係団体や民間事業者とともに進めます。

【今後の方向性(第4次Nプランより)】

- ・ 機会提供の推進
- ・ 情報保障の充実
- ・ 人的支援の推進

【過去3年間の実施状況】

①市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進

スポーツ施設・文化施設における、更なるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●スポーツ施設：実績なし(施設構造上改修可能な部分については、H29年度に改修工事が完了)	●スポーツ施設：実績なし(施設構造上改修可能な部分については、H29年度に改修工事が完了)	●スポーツ施設：実績なし(施設構造上改修可能な部分については、H29年度に改修工事が完了)
●多目的トイレ改修 ・東生涯学習センター	●施設内トイレ等の改修 ・中央生涯学習センター ・メイプルホール	●実績なし

②民間事業者に対する施設のバリアフリー化・人的支援のための働きかけ

民間事業者に対して、スポーツ・文化施設の新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査

令和2年度	令和3年度	令和4年度
●確認申請において審査を実施	●確認申請において審査を実施	●確認申請において審査を実施

課題

- ・ 市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化について、適切に課題を把握し、一層の改善に努める必要があります。
- ・ バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、スポーツ、文化施設についても、バリアフリー化の基準適合審査を引き続き適正に実施していく必要があります。
- ・ バリアフリースポーツ教室の広報の方法を検討し、参加者の増加を図る必要があります。
- ・ 多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツの種目の検討を進める必要があります。

【第7期計画の行動目標】

①市立スポーツ・文化施設のバリアフリー化の推進

スポーツ施設・文化施設について、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。

建築室
保健スポーツ室
生涯学習・
市民活動室

②民間事業者に対する施設のバリアフリー化の働きかけ

民間事業者に対して、スポーツ・文化施設の新築・増築・用途変更の確認申請時に、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、バリアフリー化の基準に適合しているかを審査します。

審査指導室

③障害者がスポーツに参加する機会の確保

バリアフリー子ども水泳教室、親子体操教室などの開催にあたり、実施時期や定員を検討し、障害者がスポーツに参加する機会の確保に努めます。

保健スポーツ室

地域でのスポーツ振興の一環として、障害の有無にかかわらず、多くの人が気軽に楽しむことができるバリアフリースポーツを推進するため、種目について検討を進めます。

保健スポーツ室

④障害者が芸術・文化活動や各種講座・交流会等に参加する機会の確保

障害者が講座等に気軽に参加できるよう、手話通訳・要約筆記・資料の点訳等による情報保障を進めます。

全関係課室

障害者福祉センターささゆり園において、障害者の社会参加のための各種教室を開催します。

障害福祉室

第4部 計画の推進体制と進行管理

1 基本理念の周知と協働体制の推進

「箕面市福祉のまち総合条例」の理念に則り、すべての市民が一人の人間として尊重され、豊かに暮らすことのできる福祉のまちを築いていくために、市職員はもとより、地域社会を構成する市民、民間事業者、NPO及び市民ボランティア等に対し、基本理念の周知と浸透を図り、協働による社会基盤の整備・充実を進めます。

箕面市の障害者施策の基本理念である「ノーマライゼーション」と「インクルージョン」の考え方について、学校教育・生涯学習等を含むあらゆる機会を通じて周知を行うとともに、地域の行事等に、障害者がより一層参加しやすくなるよう、機会と環境の整備を進めるなど、「わけへだてのない共生のまちづくり」の理解促進と浸透を図ります。

また、障害者や家族による地域社会への発信等、自発的活動をより一層支援するための方策を推進します。

2 関係機関・団体との連携強化とネットワークの推進

障害者施策全般の推進にあたっては、箕面市保健医療福祉総合審議会、箕面市障害者市民施策推進協議会及び箕面市自立支援協議会等を通じて、障害当事者、関係機関・団体、関係者の連携とネットワークづくりを進めることにより、当事者の意見反映と地域での基盤強化を行います。

3 庁内連携の推進

障害者施策は、福祉分野のみならず、行政各分野に及んでいることから、庁内における横断的組織である、箕面市人権行政推進本部会議等を活用し、行政各分野における「合理的配慮」の推進とあわせて、基本的な理念の周知と浸透、市職員の人権意識の向上を図るとともに、関係部局の連携を強化し、障害者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

4 進行管理の手法・体制

第4次長期計画に基づく、障害者施策全般の進行管理にあたっては、「第2章 計画の基本的な考え方」をふまえ、障害当事者や市内障害者団体等の意見を聞きながら、毎年度、各分野別施策の実施状況や課題等の把握を行い、一層の取組強化を図ります。

第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画の進行管理にあたっては、国の基本指針及び大阪府の基本的な考え方をふまえ、毎年度、その実績をとりまとめ、分析・評価の上、大阪府に報告するとともに、必要に応じて、計画内容の見直しを行うこととします。

なお、計画の進行管理にあたっては、以下の機関において定期的な進捗状況報告を行い、意見交換・議論等により、障害当事者の実態や意見の反映に努めるとともに、計画の推進における課題の把握等を行うこととします。

箕面市人権行政推進本部会議

同会議では、庁内照会の上、実施状況の把握や実績のとりまとめを行い、各分野における施策の実施状況と、更なる計画推進のための方策について、理解の共有化を進めます。

箕面市自立支援協議会

同協議会では、実績の分析・評価にあたり、相談支援事業者、関係機関・団体、就労系事業所等の立場から意見交換・議論を行い、第7期箕面市障害福祉計画・第3期箕面市障害児福祉計画の推進における課題の把握を行います。

箕面市障害者市民施策推進協議会

同協議会では、実施状況の把握や実績の分析・評価にあたり、障害当事者・関係者、関係機関・団体の立場から意見交換・議論を行い、計画の推進についての課題の把握を行います。

箕面市保健医療福祉総合審議会

同審議会では、各協議会等の意見等をとりまとめた上で、学識経験者、関係機関・団体の立場から意見交換・議論を行い、各分野別施策の実施状況の把握、実績の分析・評価と、計画の見直しの必要性等について審議します。

第2部
第4次
計画
（面
の
お
N
プ
ラン）
の長

第3期
第7期
第3部

第4部 計画の推進体制と 進管理

資料編

1 関連する法律・市の条例等

批准条約

- 障害者の権利に関する条約（平成 26 年 1 月批准）

関連する主な法律

- 障害者基本法
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）
- 身体障害者福祉法
- 知的障害者福祉法
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 発達障害者支援法
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）
- 障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）
- 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- 社会福祉法
- 介護保険法
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）
- 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）

関連する主な市の条例

- 箕面市福祉のまち総合条例
- 箕面市まちづくり理念条例
- 箕面市市民参加条例
- 箕面市まちづくり推進条例
- 箕面市人権のまち条例
- 箕面市人権宣言
- 箕面市手話言語条例
- 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例

本計画の上位計画

- 箕面市地域福祉計画

関連する主な市の計画

- 箕面市人権のまち推進基本方針
- 新箕面市人権教育基本方針
- 箕面市人権保育基本方針
- 箕面市支援教育方針
- 箕面市就労支援基本計画
- 第四次箕面市子どもプラン
- 箕面市住宅マスタープラン(2010)
- 箕面市都市計画マスタープラン
- 箕面市地域防災計画
- 箕面市障害者活躍推進計画
- 箕面市交通バリアフリー基本構想

2 箕面市保健医療福祉総合審議会 諮問書及び答申書

諮問書

写	 北急延伸線2023年度末開業！ 箕面市 箕 健 政 第 2 0 6 号 令和 5 年（2023 年） 3 月 2 3 日 箕面市保健医療福祉総合審議会 会 長 明 石 隆 行 様 箕面市長 上 島 一 彦 印 「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」及び「障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」について（諮問） 我が国では、人口の減少、急速な少子高齢化、就労形態の多様化、共働き世帯やひとり親家庭の増加など、国民生活を取りまく環境は大きく変化し、地域住民の支援ニーズは時代とともに複合化・複雑化しています。 このような中、令和 2 年 6 月に社会福祉法が改正され、すべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、一人ひとりが尊重され、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化等が求められたことから、本市では、地域住民の社会的ニーズに対応した包括的な支援の整備を図り、市民一人ひとりの生活課題の解決のために、福祉のまちづくりをベースとした、分野を超えた横断的な仕組みづくりを進めるため、貴会の意見も踏まえて、令和 4 年 3 月に「第 2 期地域福祉計画」を策定しました。 今般、「第 2 期地域福祉計画」を上位計画とする「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」及び「障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）」の計画期間が終了するにあたり、市の地域福祉の現状を踏まえながら、新しい時代に即した地域保健及び高齢者・障害児者施策を形づくる必要があるため、後継計画の策定を進めてまいります。 つきましては、箕面市保健医療福祉総合審議会条例（平成 8 年箕面市条例第 9 号）第 2 条の規定に基づき、下記のことについて貴審議会の意見を求めます。 記 1 第 9 期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関すること 2 第 4 次障害者市民の長期計画（みのお‘N’プラン）及び第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画に関すること
--	---

第 1 部
総論第 4 次
障害者市民の
長期計画（み
のお‘N’プラン）第 3 期
障害児福祉
計画・第 4 部
計画の推進体制と
進捗管理

資料編

答申書

第1部 総論
第42期計画（みのお・N・プラン）
第73期計画（みのお・N・プラン）
第4部 計画の推進体制と 進管理
資料編

写

令和6年(2024年)2月16日

箕面市長 上 島 一 彦 様

箕面市保健医療福祉総合審議会
会 長 明 石 隆 行

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」及び「障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」について(答申)

標記のことについて、令和5年(2023年)3月23日付け箕健政第206号をもって箕面市長から諮問のありました「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「障害福祉計画・障害児福祉計画」及び「障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」に関し、本審議会において慎重に調査・審議いたしました結果、別添のとおりとりまとめましたので、下記の意見を附して答申いたします。

記

共通 高齢者・障害者施策に関すること

1. 包括的支援による地域共生社会の実現

人口減少社会を迎え、地域の中での関係性の希薄化が進む中、人々のつながりや地域社会の担い手が減少するなど、個人や世帯を取り巻く環境が変化しています。生きづらさや生活課題が複雑化・複合化していることを踏まえ、一人ひとりが尊重され、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められています。

このような複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、本人・世帯の属性にかかわらず包括的に相談を受け止める「相談支援」、本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら社会とのつながりをつくる「参加支援」、地域における様々な人々の交流と活躍の機会を生み出す「地域づくりに向けた支援」などの様々な支援事業を一体的に実施する重層的支援体制整備事業に取り組み、市の実情に応じた包括的な支援体制の整備をさらに推進することが必要です。

重層的支援体制整備事業は、単独の分野では対応が難しいケースに対し、各支援関係機関等が本来の機能を発揮し、また住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら「チーム」として支援していく仕組みであり、庁内外の各種施策に係る支援関係機関等が、事業実施の目的や必要性を理解した上で、相互に連携し、本人・世帯に寄り添いながら「重層的」な取組を進めることが求められます。

2. 福祉・介護人材の確保

近年、福祉・介護人材は慢性的な不足状態にあり、少子高齢化によってサービスの需要が高まる一方、それを担う人材の供給が追いついていない状況です。人手不足が深刻化する中、福祉や介護の現場において、人材確保は喫緊の課題となっています。

高齢者・障害者が安心して必要なサービスを受けられるよう、福祉の仕事の魅力発信や職場定着、人材育成支援など、関係機関との連携により、効果的かつ具体的な人材確保の取組を検討する必要があります。

高齢者施策に関すること

1. 介護予防・重度化防止の取組の推進

高齢者人口が増加する中、介護予防と重度化防止の取組はこれまで以上に重要となります。

箕面市においては医療職が中心となって介護予防事業を担っており、専門性を生かしたさらなる事業展開を進めることが求められます。これまで地域のさまざまな場で実施してきた個別のアプローチに加え、介護予防において重要な視点である「オーラルフレイル」の正しい理解を広く市民へ周知・啓発することや、コロナ禍における身体機能・認知機能の低下などの影響をふまえ、より多くの市民が自ら介護予防の大切さに気づけるような取組を推進する必要があります。

2. 認知症高齢者支援策の推進

高齢化の進展に伴い、第9期計画期間中の令和7年（2025年）には認知症の人の割合が65歳以上高齢者の約5人に1人に達すると見込まれています。

このような状況のなか、令和6年（2024年）1月1日には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症の人を単に「支えられる側」として考えるのではなく、認知症の人が認知症とともによりよく生きていくことができる環境整備が重要となっています。

箕面市においても、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、社会とつながりながら暮らし続けることができるまち」の実現に向けて、認知症施策推進計画に基づき、取り組んでいく必要があります。

また、「認知症だと何もわからない」「地域で暮らすのは無理」などの古い認知症観から、「認知症になっても、わかること・できることが豊富にある」「地域の一員として暮らし、活躍できる」といった新しい認知症観への転換に向けて、認知症の正しい理解や普及啓発を目的とした事業を行うとともに、認知症

の人が安心して外出できる地域の見守りや成年後見制度の利用促進など、地域における支援体制の整備を推進する必要があります。

障害者施策に関すること

1. 地域生活を支える基盤整備や機能の充実

障害者やその家族にとって、重度化・高齢化や「親亡き後」の暮らしは従前と変わらず切実な喫緊の課題です。また、地域における生活課題が多様化、複雑化していることから、障害者手帳所持者等に限らず支援を必要とする人を支える視点を意識しながら、引き続き地域の実情やニーズの把握に努め、相談支援体制の強化や、地域生活支援拠点等の機能の充実、障害福祉人材の確保や障害福祉サービス等の質の向上など、安心して地域生活が送れる包括的な支援体制の整備を進める必要があります。

また、重度障害者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための日中活動の場（生活介護事業所）の整備を計画的に進め、地域資源のさらなる充実に努める必要があります。

さらに、近年の頻発する自然災害に対応して、災害時に配慮が必要な方に対する支援体制の整備や、平常時から地域とのつながりを強化する取組が必要です。

2. 情報バリアフリーの推進

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定や、箕面市手話言語条例、箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例の制定などをふまえ、障害特性に応じた情報取得や利用、意思疎通が円滑にできるよう、必要な環境整備を進める必要があります。

3. 障害者差別解消の取組の推進

箕面市では、平成14年度から平成15年度にかけて起きた精神障害者地域生活支援センターの移転反対運動について、人権に関わる重大な問題であるとして、箕面市人権施策審議会での議論及び施設地域間摩擦（いわゆる施設コンフリクト）への対応について、（1）「施設地域間摩擦は起きる」ことを出発点に、（2）摩擦を避けて「堂々と精神障害者地域生活支援施設は設置する」、（3）「市民と地域社会を信頼する」ことを根底に据えて人は理解し合える、（4）誤解や偏見には毅然とした対応をとる、（5）以上のことを進めていける力を培う、との箕面市人権施策審議会提言を重く受けとめ、市ホームページで公表するとともに、対応に努めてきました。

しかしながら、近年においても、グループホームなどの開設に際し、いまだ

障害者への差別や偏見と思われる声がある状況をふまえると、地域における啓発や市民に対する理解促進をさらに進める必要があり、誤解や偏見と思われる声に対しては毅然とした姿勢で対話に臨む必要があります。

また、障害者差別解消法に基づく取組についても、令和6年4月からの事業者による合理的配慮の義務化と併せ、事業者を含め広く市民及び関係機関へ、周知啓発及び理解促進に努める必要があります。

3 計画の策定経過

<箕面市保健医療福祉総合審議会>

年度		開催日	要旨
令和4年度	第1回	令和4年11月24日	・次期計画策定に係るアンケート調査の実施について
	第2回	令和5年3月23日	・計画策定のスケジュールについて
令和5年度	第1回	令和5年8月21日	・計画の構成について
	第2回	令和5年10月24日	・第4次障害者市民の長期計画について ・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(成果目標、分野別施策の行動目標)について
	第3回	令和5年12月5日	・計画の素案について
	第4回	令和6年2月9日	・パブリックコメント結果、答申について

<箕面市障害者市民施策推進協議会>

年度		開催日	要旨
令和4年度	第3回	令和4年9月22日	・次期計画策定に係るアンケート調査の実施について
	第4回	令和4年11月16日	・次期計画策定に係るアンケート調査項目について
	第6回	令和5年3月15日	・計画策定のスケジュールについて
令和5年度	第1回	令和5年5月17日	・障害福祉に関するアンケート調査結果について ・計画の構成について
	第2回	令和5年7月18日	・基本理念、基本目標、分野別施策の体系について
	第3回	令和5年9月19日	・計画の構成について
	第4回	令和5年11月21日	・計画の素案について

<箕面市障害者市民施策推進協議会(障害者計画及び障害福祉計画部会)>

年度		開催日	要旨
令和4年度	第1回	令和4年9月13日	・次期計画策定に係るアンケート調査の実施について
	第2回	令和4年11月7日	・次期計画策定に係るアンケート調査項目について
令和5年度	第1回	令和5年8月29日	・計画の構成について ・障害者市民の現状とこれまでのふりかえりについて ・第4次障害者市民の長期計画(重点課題、分野別施策の基本的方向性)について
	第2回	令和5年10月13日	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(成果目標、分野別施策の行動目標)について
	第3回	令和5年10月31日	・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(活動指標)について

<箕面市自立支援協議会>

年度		開催日	要旨
令和 5 年度	運営会議	令和 5 年 8 月 9 日	・計画策定のスケジュールについて
		令和 5 年 10 月 18 日	・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画(成果目標)について
	相談支援部会	令和 5 年 11 月 15 日	・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画(成果目標、活動指標)について

<箕面市支援連携協議会>

年度		開催日	要旨
令和 5 年度	全体会	令和 5 年 6 月 20 日	・次期計画の策定について

※以後、各部会において意見交換

<箕面市早期療育事業推進会議>

年度		開催日	要旨
令和 5 年度	本会議	令和 5 年 6 月 8 日	・次期計画の策定について

<障害福祉に関するアンケート調査>

下記のかたを対象に令和 5 年 2 月に実施。

配布数 2,988 件、有効回収数 1,839 件(回収率 61.8%)

- ①小学 1 年生から 18 歳未満の障害者手帳所持者
- ②18 歳以上 65 歳未満の障害者手帳所持者及び障害福祉サービス等利用者、65 歳以上の障害福祉サービス等利用者
- ③18 歳以上の障害者でない市民

<当事者団体からの意見聴取>

令和 5 年(2023 年)5 月から 6 月にかけて、箕面市身体障害者福祉会、箕面手をつなぐ親の会、箕面市肢体不自由児者父母の会に対し、アンケートによる意見聴取を実施。

<障害福祉サービス等事業所へのアンケート>

令和 5 年(2023 年)9 月から 10 月にかけて、市内障害福祉サービス等事業所に対しアンケートを実施。回答数 46 件

<障害児福祉に関するアンケート調査>

令和 5 年(2023 年)5 月に、児童発達支援サービスを利用し、かつ、障害者手帳を所持する児童の保護者 48 名に対しアンケートを実施。回答数 26 件。

<障害児通所支援事業所への意見聴取>

令和 5 年(2023 年)6 月に、市内障害児通所支援事業所へ、次期計画策定について意見聴取を実施。

4 箕面市保健医療福祉総合審議会資料

(1) 箕面市保健医療福祉総合審議会条例

(平成8年箕面市条例第9号)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、箕面市保健医療福祉総合審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、地域保健、地域医療及び地域福祉(以下「地域保健等」という。)について、市長の諮問に応じて調査審議し、答申するほか、地域保健等に関して講ぜられる施策の推進について、市長に意見を申し出ることができる。

(委員の定数)

第3条 審議会の委員の定数は、19人とする。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- 一 学識経験者
- 二 医療関係者
- 三 市民
- 四 市内関係団体の代表者
- 五 関係行政機関の職員及び市の職員

2 前項第5号に該当するものとして任命された委員が同号に掲げる職を失った場合においては、委員の職を失う。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第6条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、第4条第1項各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議に参加し、当該調査審議が終了するまでの間在任する。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の設置)

第8条 審議会に特別の事項を調査審議させるため、必要に応じて部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第9条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第10条 委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和29年箕面市条例第10号)の定めるところによる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附則 省 略

第1部
総論

第42期
計画
（みのお、N、プラン）
箕面市障害者市民の長

第37期
箕面市障害福祉計画・
箕面市障害福祉計画・

第4部
計画の推進体制と
進捗管理

資料編

(2)箕面市保健医療福祉総合審議会条例施行規則

(平成8年箕面市規則第7号)

(趣旨)

第1条 この規則は、箕面市保健医療福祉総合審議会条例(平成8年箕面市条例第9号)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 箕面市保健医療福祉総合審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議の内容が附属機関の会議の運営の基準を定める規則(令和3年箕面市規則第59号)第5条に定める基準に該当する場合は、会議を公開しない。

(部会の設置)

第3条 審議会に次に掲げる部会を置く。

- 一 保健福祉計画部会
- 二 健康増進部会
- 三 障害者長期計画部会
- 四 地域福祉計画部会

(部会長等)

第4条 部会の委員は、審議会の意見を聴いて会長が指名する。

2 部会に部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

3 部会長は、部会を総括し、部会において調査審議した事項を会長に報告しなければならない。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 省 略

(3)箕面市保健医療福祉総合審議会 委員名簿

(委員任期:令和5年3月23日～令和8年3月22日)

選出区分(※1)		氏名	所属等	期間
一号委員	学識経験者	明石 隆行	種智院大学 人文学部	
		内藤 義彦	武庫川女子大学 食物栄養科学部	
		松端 克文	武庫川女子大学 心理・社会福祉学部	
		斉藤 弥生	大阪大学大学院 人間科学研究科	
二号委員	医療関係者	中 祐次	箕面市医師会	
		松島 貴志	箕面市医師会	
		徳岡 修	箕面市歯科医師会	
		林 良紀	箕面市薬剤師会	
三号委員	市民	向井 亜己	市民	
		今井 愛子	市民	
四号委員	市民関係団体の代表者	岡本 直美	箕面市社会福祉法人連絡会	
		安東 由紀子	箕面市障害者市民施策推進協議会	令和5年8月23日まで
		羽藤 隆		令和5年8月24日から
		奥田 一夫	箕面市老人クラブ連合会	令和5年8月23日まで
		戸瀬 静彦		令和5年8月24日から
		太田 克己	箕面市民生委員児童委員協議会	
		石田 良美	箕面市社会福祉協議会	
五号委員	関係行政機関の職員及び市の職員	高林 弘の	大阪府池田保健所	
		岡 義雄	箕面市立病院	

(※1)箕面市保健医療福祉総合審議会条例第4条第1項に基づく区分

第1部
総論第2部
第4次計画
(みのお、N、プラン)第3部
第3期計画
箕面市障害者福祉計画・第4部
計画の推進体制と
進捗管理

資料編

5 箕面市障害者市民施策推進協議会資料

箕面市障害者市民施策推進協議会開催要綱

平成17年9月1日

箕面市訓達第42号

(開催)

第1条 障害者市民に関する施策の推進に資する事項を検討するため、箕面市障害者市民施策推進協議会(以下「協議会」という。)を開催する。

(検討事項)

第2条 協議会の検討事項は、次に掲げる事項とする。

- (1)障害者市民の団体、関係団体及び関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (2)障害者市民の福祉の施策推進に関すること。
- (3)障害者市民の福祉に関する調査及び研究に関すること。
- (4)障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (5)障害者差別解消の取組に関すること。
- (6)(仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例に関すること。
- (7)前各号に掲げるもののほか、障害者市民に関する施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長)

第4条 協議会に、座長を置く。

- 2 座長は、構成員の中から互選により選出する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 5 座長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 協議会は、検討事項について整理した内容を必要に応じて市長に報告する

ことができる。

(専門部会)

第7条 市長は、専門的な事項を検討するため、次に掲げる専門部会を開催するものとする。

(1)障害者計画及び障害福祉計画部会

(2)障害者差別解消法部会

(3)(仮称)箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例部会

2 専門部会に部会長を置き、専門部会の参加者のうちから座長が指名する。

3 部会長は、専門部会を招集し、その会議の進行を図る。

4 部会長は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会及び専門部会の庶務は、健康福祉部障害福祉室が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

別表(第3条関係)

構 成 員	
1	箕面市身体障害者福祉会代表
2	箕面手をつなぐ親の会代表
3	箕面市肢体不自由児者父母の会代表
4	公募による市民(肢体不自由者)
5	公募による市民(視覚障害者)
6	公募による市民(聴覚障害者)
7	公募による市民(肢体不自由者、視覚障害者及び聴覚障害者以外の身体障害者)
8	公募による市民(知的障害者)
9	公募による市民(精神障害者)
10	公募による市民(一般)
11	大阪府池田保健所代表
12	箕面市人権啓発推進協議会障害者部会代表
13	社会福祉法人箕面市社会福祉協議会代表
14	社会福祉法人あかつき福祉会代表
15	一般財団法人箕面市障害者事業団代表

16	特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会代表
17	社会福祉法人息吹代表
18	障害者事業所代表（一般財団法人箕面市障害者事業団による障害者雇用助成金の交付の対象となる障害者事業所に限る。）
19	健康福祉部副部長（健康福祉部に障害者福祉に関する事務を所掌する担当副部長が置かれている場合は、当該担当副部長）
20	教育委員会事務局子ども未来創造局副部長（子ども未来創造局に人権教育の推進に関する事務を所掌する担当副部長が置かれている場合は、当該担当副部長）

附則 省 略

6 箕面市自立支援協議会資料

箕面市自立支援協議会設置要綱

平成十九年三月二十九日

箕面市訓令第二十六号

(設置)

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第八十九条の三第一項の規定に基づき、障害者等(障害者又は障害児をいう。以下同じ。)への支援の体制の整備を図るため、箕面市自立支援協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項等)

第二条 協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

2 協議会は、市が法第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合は、市の求めに応じて協議を行うものとする。

(構成員)

第三条 協議会は、障害者等への支援を行う関係機関及び関係団体、障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者のうちから、市長が指名する者(以下「構成員」という。)をもって構成する。

2 構成員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会の設置)

第四条 協議会は、第二条に規定する協議を円滑に行うため、部会を設置することができる。

(秘密の保持)

第五条 構成員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。構成員がその職を退いた後も、同様とする。

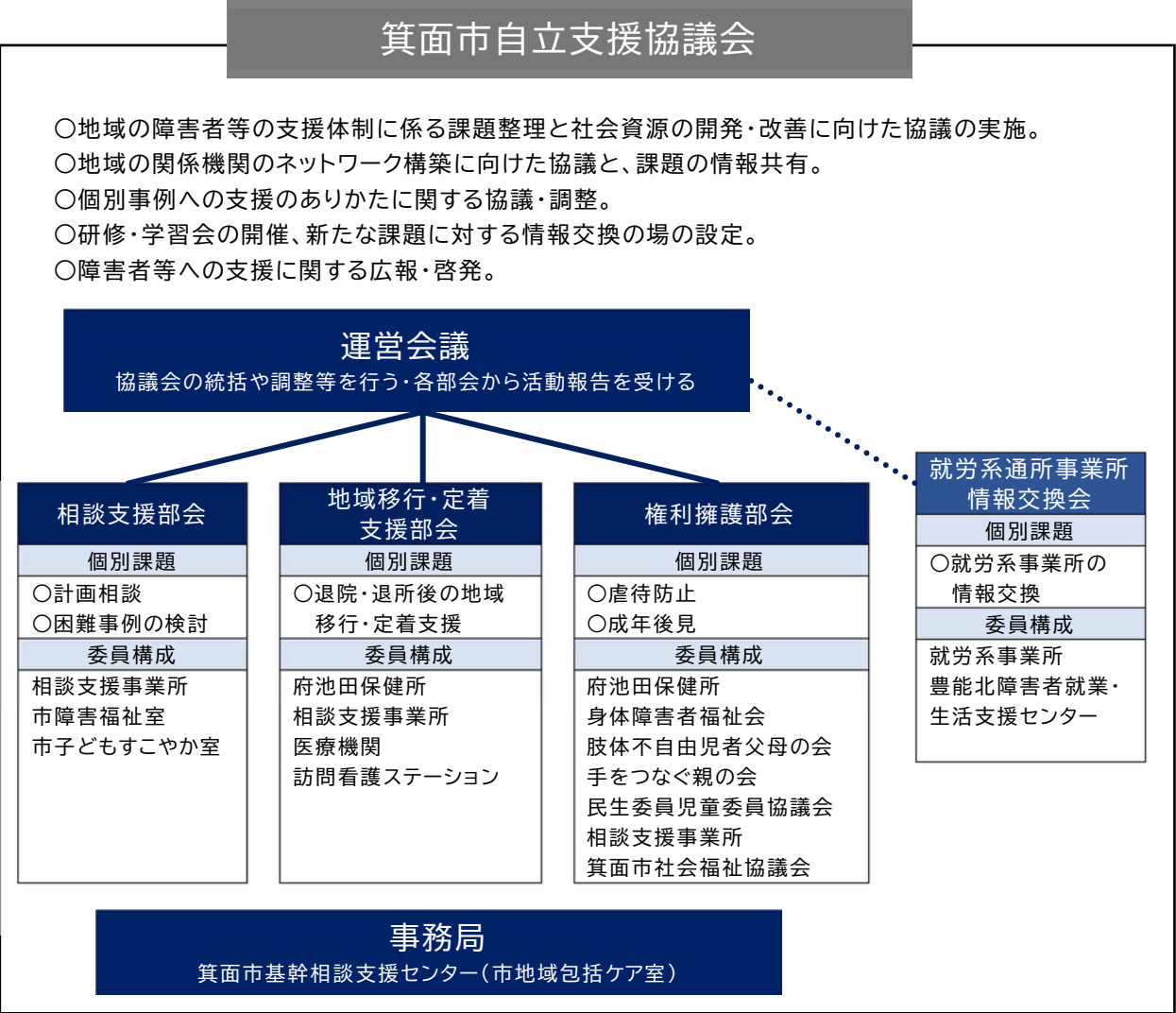
(庶務)

第六条 協議会の庶務は、健康福祉部地域包括ケア室において行う。

(委任)

第七条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附則 省 略



7 本市の障害福祉施策の経緯

時 期	項 目
昭和 28 年度 (1953 年度)	・ 箕面小学校に知的障害児学級「もみじ学級」開設
昭和 31 年度 (1956 年度)	・ 第二中学校に知的障害児学級「あかつき学級」開設 ・ 箕面市制施行
昭和 39 年度 (1964 年度)	・ 萱野小学校に知的障害児学級開設 ・ 無認可作業所「あかつき学園」開所
昭和 47 年度 (1972 年度)	・ 西南小学校に肢体不自由児学級開設 ・ 市費で、障害児介助員の配置と重度肢体不自由児の学校タクシー送迎制度を開始
昭和 48 年度 (1973 年度)	・ 市立幼稚園(かやの幼稚園)で障害児の入園が始まる
昭和 49 年度 (1974 年度)	・ 市立保育所(桜ヶ丘保育所)で障害児保育が始まる
昭和 51 年度 (1976 年度)	・ 第三中学校に肢体不自由児学級開設
昭和 53 年度 (1978 年度)	・ 知的障害者通所授産施設「箕面市立あかつき園」開設
昭和 55 年度 (1980 年度)	・ 市に「国際障害者年推進本部」設置 ・ 「箕面市障害者事業 10 カ年計画」策定
昭和 56 年度 (1981 年度)	・ 国際連合による「国際障害者年」
昭和 57 年度 (1982 年度)	・ 「豊能障害者労働センター」開所 ・ 「箕面市障害児教育基本方針」策定
昭和 58 年度 (1983 年度)	・ 箕面市立障害者福祉センター「ささゆり園」開設 ・ 「箕面市福祉のまちづくり環境整備要綱」策定 ・ ささゆり園で「心身障害児早期療育事業」開始 ・ ささゆり園で「ささゆり作業所」運営開始
昭和 59 年度 (1984 年度)	・ 市学童保育室で、障害児の受入れが始まる
昭和 60 年度 (1985 年度)	・ 市と障害者団体等による「障害者の働く場づくり懇話会」設置
昭和 61 年度 (1986 年度)	・ 「第三次箕面市総合計画」開始。(「障害者の働く場づくり推進事業」を最重点施策事業と位置づけ。) ・ 「箕面市障害者雇用助成事業」を開始 ・ 「(仮称)箕面市障害者事業団設立準備委員会」設置
昭和 62 年度 (1987 年度)	・ 「(仮称)箕面市障害者事業団モデル事業推進協会」設置 ・ 「箕面市障害児早期療育事業推進計画」策定

第1部 総論	第2部 第4次計画（みのお‘N’プラン）	第3部 第3期箕面市障害者市民の長期計画・ 箕面市障害児福祉計画・	第4部 計画の推進体制と 進管理	資料編
-----------	-------------------------	---	------------------------	-----

時 期	項 目
平成 2 年度 (1990 年度)	・「財団法人箕面市障害者事業団」設立 ・「箕面市福祉のまちづくりに関する市立施設の建設及び営繕指針」制定 ・箕面手をつなぐ親の会が、知的障害者グループホームを開所
平成 4 年度 (1992 年度)	・「箕面市保健福祉市民ニーズ調査」実施
平成 5 年度 (1993 年度)	・「箕面市保健福祉計画」策定 ・身体障害者通所授産施設「箕面市立ワークセンターささゆり」開設
平成 6 年度 (1994 年度)	・「箕面市立知的障害者デイサービスセンター」開設(東部地域)
平成 7 年度 (1995 年度)	・「箕面市障害者市民長期計画策定検討委員会」設置 ・「箕面市在宅障害者自活訓練事業」開始 ・「箕面市福祉のまちづくり重点地区整備計画」策定 ・「箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」策定
平成 8 年度 (1996 年度)	・「箕面市福祉のまち総合条例」施行 ・「箕面市立総合保健福祉センター(みのおライフプラザ)」開設 ・総合保健福祉センター内で「障害者ショートステイ事業」開始 ・総合保健福祉センター分室で「早期療育事業」開始 ・「箕面市障害者雇用支援センター」設立 ・「箕面市障害者市民施策推進協議会」設置 ・「福祉予約バス(ダイヤモンドバス)」運行開始 ・「箕面市重度身体障害者社会生活訓練事業」開始
平成 15 年度 (2003 年度)	・「ふれあい就労支援センター」開設に伴い、同センター内に障害者雇用支援センターを拡大移転 ・支援費制度施行(措置から契約へ) ・「第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」策定
平成 16 年度 (2004 年度)	・ささゆり園を再整備し、身体障害者デイサービス事業を開始 ・知的障害者デイサービスセンター及び東部老人デイサービスセンターを、「箕面市立光明の郷ケアセンター」とし、一体的サービス提供基盤として再整備。 ・「箕面市交通バリアフリー基本構想」策定
平成 18 年度 (2006 年度)	・障害者自立支援法施行(3障害統一のサービスとなる) ・「第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)改訂版」策定
平成 19 年度 (2007 年度)	・ワークセンターささゆりが障害者自立支援法制度へ移行 ・光明の郷ケアセンターが障害者自立支援法制度へ移行
平成 20 年度 (2008 年度)	・「第2次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)二訂版」策定 ・「豊能北障害者就業・生活支援センター」開設

時 期	項 目
平成 21 年度 (2009 年度)	・ 障害者雇用支援センターが障害者自立支援法制度へ移行 ・ 市が「社会的雇用制度」の国制度化を、国等に要望
平成 22 年度 (2010 年度)	・ あかつき園が自立支援法制度へ移行 ・ 市が「社会的雇用モデル事業」の実施を、国等に要望
平成 23 年度 (2011 年度)	・ 障害者基本法の改正(「インクルーシブ社会」の概念等が盛り込まれる) ・ 国の障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(箕面市長が構成員として参加)が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」をまとめる ・ 市内の福祉作業所等の制度移行が終了
平成 24 年度 (2012 年度)	・ 障害者虐待防止法の施行 ・ 障害児通所支援等が、児童福祉法に移管
平成 25 年度 (2013 年度)	・ 障害者総合支援法の施行(難病患者等を障害福祉サービスの対象に追加) ・ 障害者優先調達推進法の施行 ・ 障害者差別解消法の制定 ・ 国連障害者権利条約の批准 ・ 市立小中学校のエレベーター設置が完了 ・ 「第3次箕面市障害者市民の長期計画(みのお‘N’プラン)」策定
平成 26 年度 (2014 年度)	・ 福祉予約バスに替わり、福祉有償運送モデル事業として「オレンジゆずるタクシー」の運行開始
平成 28 年度 (2016 年度)	・ 障害者差別解消法の施行 ・ 成年後見利用促進法の施行
平成 29 年度 (2017 年度)	・ 基幹相談支援センターの市直営化 ・ 「重度障害者のための生活介護事業所整備構想」策定
令和 2 年度 (2020 年度)	・ 障害者雇用促進法の改正(障害者活躍推進計画作成の義務化)
令和 3 年度 (2021 年度)	・ 災害対策基本法の改正(避難行動要支援者の個別避難計画作成の努力義務化) ・ 障害者差別解消法の改正(事業者による合理的配慮の義務化) ・ 医療的ケア児支援法の施行 ・ 「第2期箕面市地域福祉計画」策定
令和 4 年度 (2022 年度)	・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行
令和 5 年度 (2023 年度)	・ 箕面市手話言語条例の施行 ・ 箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例の施行 ・ 「重度障害者のための生活介護事業所整備に向けた新しい推計」の策定 ・ 児童福祉法の障害児福祉サービス等がこども家庭庁に移管

8 用語説明

●アクセシビリティ

アクセスのしやすさ。ウェブページにおけるアクセシビリティは、年齢や障害の有無に関わらず、また異なる情報端末やソフトウェアにおいても、情報を取得あるいは発信できること(あるいはその度合い)。

●あんしん賃貸支援事業

高齢者、障害者、外国人等であることを理由とした入居拒否を行わない民間賃貸住宅(=あんしん賃貸住宅)、これらの世帯の入居の円滑化や居住支援を行う団体(=居住支援団体)及びあんしん賃貸住宅の仲介等により高齢者等の円滑な入居を支える宅地建物取引業者(=あんしん賃貸住宅協力店)を都道府県に登録する制度。

●医療的ケア

医師の指示の下に行われる、日常生活を営むために必要な、喀痰吸引・経管栄養・導尿・服薬指導等の行為。

平成24年(2012年)施行の「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等について、一定の条件の下に、口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養を実施できることとなった。

●医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参加し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりの推進を行う人材。国の基本指針や府の基本的考え方では、相談支援専門員や訪問看護師の活用が想定されている。

●インクルーシブ社会

障害者が、他の者と平等な選択の自由と、地域社会で生活する平等な権利を持ち、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する、多様性を包摂した社会。

国連の「障害者の権利に関する条約」(日本は平成26年(2014年)に批准)における重要な理念であり、「障害者基本法」(平成23年(2011年)改正)及び「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年(2013年)制定)においても、「合理的配慮」とともに、重要な理念として盛り込まれた。

●強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

●ケアマネジメント

主に地域社会の中で継続的なケアを提供する際に、サービス利用者の生活全般に

わたるニーズと公私にわたる社会資源との間にたって、複数のサービスを適切に結びつけ、調整を図り、総合的かつ継続的なサービス提供を確保する機能。

●高次脳機能障害

ケガや病気により脳に損傷を負うことで、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害等の症状が起こり、日常生活または社会生活に制約がある状態のこと。

●合理的配慮

障害は社会的障壁による生活上の制限であるとする、社会モデルの考え方に基づき、障害者を取り巻く社会的障壁を取り除くために行う環境整備等。

「障害者の権利に関する条約」では、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

●個別避難計画

避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画のこと。

●作業シェア

複数の障害者事業所でネットワークを組み、仕事を請け負う仕組み。一つの事業所では受けることが難しい大口の仕事等も、業務量を調整・連携することで、より多くの事業所で作業を分け合うことができる。

●支援教育（特別支援教育）

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

「学校教育法等の一部を改正する法律」が平成19年（2007年）4月1日から施行されたことにより、「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、発達障害を含む障害のあるすべての子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うこととされた。

●施設コンフリクト

福祉施設等の設置に際し、設置予定地周辺の人々の障害者等に対する理解が十分でないこと等によって、必要な施設等の整備が進まず、障害者等の基本的人権が侵害されるという事象。

●児童発達支援センター

児童福祉法に規定された、障害のある児童又は発達上の支援を要する児童（以下「障害児等」という。）の支援を、通所により行う児童福祉施設。地域の障害児等の健やかな育成や障害児支援の質の向上を図る中核的な施設として、障害児等のリハビリテーションを行う診療所を併設し、専門的な知識や技術を必要とする児童発達支援を提供するとともに、その保護者、指定障害児通所支援事業者その他の関

係者に対し、相談及び専門的な助言を行うもの。

●重層的支援体制整備事業

既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、高齢・障害・子ども・生活困窮といった分野別の相談支援体制では対応しきれない、解決に結びつかないような地域住民の複雑化・複合化した課題に対応するため、市全体で「属性を問わない相談支援」「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することで、包括的な支援体制を整備する事業。

●自立支援協議会

市町村及び都道府県が、地域における障害者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として設置する機関。関係機関、関係団体及び関係者が、協議及び相互連携等を行う。

平成25年度(2013年度)施行の障害者総合支援法において、名称が「自立支援協議会」から「協議会」に改められ、地域の実情に応じて名称を変更できることとされた。

●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が十分でない人が、不利益を被ることのないように、財産や権利を守るための制度。あらかじめ本人が選ぶ後見人と契約をする「任意後見」と、家庭裁判所に申立てを行い、後見人の選定を受ける「法定後見」とがある。

●早期療育

母子保健事業等による障害のある子どもや発達上支援を要する子どもの早期発見・早期支援や障害児通所支援のうち市が運営するあいあい園等で実施する児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、就学前の児童が利用する保育所等訪問支援における療育、保育園・幼稚園・認定こども園における支援保育・支援教育など、小学校入学までの関係機関連携による支援システム。

●地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化をふまえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「他人事」ではなく「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、子ども、高齢者、障害者など全ての住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をめざすもの。

●地域包括ケアシステム

すべての市民の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の包括的な支援やサービスを提供する体制。

●ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、社会の一員として、互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。

日本においては、昭和56年(1981年)の国連の国際障害者年を契機に普及し、こ

の流れをふまえて、平成5年(1993年)に心身障害者対策基本法が大幅に改正され、障害者基本法と改められた。また、国の「障害者対策に関する新長期計画」(平成5年度(1993年度)～平成14年度(2002年度))の後期重点施策実施計画として、「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」(平成8年度(1996年度)～14年度(2002年度))が定められるなど、ノーマライゼーションは、障害者施策の基本理念とされた。

●パブリックコメント

行政機関(国、都道府県、市など)が国民の生活に大きく影響する制度などを定めるときに、最終的な意思決定を行う前にその素案を公表して意見・情報を募集し、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、提出された意見等に対する行政機関の考え方を取りまとめ、提出された意見等の概要と併せて公表する仕組み。

●バリアフリー

もとは、障害者や高齢者が社会生活をしていくうえで妨げとなる、段差等の物理的な障壁(バリア)をなくすという意味の建築用語。現在では、物理的な障壁に限らず、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面の障壁などを含め、障害者等の社会参加の妨げとなる、あらゆる障壁を取り除く意味で用いられる。

●福祉避難所

災害対策基本法に規定される災害が発生し、災害救助法が適用された場合に、必要に応じ、指定避難所等での生活が困難な人々(要配慮者)を滞在させることを想定した避難所のこと。要配慮者というのは、災害時において高齢者、障害者、乳幼児等その他特に配慮を要する者のことであり、これには、妊産婦、傷病者、内的障害者、難病患者も含まれる。

●福祉有償運送

NPOや社会福祉法人などの非営利法人等が、高齢者や障害者などの公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、レジャーなどを目的に有償で行う自家用車による移送サービス。道路運送法第78条第2項に規定する「自家用有償運送」の一類型である。

●ピアサポート

同じような共通項と対等制をもつ人同士の支え合いを表す。障害者やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換のできる交流会などを行ったりすること。

●ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を目指す家庭支援のアプローチの一つ。トレーナーには専門知識が要求される。

●ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者(保育士等)が効果的に支援できるよう設定されたグループプログラム。

●ペアレントメンター

メンターとは「信頼のおける仲間」という意味。自らも発達障害のある子どもの子育てを経験し、かつ養成研修を受けた保護者が、子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を通し、共感的なサポートを行う。

●法人後見

個人ではなく、社会福祉法人やNPO法人などの法人が成年後見人等になり、個人で成年後見人等に就任された場合と同様に、判断能力が十分でない人の保護・支援を行うこと。

●法定雇用率

「障害者雇用率制度」として、障害者雇用促進法に基づき、事業主に対し、その雇用する労働者に占める障害者の割合が、一定率以上になるよう義務付けている割合。

法改正により、法定雇用率が段階的に引き上げられることとなり、令和6年(2024年)4月からは民間企業2.5%、国、地方公共団体等2.8%、令和8年(2026年)7月からは民間企業2.7%、国、地方公共団体等3.0%となる。

●ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。

●ユニバーサルデザイン

障害者や高齢者等を取り巻く、様々な障壁をなくしていくというバリアフリーの考え方からさらに一歩進めて、まちづくりや商品デザインに関して、だれもが利用しやすい仕様を、あらかじめ取り入れておこうとする考え方。

●要約筆記

聴覚障害者のうち、手話をコミュニケーション手段としていない人に対する、有効なコミュニケーション手段の一つ。筆記により「早く・正しく・読みやすく」情報を伝達する方法。

障害者総合支援法に基づく市町村地域生活支援事業において、意思疎通支援事業として実施されている。

●要安否確認者名簿等災害関係名簿

【要安否確認者名簿】

重度障害者や独居高齢者など、自力での避難が困難な可能性があるかたを対象とした名簿。「箕面市災害時における特別対応に関する条例」に基づき作成される。平常時は避難所に封印保管され、大規模災害発生時は、市長の指示又は地区防災委員会役員3人以上の合議により地区防災委員会が開封し、名簿登載者の安否確認を実施する。

【避難行動要支援者名簿】

重度障害者や要介護者など、自力での避難が困難で、避難のために特に支援が必要なかたを対象とした名簿。「災害対策基本法」に基づき作成される。平常時から

消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区防災委員会、自治会など地域防災計画で定めた関係者に名簿を提供し、支援体制を整え、災害時の支援につなげる。

【要継続支援者名簿】

医療的ケアの必要な独居障害者や高齢者など、継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした名簿。災害発生時は、支援継続の重要度が高い順に、行政が安否確認等を実施する。



●BCP(業務継続計画)

感染症や自然災害等が発生した場合でも業務を中断させないように準備するとともに、中断した場合でも優先業務を実施するため、あらかじめ検討した方法、体制、手順等を示した計画のこと。介護施設や障害福祉サービス事業所等においては、令和6年度(2024年度)から計画の策定、研修・訓練の実施が義務付けられる。

●ICT

「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのこと。障害福祉サービス事業所における業務効率化や、障害者の情報の取得利用・意思疎通の推進に向けた活用が求められている。

●LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本。ピクトグラム(絵文字)や写真・図を使って理解を助けている。

**第4次箕面市障害者市民の長期計画
(みのお‘N’プラン)
第7期箕面市障害福祉計画 第3期箕面市障害児福祉計画**

発行：令和6年(2024年)3月
編集：箕面市 健康福祉部 障害福祉室
〒562-0014 大阪府箕面市萱野 5-8-1
電話：072-727-9506
ファックス：072-727-3539

メール：syougaifukushi@maple.city.minoh.lg.jp

印刷物番号
5-21